

令和元年 6 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和元年 6 月 4 日 開会

令和元年 6 月 11 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和元年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	1 1
石井悠子君	1 1
佐々木勇治君	2 5
松田孝司君	3 8
渡邊泰彦君	5 1
馬場 績君	6 6
散会の宣告	8 4

第 2 号（6月5日）

議事日程	8 5
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
職務のため出席した者の職氏名	8 7
開議の宣告	8 9
議事日程の報告	8 9
請願・陳情の付託	8 9
議案第52号から議案第73号の一括上程、説明	8 9
延会について	1 1 3
延会の宣告	1 1 4

第 3 号 (6月11日)

議事日程	1 1 5
出席議員	1 1 7
欠席議員	1 1 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 7
職務のため出席した者の職氏名	1 1 7
開議の宣告	1 1 9
議事日程の報告	1 1 9
議案第52号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第53号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第54号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第55号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第56号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第57号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第58号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第59号の質疑、討論、採決	1 3 5
議案第60号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第61号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第62号の質疑、討論、採決	1 3 8
議案第63号の質疑、討論、採決	1 3 8
議案第64号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第65号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第66号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第67号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第68号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第69号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第70号の質疑、討論、採決	1 5 1
発言の訂正	1 5 9
議案第70号の採決	1 6 0
議案第71号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第72号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第73号の質疑、討論、採決	1 6 1
諮問第1号の質疑、採決	1 6 2
同意第2号の質疑、採決	1 6 2
報告第1号の質疑	1 6 3
報告第2号の質疑	1 6 3
報告第3号の質疑	1 6 3
報告第4号の質疑	1 6 3

請願第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決	1 6 4
同意第 3 号の質疑、採決	1 6 5
同意第 4 号の質疑、採決	1 6 6
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
追加日程	1 6 8
国道第 1 1 4 号整備促進特別委員会委員の選任について	1 6 8
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	1 7 0
教育長あいさつ	1 7 0
町長あいさつ	1 7 1
閉会の宣告	1 7 2

浪江町告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、平成 31 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 5 月 10 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和元年 6 月 4 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 6 月 4 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	畠山熙一郎君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

6月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙禱]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和元年浪江町議会6月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、松田孝司君、12番、山本幸一郎君、13番、泉田重章君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり本日から11日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの8日間とします。

会期中の会議についてお諮りいたします。4日、5日及び11日を本会議とし、6日から10日までは委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、まことにありがとうございます。

行政報告に先立ちまして、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、長期にわたり避難生活の中で命を落とされた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

初めに、イオンリテールとの災害時における支援協力協定の締結についてご報告いたします。

去る5月21日、町とイオンリテール株式会社との間で災害時における支援協力に関する協定書を締結いたしました。本協定は、災害の発生、または発生するおそれがある場合に、町が行う災害対応活動に対してイオンリテール株式会社が支援協力するものとなっております。主な協力内容については、食料、飲料水、生活物資等の調達、店舗における水道水、トイレ等の提供、災害情報の提供などとなっております。引き続き町民の安心できる災害に強いまちづくりのための取り組みを進めてまいります。

次に、賠償請求支援についてご報告いたします。

個人によるADR申立てにおいては、多数の和解成立により慰謝料等が増額され、救済が図られていることから、改めて6月1日から県内外6カ所において、申し立てに関する説明会を開催しております。

6月1日、2日の説明会には35名の町民に参加いただき、今回もより簡易な和解仲介手続申立書の活用により、参加者の申し立てが実現したところです。東京電力では、個人によるADR申し立てに関して、和解の成立に向けて最大限努力する旨を示しており、引き続き説明会等を通じて、個人によるADR申立ての促進を図ってまいります。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

4月2日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部長に対し、浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出し、復興の加速化と復興庁後継組織体制の整備、財源確保を強く要望してまいりました。

また、4月11日には、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会から復興大臣などに対し、帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書を提出し、特定復興再生拠点区域の早期整備の促進と拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の明示などについて要望したところであります。引き続き議会とも連携をしながら、復興の加速化と実現に向け、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税専用ホームページへの参加についてご報告いたします。

浪江町を応援してくださる全国の方々からの寄附金を受け付ける仕組みといたしまして、本年3月からふるさと納税専用ホームページの利用を開始いたしました。このホームページを利用することにより、クレジットカードでの決済が可能となり、寄附がしやすい環境となりました。今後、ふるさと納税制度を活用し、町のPR、産業の振興、復興に係る財源確保を進めてまいります。

次に、携帯電話等エリア整備事業についてご報告いたします。

国道114号沿線の室原仲沢局、南津島下冷田局の2基地局の整備が3月末に完了し、当該区域の通話が可能となりました。本年度も引き続き3カ所の基地局の整備を進め、町内携帯電話不感区域の解消に努めてまいります。

次に、営農再開状況についてご報告いたします。

今年度の水稲作付は、酒田、北棚塩、苧宿、藤橋、立野、北幾世橋の6地区で行われ、前年度の約4倍になる27.2ヘクタールとなりました。野菜類では、タマネギやエゴマの作付が増加し、昨年度の約2倍の10.1ヘクタール、花卉類については、花木、ハウスともに

作付がふえ、前年度の約2倍の7.9ヘクタールの作付となりました。飼料作物や果樹栽培についてはほぼ横ばいとなり、今年度の町内の営農再開面積は、昨年度の2.5倍の47.7ヘクタールとなりました。今後ともさらなる営農再開に向け、農業者の皆様を支援してまいります。

次に、町内での事業再開及び買い物環境整備についてご報告いたします。

5月1日現在の町内での事業者活動状況は、再開・新規合わせて133事業所となっております。買い物環境の整備では、イオンリテール株式会社とのスーパー出店に関する覚書を締結し、現在、7月中の開店に向けて相互協力により準備を進めております。

次に、プレミアムつき商品券についてご報告いたします。

今年度も昨年度に引き続き6月8日から販売開始を予定しております。今年度の販売・利用期間は、6月8日から令和2年1月31日までを予定しております。

次に、町内イベント事業についてご報告いたします。

4月6日、請戸川リバーラインにおいて、震災後初となる2019なみえ春まつりを開催し、多くの町民にご来場いただき、町民同士の再会と、夜桜と花火の競演を満喫いたしました。引き続き、町民が集い、町民同士、また町と町民の絆が深まるような町内イベントを企画・実施してまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設の整備状況についてご報告いたします。

去る5月26日に起工式をとり行い、いよいよ本格的な造成工事に着手いたしました。また現在、施設の詳細設計を同時並行で進めております。施設のオープン時期については、地域振興施設が令和2年7月、地場産品販売施設が令和3年1月のオープンを予定しております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

北産業団地につきましては、造成工事に加え、現在アクセス道路の整備工事を進めております。一部通行止めなどのご不便をおかけしておりますが、事故等のないよう安全に配慮しながら、本年秋の供用開始に向けて着実に整備を進めてまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取り組み状況についてご報告いたします。

昨年7月より順次、造成地の引き渡しを行っており、プラント建設及び太陽光パネル設置工事が順調に進捗しております。これまで

約3万5000枚の太陽光パネルの設置、水素製造施設整備、水素貯蔵ホルダーの設置が進められております。引き続き計画どおりに事業用地を提供できるよう、着実に造成工事を進めてまいります。

次に、町営住宅の整備状況についてご報告いたします。

平成30年度に修繕工事を進めていた御殿南町営住宅10戸について、3月15日に工事が完了し、これまで7世帯が入居を開始しております。

次に、幾世橋住宅団地の太陽光発電設備工事についてご報告いたします。

再生可能エネルギーの導入とスマートコミュニティ整備構想を推進するため、幾世橋住宅団地85戸と集会所1棟に太陽光発電設備及び蓄電池の設置が完了いたしました。引き続き再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

次に、電気自動車用マルチ急速充電器の設置についてご報告いたします。

フォーアールエナジーとの共同により、電気自動車用マルチ急速充電器を地域スポーツセンター内駐車場に設置いたしました。これにより充電時間が大幅に短縮され、利便性の向上が図れるものと期待しております。

次に、浪江町健康づくり総合計画についてご報告いたします。

本年3月に浪江町健康づくり総合計画を策定し、計画の概要版を広報なみえ5月号とあわせ、全世帯に配布いたしました。今後は、この計画に基づき、継続的な町民の健康管理に努めてまいります。

次に、応急仮設住宅の入居状況についてご報告いたします。

応急仮設住宅の供与期間につきましては、1年延長により令和2年3月末日までとなっております。4月30日現在の入居状況は、建設型が供与戸数216戸に対し、入居戸数21戸、入居者数29人、入居率9.7%、借り上げ型が入居戸数774戸、入居者数1335人となっております。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

4月1日現在、県営及び市町村営合わせ1502世帯、2647名の方が入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

3月16日になみえ創成小・中学校校歌の完成披露会といたしまして校歌完成の集いを行いました。集いには、作詞者の和合亮一氏と作曲者の信長貴富氏に出席をいただき、児童生徒、地域の方々を含め約140名が参加し、待望の校歌の完成を祝いました。

また、4月5日には、浪江にじいろこども園の入園式と進級式を

同園にてとり行い、新入園児 2 名、進級児童 7 名の 9 名での新年度のスタートとなりました。

4 月 8 日には、なみえ創成小学校の入学式を行い、新入生 6 名が入学をし、なみえ創成小学校 14 名、なみえ創成中学校 2 名の計 16 名となりました。入学式では、来賓の方々や地域の方々を含め約 100 名に出席いただきました。この日は、幾世橋・請戸・大堀・荻野の 4 小学校と、浪江・浪江東・津島の 3 中学校の合同休校式を同時にとり行い、7 校を代表して、浪江東中学校前校長による校旗の返納を行いました。

以上、3 月定例会以降現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件 4 件、契約の締結及び変更案件 11 件、土地の取得案件 1 件、町道の認定及び廃止案件 1 件、調停の申し立て案件 1 件、令和元年度の補正予算案件が 4 件、人権擁護委員の諮問案件 1 件、人事同意案件 1 件、繰越計算書報告案件が 4 件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて 60 分以内となります。

一括質問方式については、慣例により、質問が 30 分、再質問が 10 分、再々質問が 10 分以内となっています。

質問は、質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が 2 人以上の議員から出されております。議事整理上、また、円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁ともに簡潔にお願いいたします。

◇石井悠子君

○議長（佐々木恵寿君） 2 番、石井悠子君の質問を許可します。

石井悠子君。

[2番 石井悠子君登壇]

○2番（石井悠子君） おはようございます。2番、石井悠子です。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を一括質問方式で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。令和初の質問を光栄に思います。

先月1日、約200年ぶりとなる天皇陛下の生前退位により、皇太子が新天皇の即位するに伴い、元号が「平成」から「令和」になりました。令和は、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められていると安倍首相が説明されました。人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとは、東日本大震災から8年3カ月、浪江町は一部地域を除き避難指示解除されてから2年3カ月がたちました。まさに、これからの浪江町も心を寄せ合い、復興に向けて新しい文化が生まれ育つときかと思えます。

震災後、町民の住む場所が町内外、てんでんばらばらになっている今、できることは、心を寄せ合う、心を寄せ合わせる、心を寄せ合わせていただけるようにすることだと私は思います。町の意識が変わって変化が伝わることで、町民より興味、関心、感動が生まれ、心を動かすことができるかと思えます。私は、いつも心の復興こそが本当の復興と思っています。

一度絶えたものが再び勢いを取り戻すことを復興ということ、ということでは、建物など目に見える復興はわかりやすいですが、心は目に見えないところですので、難しいことです。町民一人一人、心の復興ができたとき、自立へとつながるのかと思えます。それまで見守り、心寄せ合うことが私たちの役目とも思えます。今回の質問も町民から町に関心があるからこそ上がった声を代弁させていただきます。町の考えをお聞かせください。

1、高速道路の無料措置について。

震災後、高速道路は町民にとって生活道路になっているかと思えます。震災後、町民全員が避難指示により、やむを得ず生活の場を町外にしました。自分の意思で町を出たわけではありません。自然災害だけではなく原発事故が起きたことで、今の生活になっているのです。何度言っても元に戻すことのできないのはわかっていますが、今の生活状況になった原因になっていることを前提にお話しさせていただきます。

震災後、町民は全国ばらばらに避難されました。避難していたときは、放射能がどのようなものなのか詳しいことがわからなく、町民それぞれの判断で避難場所を転々としていましたし、親戚、知人

を頼りに避難した町民もいました。避難先が落ちつくまでは、どのような条件にも避難先の生活になることに必死でした。そんな中、着の身着のまま、また、大地震での家屋の状況が確認できないまま避難を余儀なくされた住民から要望があり、南相馬市の馬事公苑よりバスでの一時立ち入りが開始されました。その後、個人車で一時立ち入りができるようになり、町への出入りが多くなりました。日常的に通う方も多くなりました。何十年も住んでいた家から離れて暮らすというのは、つらく、悲しく、心配が絶えないことで、何度も自宅などに足を運んでいました。何かできるわけでもなくとも、帰ることでほっとして心が落ちつくという方もいます。

県外に避難している方も、毎週町に帰っている方もいます。そのような状況の中、ガソリン代はかかっても高速道路料金が無料だから助かるという声がたくさん上がっています。それと、避難先場所や生活再建住宅購入に当たっては、条件の一つとして、高速道路出入り口が近いところというのがありました。それは、浪江町にすぐ帰れるように、家族に会いに行くのに少しでも時間の短縮などを考えた上でのことです。移動手段として、高速道路は必要不可欠の町民が多いのです。

その後、帰還困難区域を除き、平成29年3月31日避難解除指示を受け、家族内で意見が分かれ二重の生活をしながら帰還される方、避難先でお仕事や就学などいろいろなことがあり、すぐに帰還が難しいが、いずれ帰還する方など、生活場所がばらばらになってしまった方や自宅の敷地内の雑草の管理や防犯管理などのために時間とお金をかけなければ自宅に帰ること、家族に会うことができなくなっています。

4月帰還人口が1008人となりましたが、もともと町民だった方が約2万1000人だったわけですから約2万人の方が出入りするので、今後も浪江町に足を運んでもらい、町の復興を見てもらい、今後の生活場所の選択肢として町を見ていただくためと、避難先から自宅、敷地内、田畑などの管理をしていかなければならないなど、高速道路の無料措置はなくてはならないものですし、復興中であること、このようなことを踏まえ、町として2020年3月以降も高速道路の無料措置延長を要望するお考えがあるか伺います。

続きまして、2番、復興支援員について。

私から復興支援員について質問させていただくのは3回目になります。自分自身が約3年復興支援員を経験したこともありますし、町外、県外の町民と直接お会いしお話を聞くこと、その中で生活状況把握ができ、町に訪問記録を提出していて、町民の様子を直接届

けることができる重要な仕事でした。

1、震災から1年後の平成24年より全国に分散した県外避難町民約6000人の状況把握、暮らしのサポートを目的に、山形県、千葉県の2県に拠点を設置し、その後、平成27年には、山形県、宮城県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、京都府、福岡県の1府9県10拠点に29名を配置し、支援事業を実施、また、当該地の中間支援組織が支援員の日常業務のマネジメントを行っていました。事業全体の運営・調整は、一般社団法人東北圏地域づくりコンソーシアムが担い、東北活性研が各拠点活動の事業アドバイザーとして参画していました。

なお、本事業全体の総括として、高崎経済大学櫻井教授が携わっていました。そのころは、各拠点活動内容の共有と問題解決のために、復興支援員推進会議を開催し、今後の事業に向けてをまとめていました。そのときまとめていた内容をお話させていただきます。

町ではこれまで、どこに住んでいても浪江町民という原則を掲げ、町への帰還の有無にかかわらず避難先の町民の暮らしをサポートしてきた。しかし、平成29年3月をめどに避難指示が解除され帰還可能になった段階で、帰還する人を対象にした支援事業に力点が置かれることになるだろう。そのため復興支援員事業がいつまで継続するか不透明の状況にあって、事業終了後を見据えた支援活動に徐々に切りかわりつつある。第1に定住先の町民同士のつながりをつくり、相互に見守り、支え合いができる近隣の関係づくりをすることである。例えば千葉拠点等では「ご近所ですよ！」という近隣に住む人同士を引き合わせるサロンを展開してきた。第2に町民同士で問題解決するための自治会等のコミュニティーをつくることであり、茨城拠点を初め幾つかの拠点が町民全体で立ち上げた自治会のサポートに取り組み始めた。

このように、支援事業のあり方においても町民の今の暮らしを支えるスタンスと同時に、町民の将来の自立を支えるスタンスの両方が必要になってきている。避難生活は5年の長い月日に及び、町民の心や暮らしの状況はさまざまに変化してきた。第3回の推進会議では、どのような支援が必要か、支援に終わりはあるのかといった問いかけが改めて出された。それらの答えは町民の中にしかない。復興支援員の一番の役割は、町民に寄り添い、その変化に気づき、ニーズを捉えながら対応していくことにあると、平成29年度までは、各拠点、町民の現状や問題を上げることで支援をどのようにすればいいのか、町民の将来の自立に向けてどんなことに取り組んでいくかを支援員同士が考えサポートしてきました。その後、平成30年度

より、支援方法はの質問に対して、町広報誌やホームページ等による情報提供の継続、本年度は生活再建を中心にした支援活動、県外は戸別訪問を軸に住まいや生活の支援情報の提供・相談に対応するなど、個々の状況に応じ、町民の皆様に寄り添った支援を心がけるとお答えいただきましたが、実際生活再建とは、どのようにすることが生活再建といえるのか、生活再建するためにどのような支援を行っているのか、支援員はどのような役割を果たしてきたのか、今年度、支援員事業の役割を伺います。

2、以前の質問で、県外の復興支援員同士の報告・連絡・相談ができることで避難先が変わってもサポート継続ができるため、安心して引っ越しできると町民から声が上がっていました。その後、避難生活が長くなる上で浪江町に少しでも近いところ、日帰りできる距離のところということもあり、県外から福島県内に引っ越しされる方が多くなっていたので、福島県内に復興支援員の配置を提案いたしました。その結果、平成30年度より県内にいわき市、郡山市、福島市の3交流館支援員の6名を配置、二本松市に支援員2名と県内に8名の支援員を配置されました。県外・県内で支援員業務を行っている上で、帰還したい町民に対しどのように対応・対策をしているのか伺います。

3、帰還したい方と、いろいろな事情で今は帰還できない、帰還できないと決めた町民に対して、以前は各拠点の中間支援組織の方が避難先で町民と行政を取り次ぎしてくださることで、問題解決や支援団体の紹介など、知らない土地で知人がいない方にも、どのようにしたら避難生活におけるの困難をどう乗り越えられるかと支援員と一緒に考えてくださっていました。ほかにも、避難先で町民同士の交流を開催し共感できる話ができる、帰還するかしないかの判断にもつながるような情報交換ができ、町民同士が電話番号の交換をし、次は支援員がいなくても町民同士連絡を取り合うなど、避難先で自主的に行動していただけるような支援をしていました。今は、帰還できないと決めた町民に対してどのように対応しているのか伺います。

4、平成30年度より各県の支援組織のもと、個別の活動であったものを一元化したことにより、県という枠組みにとらわれず、支援員同士で相談をしながら訪問エリアを設定するなど、柔軟な対応ができるよう連携が図れると以前お答えいただきました。町民から、誰のための支援なのかわからない、ある県に避難中の方からは、町民に声かけることもなく来てくれる方だけのための交流会やっている、情報が交流会に参加しないと入らないなど、町民から支援員業

務に対して余りいい話を聞かないのですが、その後、支援員業務をJOCAに委託したことで、業務遂行が順調なのか伺います。

次に、3、帰還後について。

1、帰還された町民より、不便を承知で帰還したが歓迎されていない感じがなく、ご近所さんが帰還していないので話し相手がいなくて寂しい、誰とも話ししない日もある、誰が帰ってきているかわかんない、誰が帰ってきているか知りたいなど、震災前と同じ生活環境、ご近所付き合い、コミュニティーができていれば、不満と不安の声が上がることはないと思われませんが、震災後、避難生活が長引く中で浪江町の状況が大きく変わってしまいました。その中で、一部区域を除いて避難指示が解除され、1日も早く帰りたいという町民の思い、町のこし、浪江をなくしてはいけないといった前町長の思いから今の状況にあるわけですが、町のこしをする上で、町に人口をふやすこと、浪江町独自の魅力的な政策、特典など、心が動く・動かせる・動かされる、このようなことを今後も考えていかなければならないと思います。

これまで、県外では、復興支援業務は浪江町が震災後初めて始めた業務で、他町民より、浪江町は支援員がいていいねと言われていましたし、他町でも支援員業務を開始しました。避難先で訪問してくださることで話ができ、相談ができることなど、心寄せてくれること、気にかけることで、浪江町民でよかったと思える方もいました。その業務が町に帰還したらなくなり、帰還したから全てが解決するでもなく、心が満たされるわけでもないと思います。そのようなことから、帰還後も支援員のような、不安な思いを募らせている方々に必要な相談や支援策の活用に係るサポートや町民同士をつなげる交流会の場づくりのお手伝いが必要だと思いますが、町としてはどうお考えか伺います。

2、全町民が避難していたので、解除されてからは、避難先から帰還されている方が大半です。すぐに帰還したい方、いずれは帰還したい方は、浪江の状況が知りたい、広報紙、ホームページを見ればわかるところと、実際に帰還して生活してみようか、生の声が聞きたいのですが、つなぎ役の方、帰還するに当たって避難先より連携・連絡をとってくださる方がいることで、少しは不安解消になり、帰還促進へもつながると思います。町外のような支援員業務を町内にも配置するお考えがあるか伺います。

次に、4番、中心市街地について。

平成29年3月、浪江町中心市街地再生計画に、中心市街地再生の目的は、浪江町の居住・商工業・文化等の中心であった既存中心市

街地の再生を図り魅力的な中心市街地を形成することは、浪江町、さらには双葉郡北部の復興の核として欠かすことのできない重要な要素であると認識されており、権現堂地区を初めとする既存中心市街地における再生方針を急速に位置づけることが必要となっています。

中心市街地再生計画は、既往の復興計画等の方向性、復興の進捗状況、住民意向調査結果の現状と課題及び中心市街地再生計画検討委員会等で出された意見を踏まえ、町民が主体となるまちづくりが可能となるような中心市街地再生の方向性を明確にすることを目的としています。基本市街地再生の基本理念に、浪江町中心市街地の再生には町に多くの人が集まるようになることが大切であり、人々が快適に暮らし、商業機能が活性化され、にぎわいを回復することが求められますと掲載されています。権現堂地区を初めとするとなっていますが、今現在、幾世橋地区に災害公営住宅、小中併設校、認定こども園と、対象区域内に浪江小学校、コスモス保育園があるにもかかわらず、対象区域範囲から離れた場所に開校・開園し、公営住宅があることで人口もふえ、幾世橋地区に集中しています。それと、ここにはまだなかったんですけれども、6月3日朝日新聞、きのうのことなんですけれども、津波ハザードマップ見直し急務というのが出ていまして、県は3月に最大級の津波が発生した場合を想定した新たな水深想定を公表した。浪江町の幾世橋地区、昨年開校されたなみえ創成小中学校の近くの公営住宅も津波の今想定区域に入っているというのがあったので、それは別な話ですが、もあります。

これらも踏まえていますが、町の中心部、まちの顔となるのはどこか伺います。

2、明治31年に浪江駅が開業し、浪江町は双葉郡北部の拠点として発展してきましたという歴史があります。「歴史は繰り返す」ということわざがあるように、駅を中心に発展することが復興、人口の増加につながるのではないかと思います。平成29年3月時点で、将来イメージとして駅前のにぎわい創出、平成33年、2021年3月までに取り組むものとして、常磐線再開のための利便性確保（情報発信・デマンド交通の拠点等）と駅のバリアフリー化、駅前でのイベント実施によるにぎわい創出となっていますが、その後、駅周辺の具体的な計画を立てているのか、計画を立てているのであれば町民に伝わっているのか、用地売却、区画整理が行われているのか伺います。

3、震災後、町の状況、町民の生活状況が大きく変わった中で、

これから町をつくっていく計画をするに当たり、歩いて暮らせるまちづくり、コンパクトタウンを目指していきたいです。私の考えるコンパクトタウンは、住宅、商業施設、病院、学校、スポーツ施設など、全て歩ける範囲にある町です。

2年前、避難指示解除後、幾世橋地区集合団地に帰還された方に、郵便ポストがなく不便だと、役場にあるのはわかっているけど、6号線を越えて歩いていくには大変なんだと。車の運転ができればすぐだと思われる距離でも、歩くしか手段がない方にとっては大変なことになるわけです。

今はポストが設置されていますので、感謝のお言葉をいただきました。毎回利用するものではないとしても、不便を感じる生活環境なわけです。それに、町は帰還された町民の中の約2割は後期高齢者と聞いております。これからは少子高齢化時代に対応できる、歩いて暮らせるコンパクトタウンの提案をしたいと思いますが、町はどのような計画を立てているのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） まず、私からは高速道路の無料化措置の延長についてお答えをいたします。

高速道路の無料化措置につきましては、2020年3月31日までとなっております。無料措置の目的は、当初、原発事故による警戒区域からの避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援するものであり、現在居住人口がようやく1000人を超えた現状では、今後も相当期間、離れ離れになった家族との行き来が大切だと思います。また、それにとどまらず、農業、漁業等の生業再生のために、避難先との行き来を続けざるを得ない方が大変多いと考えております。

そういったことから、無料措置の延長は当然必要であると考えております。これまでも事あるごとに国に対して要望を重ねてまいりましたが、今後とも引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。

他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） それでは、復興支援員の関係についてお答えいたします。

まず、復興支援員事業の役割でございますが、復興支援員制度は、被災者の見守りやケア、地域おこし支援等の復興に伴う地域協力活動を通じまして、コミュニティー再構築を図ることを目的としておりまして、復興支援員は町からの委嘱を受けまして、これらの活動

に従事する役割を担っております。

その中心テーマとしているのが生活再建でございます、浪江町復興計画第二次に掲げられております、どこに住んでいても、全ての町民の暮らしを再建するとします、暮らしの再建を目指すものでございます。

これに基づきまして、本年度は1つに住まい、2つ目に就労、3つ目に健康、それから4つ目に次の災害に対する備えといった4つの要素を軸とした支援業務を行っているところでございます。

次に、帰還したい町民の方に対する対応でございますが、復興支援員事業としましては、訪問調査等により帰還の意思等を確認しながら、帰還に向けてどのような支援策が必要とされているのかなど、ニーズの把握に努めているところでございます。

また、帰還に向けての生活再建相談や支援等の要請があった場合には、これに応じまして、その支援策に関する情報提供とか関係機関との連絡調整など、必要な対応を行っているところでございます。

次に、帰還できないと決めた町民に対しての対応ですが、同じく復興支援員事業としましては、帰還できないと決めた町民の方も含めまして、全体として町民間での交流活動や交流機会の提供に努めますとともに、訪問調査等により支援が必要と認められた方や支援員要請のあった方に対しましては、見守りやケア、生活再建相談など、必要な対応を行っているところでございます。

続きまして、支援員業務をJ O C Aに委託したことでの業務遂行の状況でございますけれども、復興支援員業務につきましては、今年度もJ O C Aに委託して実施しておりますが、この遂行状況につきましては、復興支援員の全体会議、中間報告会、最終報告会等の中で確認をしております。町としましては、順調に遂行されているものと考えてございます。

なお、支援業務につきましては、これまでの各県ごとの支援組織から一つの支援組織による活動に移行しましたことで、より円滑な支援員間での連携や柔軟な対応が図られてきているものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 帰還後について、帰還後、支援員のような役割の方が必要ではないかについてお答えいたします。

帰還された町民の方については、町内での生活環境が十分に整っていないことやさまざまな事情により、支援が必要な方がいらっしゃるかと承知しております。現在、社会福祉協議会の生活支援相談員

や民生委員が各世帯を訪問し、町と情報共有を行っております。支援が必要な方には、町保健師が訪問し、医療・福祉の相談支援を行っております。また、社会福祉協議会によるサロン事業が定期的開催されるほか、主に行政区単位でのコミュニティー再生に向けた支援活動を行っているところでございます。

次に、帰還する住民を町内外支援員同士で連絡・連携を図ることで不安解消につなげてはいかかかという質問にお答えいたします。

町民の帰還促進のため、町内での生活に対する不安解消は大変重要であると認識しております。町におきましては、所管の各部署がございまして、町外の支援員とも連絡を密にして対応してまいります。

続きまして、中心市街地についてでございます。

町の中心部はどこかというご質問でございます。

浪江町の復興につきましては、平成26年3月に策定した復興まちづくり計画におきまして、当面の復興拠点の中心を国道6号と浪江町役場周辺の地域と位置づけ、各種復興施策を行ってまいりました。

今後は、同計画において段階的に既存中心市街地まで拡大していくとしていることなどを踏まえまして、震災前から浪江町における商業、文化、交流などの中心でありました浪江駅前周辺などを含みます中心市街地がいわゆる中心部というような位置づけになっていくものと考えております。

続きまして、浪江駅周辺のまちづくり計画についてでございます。

浪江駅前を含む中心市街地のまちづくり計画につきましては、復興計画第二次に位置づけますとともに、平成29年3月に個別の計画としての中心市街地再生計画を策定してございます。策定に際しましては、検討委員会に町民の代表者などに委員として参画していただきますとともに、県内3カ所において住民懇談会を開催し、さまざまな意見をいただき、計画に反映しているところでございます。あわせて、計画の実行性を期するために、実施計画を策定しております。

また、駅前周辺の具体的な計画につきましては、駅前周辺は大半が民有地でございますことから、行政主導で行う部分と民間主導に委ねる部分のすみ分けなどを含めまして、現在、復興庁や庁内の関係課等との整備のあり方について検討を行っておりまして、方向性が定まった段階で必要に応じて関係者と協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、歩いて暮らせるまちづくり、コンパクトタウンを目指すということでございますが、コンパクトタウンに関する計画に

つきましては、中心市街地再生計画の施策3、中心市街地での居住機能、多様な住宅、住環境整備における実現する将来像の中で、コンパクトな町の実現をまちづくりの方向性に位置づけております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問ありますか。

石井悠子君。

○2番（石井悠子君） それでは、再質問させていただきます。

1、高速道路の無料措置延長については、要望していただいているとお答えをいただきましたが、要望に対して、いつまでに回答をいただけるか伺います。

次に、2、復興支援員についてです。

1、支援員事業がうまく遂行されているとのことですので安心いたしました。但し、町民からは、今までと違って、交流会に参加しなくなった、ご近所さんに住んでいる方に支援員が訪問したのに家には来なかった、今までは家にも寄ってくれたのにと、気にかけてくれなくなった、冷たいなど、心寄せてもらえる行動が急になくなったと聞きますが、どうして近くまで行っているのかかわらず、訪問しないのか伺います。

最近、家を建てた方には訪問していないと話がありますが、家を建てたことで生活再建ができたとお考えの上で訪問をしないのか伺います。

3、いずれ支援員事業が終わりを迎える制度であることは、私も町民の方も認識していますが、町民より必要とされる支援の継続でなければ、今後継続をするべきではなく、それより、町民同士が集まる活動に対して活動費を支給するなど、町民主体の活動、今後もつながりを継続していくための補助金を支給するという制度が必要で、4月には復興コミュニティ事業補助金のお知らせが広報誌に掲載されています。申し込みしようとしたが、内容が難しく、自分たちでは書類をまとめることができないので、補助金の申請をやめたという方がいます。町民同士のコミュニティーのための補助金にもかわらず、なぜ、難しい内容になっているのか伺います。

3、帰還後について。

1、役場などがあるので、町民は安心して暮らしていけることは、承知いたしました。震災前でしたら、どこどこに住んでいる誰々さんと、職員の皆さんもわかっている方が多く、いろいろ話をしなくても、その方の家族構成や現状を把握されていたので、お悩み相談や世間話をする機会が多かったと思いますが、今は職員の皆様の業務量の多さからか、なかなかお手すきの方がいなく、ゆっくり話が

できる雰囲気ではないのではないかと思いますし、解除後、自宅ではなく幾世橋住宅団地や幾世橋集合住宅に帰還されている方もいますし、空き地・空き家の売買により新たに町民になった方、行政区が変わった方などさまざまな状況だと思います。集合住宅では、隣に住んでいる方がわからない、話したことがないなどの話を聞くので、新たなコミュニティーをつくる政策やちょっとした話ができる機会が必要かと思います。

2、プライバシーの侵害により、帰還した方などの情報が知りたいとしても教えていただけないのはわかりますが、連絡がとりたいたきにとれないことがストレスとなっていますし、つながりたいとしても会いに行けない方もいます。そんなとき電話で話すことができる方が多いですし、情報交換にもつながります。避難によって離れ離れになってしまった町民のきずなのための第2巻、私の手元にあるのは「みんなのれんらく帳（町民電話帳）」、平成29年3月に発行されましたが、解除後、住まいの連絡先の変更があるかと思えますので、そちらを更新し発行していただきたいと思いますが、町の考えを伺います。

4、中心市街地について。

1、既存中心市街地の再生より、復興拠点の中心との近接性等に配慮し、幾世橋地区に復興公営住宅、自力での住宅再建用地の確保は理解できますが、商業などは、既存の中心市街地となると交通手段に悩みますし、暮らしに便利なところに住宅確保が重要だったかと思えます。中心市街地の計画を明確に提示していただかないと、中心市街地にお住まいだった方が今後の身の振り方に不安を抱きますし、家を再建させてから、立ち退きのお願などは、なかなか難しい問題になると思います。中心部の発展が第一として、それから整備地域の地区の拡大に向かうようにしなければ、どこが中心なのかわからなくなるのではないかと思います。町としてはいつまでに中心市街地再生計画を完成させたいと思っているのか伺います。

2、すみ分けの話が出ましたが、平成29年度の時点で、震災により被害を受け、家屋や店舗等の解体が進み、空き地が多く点在していて、駐車場として利用されている空き地もありますが、損壊している建物も多く点在しています、となっていました。その後、空き地、空き家、空店舗がわかるような図面、地図の作成、すみ分けがわかる地図の作成をされているものがあるか伺います。

3、計画を進める上で、民有地だけというわけにいかないのであれば、持ち主との交渉など早めに進めていかなければ、どんどん計画がおくれる可能性があります。それに、固定資産税を納めてもら

うようになってからは、売れるなら売りたいという方も出てくるか
と思います。方向性や明確な計画を町民に示してください。

駅前のにぎわいは、町の発展をあらわすものだと思います。将来
イメージとして、駅前のにぎわい創出、2021年3月までに取り組む
となっていますが、取り組むことが可能か伺いたします。

4、町の都合より町民の暮らしを中心に計画を立てていただきたい
です。既存の公共施設などを使うことも大切だと思います。それ
に、歩いていける距離にないものばかりですので、今後もデマンド
タクシーや巡回バスの運行をお願いしたいと思いますが、補助金が
なくなったら運行ができるかわからないとなるのでは、また困っ
てしまいますので、継続できるようにしていただきたいと思いま
すが、町はどうお考えか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 要するに高速道路の無料措置延長について、要
望に対していつまで回答いただけるのかという質問にお答えいた
します。

まず、私ども地方自治体が要望する項目について、要望先から回
答をいただけるということはまれにはございますが、ほとんどなく、
要望のときに総論でお答えをいただくのが一般的でございますが、
案件が案件でありますので、再度、あるいは再々度要望するという
形で、できるだけ早く確認をとっていきたいと考えているところ
でございます。

それから、国でいつも12カ月予算ということで、予算が決まらな
い段階では発表ができないというならわしがあるようでございま
すが、できるだけ早く回答いただけるように努力を重ねてまいり
たいと思います。

それから、「みんなのれんらく帳」についてお答えをいたします
が、初版が震災後まもなく発行されました。そのときはそれぞ
れの安否確認を含めて掲載が非常に多かったわけですが、2回目
の再版につきましては相当ダウンをいたしました。これはやはり
個人情報保護の観点かと思えますけれども、今後こういった形が、
本来であればあったにこしたことはないわけですから、今後検
討させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 復興支援員関係の再質問にお
答えいたします。

まず、復興支援員の訪問の関係ですが、現在、復興支援員事業
は生活再建に係る支援を中心に行っております。被災者への支
援施策

の変化等に伴いまして、今後の生活の再建に不安な思いを募らせている方々を中心に必要な相談や支援策の活用に係るサポートを行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、家を建てた方への訪問の件ですが、先ほど申し上げましたとおり、生活再建の要素としまして、住まい、就労、健康、備えといった4要素を軸として支援業務を行っております。家を建てられた方につきましては、このうち少なくとも住まいに関しては生活再建ができていると考えております。

なお、全く訪問していないというわけではございませんで、見守りやケアが必要な方につきましては継続的な訪問をしております。

次に、復興コミュニティ助成金についてですが、補助金申請の手続につきましては、多少内容が難しくなっているところがあるかと思いますが、これも補助金の目的に沿った適正な運用を図る上でのものをごさいますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、申請に当たりましては、懇切丁寧な説明に努めるよう職員のほうを指導していきまるとともに、町外に関しては生活支援課、それから町内に関しては企画調整課のほうで事務処理を行っておりますので、両課で調整の上、簡略化できる部分につきましては簡略化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 新たなコミュニティをつくる政策やちよとした話ができる機会というご質問にお答えいたします。

社協のサロン事業など、それから町内のスポーツイベント、さらには環境美化活動なども町内におきましては交流を生み出す機会と考えてございますので、こういった機会を周知してまいりたいと考えております。

続きまして、いつまでに中心市街地再生計画を完成させたいのかというご質問でございますが、中心市街地再生計画では、各施策を実現するため段階的行動計画を定めております。各種事業の内容に応じまして、短期的に行うこと、中期的に行うこと、実現する将来像の3段階の目標年次を定めております。

中心市街地の再生に当たりましては、地権者の皆様の思いや事業者の立地意欲、事業を実施するための財源など、さまざまな課題を克服していく必要がありますが、再生計画に従って着実に実現するよう努めてまいります。

続きまして、空き地・空き家等のわかるものを作成しているのかというご質問でございますが、平成29年度から毎年、職員により現地調査を行っておりまして、現状及び将来にわたる空き地発生状況

の把握に努めているところでございます。

次に、駅前のにぎわい創出に取り組むことができるのかというご質問でございますが、駅前のにぎわい創出に向けてどのような整備に取り組むことが必要かということについて、現在復興庁と協議を継続して行っておりますので、それらの結果を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

次に、デマンドタクシーや巡回バスなどの継続についてでございますが、デマンドタクシー及び巡回バスにつきましては、現在、国からの財源により運行してございますが、今後は帰町人口の推移などを踏まえまして、持続可能な公共交通のあり方について検討を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 発言の訂正をお願いいたします。

私、復興コミュニティ補助金について、町内に関しては「企画調整課」で事務処理を行っているのと答弁申し上げましたが、間違いでして、「企画財政課」に訂正をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま生活支援課長から、会議規則第64条の規定により、発言訂正の申し出がありました。議長においてこれを許可しますので、ご了承願います。

石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 全ての質問に了解を得ましたので、これで質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時30分まで休憩します。

（午前10時10分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時30分）

◇佐々木 勇 治 君

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君の質問を許可します。

佐々木勇治君。

[7番 佐々木勇治君登壇]

○7番（佐々木勇治君） おはようございます。7番、佐々木勇治でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の方式は、一括方式でございます。

今回の質問ですが、1つ目に双葉郡内の合併討論について、2つ目に幾世橋住宅団地について、3つ目に生活支援について、4つ目に放射線についての4項目です。

初めの質問に入りますが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の被害が甚大だった本県、岩手県、宮城県の42市町村長のうち約4分の1が「合併の検討は必要」と考えていることが共同通信が実施したアンケートでわかりました。「合併が必要」と明言した首長はいませんでした。双葉郡内の5町村長が「検討は必要」と回答。避難指示解除も住民帰還が進まない現状や人口減、高齢化に対する危機感があらわれた形です。

本県は、浪江町を除く双葉郡内の7町村と田村、相馬、南相馬、新地、飯館、いわき、川俣、各市町村長が回答、双葉郡内では広野、檜葉、大熊、双葉、川内の5町村長が「検討は必要」と回答しました。川内村の村長は「行政サービスの低下」を理由に挙げ、檜葉町の町長は、「このまま高齢化が進めば将来的に検討する可能性はあるが、今は各自治体が存続のため課題に向き合うべきだ」と指摘しました。富岡町は「その他」と回答しましたが、近隣自治体との連携強化が必要との認識を示しました。ただ、具体的な合併の見通しをした首長はいませんでした。

田村、相馬、南相馬、葛尾、新地、飯館、いわき、川俣の各市町村長は「不要」と回答、当町は回答しなかったとありましたが、なぜですか。また、合併検討の見解をお伺いします。

次に、幾世橋住宅団地について伺います。

幾世橋住宅団地内に徐行や一時停止の標識が設置されました。幼児や児童、高齢者などが居住しているので、運転者側にとって標識を見かければ注意すると思います。そんな標識は何カ所に整備されており、効果はあるのかお伺いします。

次の質問に入りますが、幾世橋集合住宅は、蛍光灯がとても明るいですが、幾世橋住宅団地は非常に暗く、動物も出没し、怖いのでどうかしてほしいとの声があります。当町にお願いの連絡をしても何も変化がないとのことですが、何カ所に蛍光灯を整備し、連絡があってから実際に現場調査はしたのかお伺いします。

次に、生活支援について伺います。

浪江診療所及び仮設津島診療所でインフルエンザの予防接種が受診できます。対象者として、ゼロ歳から2歳までは0.25ミリリットル、3歳から12歳までは0.5ミリリットルを2回接種でき、金額は1回1500円です。13歳から64歳までは0.5ミリリットルを1回接種すると金額は3000円です。65歳からは0.5ミリリットルを1回接種し、金額は無料です。

13歳からは1回となっていますが、12歳までは2回となっていますので、当然2倍の金額がかかります。薬の原価が1700円に対して料金が1500円と安く設定はされていますが、子供たちは有料で高齢者からは無料、そこに疑問を感じます。近隣町村で比較すると、中学3年生までは自己負担分支払いの町村が多いが、全額補助の町もあります。逆に65歳以上は全額補助の町村も多いですが、自己負担分支払いの町もあります。

そもそも若い世帯は町に診療所があることも知らないの、インフルエンザ予防接種を無料にし、それをきっかけで受診のときだけでも県内外から町に来て現況を把握していただけるなら、それだけでも十分に価値があると思います。高齢者の健康を考え無料にすることは大事なので継続するべきですが、未来の宝、未来をつくる子供たちを大事にし、無料にするべきではありませんか、お伺いします。

次の質問ですが、敬老の日に町ではお祝い金を支給しています。80歳から84歳が7000円、85歳から89歳が8000円、90歳からが1万円、100歳には10万円です。近隣町村と比較してもほぼ同じような内容です。今まではそれでよいかもしれませんが、固定資産税の納付の再開、住民税の減免範囲の減少をするほど町の財政状況は大変厳しいので、現金を振り込むのではなく、プレミアムつき商品券同様に、町に来ると使用可能な温泉券や宿泊券に変えていく、もしくは100歳は現在のままでもよいと思いますが、それ以外は毎年の支給ではなく、77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿などの記念日だけに、町に関係する記念品等に変えていく時期ではありませんか、お伺いします。

次の質問ですが、2020年4月以降の応急仮設住宅の供与期間について、浪江町の全域、つまり帰還困難区域から非難されている方も2020年3月末をもって終了となっています。特定延長に該当すれば延長になりますが、条件がとても厳しく、災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない者、公共事業以外で自分の自宅の再建は決まっているが、工期等の関係か

ら供与期間内に応急仮設住宅を退去できない者、これは簡単にすると、再建先、再建時期が決まっていなければ、延長は終了ということです。

もともとは、東京電力福島原子力発電所事故により町内全域に出された避難指示で避難させられました。みんな好きで避難しているわけではありません。それなのになぜ解除にもなっていない帰還困難区域まで供与帰還終了なのでしょう。やり方が少し乱暴すぎると思います。

帰還困難区域は、2023年3月までに特定復興済生拠点区域の避難指示解除を目指しているのに対して、最低でも3年間は終了時期が早いと思います。私は、最低でも特定復興再生拠点区域が完成するまでは継続するべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、放射線について伺います。

東京電力福島第一原子力発電所1号、2号の脇には、高さ120メートル、直径3.2メートルの排気筒があり、事故発生当初、原子炉が壊れるのを防ぐため、放射性物質を含む蒸気を放出する排気で使用されました。半分ほどの高さの地点で支柱と斜材の接合部計9カ所に破断や損傷が見つかっており、東電は耐震性に問題はないとしていますが、もしも倒壊するならば、廃炉作業の大きな妨げとなることと原子力規制委員会の指示もあり、7月下旬から開始し、上半分を撤去します。

内容として、切断用の特殊な装置を大型クレーンでつるし、排気筒の上部から輪切りにし、長さ2から4メートルのパーツに切断し、クレーンで地上におろす工程を繰り返していきます。排気筒の根本付近では、事故直後に毎時10シーベルト超、2015年の調査でも毎時2シーベルトの線量が計測されています。福島第一の屋外で最も線量が高く、その場に数時間いると死に至るレベルです。煙突内部に放射性物質の飛散を抑える薬剤をまきながら作業しますが、高所の余り、局所排風機等も使用できるのか疑問です。直線距離にすると10キロメートルも離れていないので、町民からすればとても不安があり、町民への不安対策はどのように行うのかお伺います。

次の質問ですが、富岡町が独自に実施している放射線量調査の町内142カ所の測定に対し、当町は町内93カ所に設置されたモニタリングポスト及びモニタリングポストが設置されていない23カ所の測定です。面積は富岡町68.39平方キロメートルに対して、当町は223.14平方キロメートルと、約3倍の面積です。富岡町と当町を比較すると、富岡町の土地は約3分の1ですが、放射線量の測定箇所は非

常に細かく調査し、掲載しています。公共施設土壌調査でもゼロから5センチメートル、5センチから10センチメートル、10センチから15センチメートルと、5センチごとに30カ所を測定調査し掲載しています。

さらに驚くのが家庭菜園等の土壌汚染状況を把握し、不安払拭に寄与することを目的として、町民の協力を得て30カ所の民有地土壌測定調査を実施していることです。一部の地域を除いて避難指示解除をしてきたのは同じ時期です。似た状況なのになぜ当町とここまでの差ができたのでしょうか。

町民は、現在の汚染状況を把握したいのです。ここで資料で説明しますので、資料をごらんください。

口頭より資料のほうが見やすく、一目でわかると思います。

例えばナンバー1の詳細をクリックすると、2枚目にあるように区域区分で帰還困難区域や住所、採取年月日、時間、電気、写真などが出てきます。

ナンバー16も同じですが、避難指示解除区域のはずなのに、キログラム3万2000ベクレルと非常に高いことが一目でわかります。

避難指示解除区域で高汚染土壌は除去するべきですが、さわってはいけないと大人が把握することで、何もわからず土遊びをしてしまう子供や孫に注意することができます。

よいところはまねをし、当町でも公共施設はもちろんのこと、町民の協力を得て民有地土壌測定調査をし、公表するべきではないですか、お伺いします。

次の質問ですが、十日市で子供を3人連れて遊びに来ていた家族と話をした際に、友人に、何でマスクをしているの、風邪と尋ねたら、だって、浪江町だよ。水も飲まないし、食べ物も子供たちに買わないよとの返事だったので、上流にある大柿ダムの水の放射線関係は測定しているよと答えたら、でも、ダムの底には放射性物質があるよね。だったら飲まないし、食べないとの答弁でした。

大柿ダムは河川流用が乏しく、農業用水が不足していた福島県南相馬市小高区、双葉郡浪江町及び双葉町の水田約3500ヘクタールへかんがい用水を供給するために浪江町に国営請戸川農業水利事業で昭和50年度から昭和63年度にかけてつくられました。

東北地方太平洋沖地震によるダムの被害は、堤体の上部に深さ7メートルの亀裂発生などです。堤体の亀裂は、遮水するゾーンの中まで達していたので、貯水位を最低水位まで低下させていましたが、国による直轄災害復旧工事によって、亀裂の入った堤体は平成28年1月に復旧されました。大柿ダムの底質放射能濃度は取水口付近の

湖底において月1回底質を調査し、2012年2月から2017年2月までは東北農政局のホームページにて掲載されています。

ダム湖全体の底質調査結果では、放射能濃度は非常に高く、その中でもダム湖の下流側に高い濃度で分布しています。3年前に大柿ダムについて質問しましたが、底質を調査している取水口付近及びダム湖全域の底質調査結果にどんな変化がありましたか。大柿ダムに放射性物質があることで、マスクや飲食もしない町民が一人でもいるなら、除染を行うべきではないですか、お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

まず、合併検討の見解についてのお質しでございますが、町民の皆様は、町に帰った方、帰りたい方、帰りたくても帰れない方などさまざまでございます。そのような中で、町民の方であれば浪江町の存在は心の支えになっていることと思います。それを踏まえると、合併の議論は町民の皆様にご満足がなくなるかのような不安を与える可能性があると考えております。

現在、町は原子力災害からの町残しを全力で取り組んでおり、合併の議論は町単体としての復興という視点がぐらつく可能性があると考えております。

さらに、双葉郡は広域行政という枠組みの中で、消防を初めとした各種施策に取り組んでおまして、まず広域行政をしっかりと進めていくことが大変重要であると考えております。

総括をしますと、現在は地震、津波、原子力災害という困難な課題にそれぞれが浪江町をよりどころとして懸命に向き合っている最中ですので、合併につきましては、復興の形が見える段階でしかるべき時期に検討するものと考えております。

以上であります。

その他につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、大きな2番、幾世橋住宅団地についての（1）幾世橋住宅団地内の道路標識の整備箇所と効果についてお答えを申し上げます。

幾世橋住宅団地では、住民の方々の要望もあつたことから、団地内の道路が町道に接している場所で見通しの悪い3カ所に一時停止の看板を設置し、団地内道路の通行について注意喚起をさせていただいております。

効果については、私も通行してみました。看板があることで徐行をするということ、さらに気をつけるということ、注意をしましたので、効果はあると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 先ほどの共同通信アンケートをなぜ回答していないのかの部分にお答え申し上げます。

共同通信のアンケートは、町から回答なしではございませんで、選択肢に町の見解と一致しているものがございましたので、自由記載でお答えしておりました。先ほど町長から答弁がございました内容を文書で記載して回答していたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 続きまして、幾世橋住宅団地の街路灯の整備箇所等についてお答えいたします。

幾世橋住宅団地内の道路に防犯灯は12基設置しております。また、周辺の道路には7基設置しております。現地調査は実施しております。

防犯灯の設置につきましては、具体的な要望場所が示されれば現地調査をし、検討してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 子供のインフルエンザワクチン接種費用の無料化についてお答えいたします。

過去においては、インフルエンザの流行を阻止する対策として、子供に対するインフルエンザワクチンの集団接種が実施されてきました。しかし、インフルエンザワクチンは直接の感染を防ぐ効果はなく、社会全体の流行を阻止する十分なデータがないことやワクチンの有効性への疑問とまれに発生する接種による副反応などの状況から、平成6年6月、予防接種法が大幅に改正され、インフルエンザワクチンの接種については定期予防接種から除外されました。

現在は、個人や家族、職場など、身近なところでの個人防衛のための予防接種として任意接種に位置づけられています。

その後、インフルエンザの罹患による高齢者の肺炎の併発や死亡が社会問題化し、平成13年に予防接種法が改正され、65歳以上の高齢者に対しては、法に基づく定期接種となりました。

子供のインフルエンザ定期化については、国での検討が重ねられ、平成17年3月の報告書において、現行の方法によって子供に接種し

た場合の有効性には限界があり、希望する場合に任意の接種として行うのが適当との結論が出されております。

町が任意接種である予防接種に対し助成を行うことについては、予防接種を積極的に推奨することとなり、現段階での無料化は難しいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 敬老祝い金に関するご質問にお答えします。

浪江町敬老祝い金につきましては、浪江町敬老祝金等支給条例に基づきまして、毎年実施しております。この条例は、平成元年に定められたものであり、その後、支給金額の増額や支給年齢区分の変更、特別敬老祝金の支給といった改正がされております。最近では、平均寿命の高齢化、団塊の世代による高齢者人口の増加といった情勢により事業費が増加してきております。このようなことから、県内の自治体の実施状況や本町の今後の人口動態、財政状況、また、議員にご提案していただきました内容も含めまして検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 帰還困難区域の住民に対する応急仮設住宅の供与期間についてのご質問にお答えいたします。

応急仮設住宅の供与期間につきましては、令和2年3月末日まで1年間、一律延長となっておりますところではありますが、議員お話しのとおり、一定の要件を満たす方につきましては、特定延長としてさらに再延長が可能となるよう県が国と協議中であります。

この協議に当たりまして、県のほうでは、帰還困難区域の避難者に関しましては、特定復興再生拠点に帰還し、自宅を再建する見込みのある方を要件に加えることも検討しておりましたが、関係市町村との協議の中で、同じ帰還困難区域内で分断を招くおそれがある等々の意見がありました。このため県では、特定復興再生拠点区域の避難解除を特定延長の要件とはしない方向としておりまして、町としても同様の見解であります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 次に4、放射線についての（1）福島第一原発1、2号機の脇にある排気筒解体作業への放射性物質の飛散についてというご質問にお答え申し上げます。

排気筒解体に伴いまして、放射性物質の飛散が心配される場所であり、放射性物質が飛散しないようしっかりと対策を講じる必要

があると認識しているところでございます。

そのため、県や関係町村とともに排気筒の現況確認や作業時のダスト飛散対策を確認するとともに、作業実施に対して安全に万全を期すよう申し入れしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） （2）の公共施設、民有地の土壌測定結果の公表についてのご質問にお答えいたします。

土壌については、安全性に対してのしきい値が現在特に示されておらず、町が測定した場合でも、何ベクレル以上が危険で何ベクレル以下が安全かという説明ができませんので、今のところ土壌の測定については考えておりません。

なお、民有地の家庭菜園の土壌については、作物と一緒にお持ちいただければ測定しており、測定結果も参考値としてご本人にお示ししております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 大柿ダムの件についてお答えいたします。

調査を行っている取水口付近の測定結果からは、底質の放射性物質の濃度は減少傾向となっております。ダム湖全域の総量としては、事故直後よりも減少していますが、豪雨の際に流入・堆積したものがあつたため、物理的減衰の算定よりも増加しております。

農政局からは、上流から流入した放射性セシウムの約9割が湖底に沈殿していること、大水が出ても上層の水が動くだけなので、底質が巻き上げられることはない。また、農業用水として取水するのは上層からなので、下層の水は混ざりにくいとの説明を受けております。

しかし、不安払拭のため、今後とも除染を要望してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

初めに、幾世橋住宅団地の標識について再質問します。

3カ所の設置は理解しました。標識があることで、運転者が徐行や一時停止をするので、私も効果はあると思います。しかし、強風の日には、重い標識が転倒することは認識していますか。住宅団地には入居者以外にもいろんな方が訪問してきますので、標識が倒れてぶつかる可能性があるので、大変危険です。標識を固定や固縛を

すれば、転倒のリスクが減少します。それが難しいなら、直接床面に表示するという手もあると思います。

標識の一部は、先月末にひもで固縛をしていましたが、だったらなぜ設置した時点でやらなかったのか不思議で仕方ありません。そもそも標識の管理は誰が行っていますか。また、標識が万が一ぶつかってけがをした場合は泣き寝入りなのか、それとも誰かが責任をとるのかお伺いします。

次に、幾世橋住宅団地内の蛍光灯について再質問します。

12の、周辺が7基は理解しました。しかし、実際による歩いてみると、非常に暗くて怖いです。現在85戸に対して82戸に入居している状況です。そんな入居している方が暗くて怖いと要望してくれば、真摯に対応すべきだと思います。誘拐、傷害、ちかん、ひったくり、何か事件があってから対応では遅いのです。事件が起きてから、やっぱり早目に対応すればよかったでは、悔やんでも悔やみきれないのではないのでしょうか。

そんな状況になってからでは遅いので、リスクが少しでも減少するなら早目に蛍光灯をふやす対応をしていただけるのかお伺いします。

次に、生活支援の応急仮設住宅供与期間について再質問します。

福島県からのお知らせに供与期間について掲載されていますが、富岡町及び浪江町全域並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域からの避難されている方は2020年3月をもって終了します。しかし、大熊町及び双葉町から避難されている方については今後判断します。なお、取り扱いについては改めてお知らせしますとなっています。

同じ帰還困難区域でも片方は終了、片方は今後判断します、こんなに扱いが違うのかと怒りさえ出てきます。こんな対応をしている県に対して何回抗議はしましたか。また、避難指示解除もいまだにできない帰還困難区域は一律に延長するべきですが、今後どのような対応をしていくのかお伺いします。

次に、放射線の排気筒解体について再質問します。

この解体作業は世界初なので、何かしらのトラブルがあるかもしれません。現に5月20日に開始する予定に対し、クレーンが必要な高さより約3メートル足りず、7月下旬以降に延期になりました。福島第一原子力発電所では廃炉に向け作業が日々行われていますが、安全安心は、聞いているだけでは理解ができなく、できるなら実際に自分の目で直接確認するのが一番です。

ホームページに現在、福島第一原子力発電所がどのような状況であるか、直接皆様に確認していただき、日常生活における不安が少

しでも解消されればと考へ、このたび福島第一原子力発電所の視察を企画しましたと掲載されていて、今月の6月15日に視察を予定していますが、職員の皆さんは参加されますか。職員が視察に行つて自分で感じたまま町民に対応したほうが説得力もふえ、不安解消につながります。そんな考へはあるのかお伺いします。

次に、放射線土壌測定調査について再質問をします。

なぜやらないのか、理由は面倒だからですか。しきい値がないならつくればよいと思います。将来的にも、現在の状況を知るためにも、絶対に必要だと思ひます。富岡町は、昨年度は入札にて、株式会社クレハ分析センターに調査を依頼しました。調査対象施設放射能濃度の代表性を確保できるよう、1対象施設において4ポイントもライナー採土器を用いて採取し、地表面から15センチまでの土壌を5センチ単位で3層に分け、それぞれの層の土壌を等量混合したものを対象施設の測定資料として土壌を採取しています。

私は、1対象施設において1ポイントでもよいので、町民の協力を得れば、民有地の土壌を採取し、本町にあるゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム134及び137の放射能濃度を測定できるので、やるつもりならいつでも可能だと思ひます。町には1827万円で購入したゲルマニウム反動検出器、環境放射能測定装置がありますので、実行に移すべきではないですか、お伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

幾世橋住宅団地の標識、まず転倒の予測ができなかったのかということですが、下部にコンクリートでおもりがついておりますので、当初は設置をすることを優先として考へておりましたので、残念ながら転倒の予測はしておりませんでした。

なお、強風が吹いて転倒しているよというようなことの通報を受けて、現在はロープで固定をさせていただいているところであります。

管理については、当然、町で設置しましたので、町の管理となります。また、何かあったときの責任ということですが、当然、町が設置したものですので、責任は町が負うことになるかと思ひますが、転倒しないよう今後ともロープ等々の固定について確認をしながら管理をさせていただく所存でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 幾世橋住宅団地の防犯灯についてお答えいたします。

防犯等の設置につきましては、具体的な要望箇所を示していただければ、現地を調査しまして設置するかどうかの検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 応急仮設住宅の供与期間に関する再質問についてお答えいたします。

大熊町、双葉町との違いということですが、こちらのほうの意図については県のほうに詳しくは聞いておりませんので、何ともお答えしようがありませんが、今後ですけれども、この辺のことにつきましては、浪江町の部分につきましては、県が関係市町村との意見調整をした結果、そういった形になっておりますので、いたし方ないものであるのかなと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 福島第一の視察につきましては、今回は町民の方を対象に計画してございます。それとは別に今年も数回ほど計画しておりまして、その中には、職員が実際に行って現地視察をする予定もしてございます。

さらに防災担当につきましては、その都度、例えば廃炉安全監視協議会とか、そういった形で立ち入りする際には同行するとか、そういった意味で数度となく現地の確認はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 土壌調査についてお答えいたします。

公共施設におきましては、原子力規制庁が設置したモニタリングポストがございます。それで空間線量が把握できておりますので、それを参考に危険なところか危険なところでないか判断いただければと思います。

また、民有地につきましては、先ほど申しましたように、もし不安があれば、当課には放射線相談窓口がございますので、ご相談いただければ丁寧に対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 再々質問いたします。

初めに、生活支援の応急仮設住宅供与期間について再々質問をいたします。

仕方ないでは、これは進まないんですよ、本当に。同じ帰還困難区域で片方は終了、片方は今後判断しますのでは納得いくはずがありません。町民がやってほしいことですし、簡単ではないのはわかっていますが、全力で戦っていかないと勝ち取れないと思います。延長に取り組んで本気で戦ってくれるのかお伺いします。

次に、放射線の排気筒解体について再々質問を行います。

今年じゃなく6月15に行くんですよ。これ町民で定員まで達しているなら仕方ありませんけれども、定員が40名に対して20名程度しかたしかいないので、現地視察できるはずなのに、面倒なだけではないんですかと感じるんですよ。検討する時期があるなら、視察へ行ったほうがもう早いですよね、実際に。来週、再来週ぐらいの話なんで。しっかり自分の目で視察をし、町民に安心なのか危ないのかを説明していただきたいので、早目に視察するかをお伺いします。

次に、放射線の土壌測定調査について再々質問を行います。

空間線量と土壌とは全く別物と理解していますか。まず、土壌測定調査をすることで、これで安心となるわけではありませんが、将来に向けてキログラム8000ベクレルを下回るまで除染をすることは、私たちの責務だと考えています。

そこまで難しいことではないので、最低でも1年に1回程度は土壌検査をし、49行政区くらは把握をして、最終的にはキログラム8000ベクレルを下回るまで除染をし、しっかり町で管理していただけるかをお伺いします。

この答弁をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 帰還困難区域の中で応急仮設住宅の供与期間について、全体として令和2年3月までとなっておりますが、もし大熊、双葉がそうではないということであれば、その方針が確定するというのであれば、当然ながら私どもは82%の帰還困難区域を抱えているものですから、しっかりと対応を図るべく要望を続けてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍靖君） 排気筒の件でございますが、先ほど最初のご答弁でも申し上げたとおり、排気筒の現況確認や作業時のダスト飛散対策を確認するというので、防災担当の職員のほうは既に現地に立ち入りしまして、確認は済んでございます。その上で今回は

町民の方にご視察いただくというようなことになってございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 最初の答弁で申しましたように、土壌については、私も各方面に問い合わせてみましたが、しきい値がないということがございます。そのことで数値を示しても、町民の方にどれぐらいだったら安全なのか危険なのか、提示することができません。また、8000ベクレルについては、放射性物質汚染対象特措法に基づく指定基準であり、廃棄物を安全に処理するための基準と承知しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で7番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時12分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1時00分)

○議長（佐々木恵寿君） 5番、半谷正夫君より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

◇松田孝司君

○議長（佐々木恵寿君） それでは、11番、松田孝司君の質問を許可します。

松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） 11番、松田孝司と言います。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきたいと思います。

質問方式は一問一答方式で、質問事項は通告書に沿って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私も早いもので、昨年7月2日にふるさとに戻ってからもうすぐ1年になります。当初は本当にどうなることやらと不安でいっぱいでしたが、こうして過ぎ去ってみると、何とか暮らせるなと思っています。暮らしてみても自分で感じていることや戻っている人からの思いを少しでも質問してみたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、町の現状についてですが、最初の質問に入らせていただきます。

避難指示解除をしてから早いもので2年と3カ月に入りました。4月末に1008人が帰町されているとの報道がありました。避難指示解除してから25カ月ですから、月に40人前後で帰町されている方がふえている計算になります。

今回質問するに当たって、浪江町復興計画（第二次）を確認してみました。避難指示解除時の展望人口の推移ということで、当初は4000人の帰町人口と町内への居住が見込まれる新産業従事者が1000人、合わせて5000人の居住人口で、2035年には約8000人が見込まれるとあります。避難指示解除後2年余り過ぎた現在の帰町された方約1000人という数字をどう捉え、今後どのような対策を講じていくのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

5月末現在、町内に居住している方は1051人、686世帯と把握をしております。町への帰還状況につきましては、避難先での就労や就学等、さまざまな事情により帰還が進まない状況もありますが、一方、帰還環境が整った方もあり、少しずつではありますが、着実に増加していると考えております。

7月には、課題でございました買い物環境の整備につきましても、一つのハードルを越えることができる見通しでございます。今後も各種まちづくりに努め帰還環境を整備してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 確かに当初と現状では大分差があると思います。

ただ、少しずつ、町長の言うとおり、人は増えているのは確かです。ただ、次の質問に入らせていただきますけれども、現在本当に家屋解体が町内至るところで進んで、かなりの空き地が目立つようになってきましたが、まだまだ残存家屋が解体を待って、多く残っています。年度内には解体が終わらないのではないかと思います。

聞いた話ですけれども、今、仕事関係で町内でアパートを探しても家賃が10万を超えるそうで、なかなかアパートも空きがないそうです。先日、担当課に聞いたところ、町内の町営住宅は、幾世橋住宅団地、幾世橋集合住宅、御殿南住宅以外の町営住宅は全て解体予定と言っていました。確かに既存の町営住宅は現状に合わないかもしれませんが、中上ノ原住宅のようにリフォームすれば、今

でも洗練された外観のところもあります。リフォームにかなりの費用がかかると言っていましたけれども、確かにあれだけの建物ですから、本当にリフォームといえど、建設した費用の二、三割の費用は黙ってかかり、現状の状態ではもっとかかるのかなとは思っています。それでも新たに町営住宅を新設するよりは安価ではないかと私は思っています。

今後、アパートなどの現状空きがないと、復興に向け支障が生じるおそれもないとも限りません。町では、町営住宅などの新設計画はあるのか、そして、既存の町営住宅を解体後どんな跡地利用を考えているのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

現在の町営住宅の供戸数は175戸、整備中が26戸となっております。将来の維持管理を考えましたとき、町が新たに公営住宅を整備することは慎重に検討する必要があります。民間アパートの修繕も進んでおりますことから、民間を活用していきたいと考えております。

既存の公営住宅は、災害の影響により半壊の認定を受けておりますので、解体を予定してございます。解体後の跡地利用につきましては、公有財産につきましては活用することを前提に取得したものでございますので、活用見込みのない財産については廃止・統合等を検討するというのが財産管理上の原則と考えております。

現在、一部の町有地では、国や県、復興関連事業者などからの依頼により、現場事務所や資材置き場などに活用いただいているところでございますが、今後こういった需要がなくなった段階で公共施設の整備計画などを踏まえまして、利用見込みのない土地については売却などといった形で適切に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 話はわかりましたけれども、くれぐれも跡地利用、やっぱり周りの住民に迷惑をかけないようにやってほしいと思っています。あと、中上ノ原住宅のあそこの中に集会所があるんですけども、何か地元の方がやっぱり集まる場所が欲しいというふうに言っているんですね。あれも解体するかどうか、一緒に解体するならするで、また別の手も考えなければならないのではないかと思っていますけれども、どう考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 中上ノ原の住宅につきましては、先ほど申し上げましたが、半壊の判定が出ております。それから、改修工事の概算費用というものを以前調査したところでは、中上ノ原A及び中上ノ原Bの改修工事で10億円という数字が出ております。

こうしたことから、改修工事に多額の費用がかかることが見込まれますので、改修の計画はございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今、本当に帰っている人は少なくて、近所で何世帯かあると、やっぱり集まって話をしたいなど、こういう方も結構おられるんですよね。加倉地区の人からも言われました。できるだけ近くに、後から出ますけれども、公共施設を残すなら残すなりにそういう有効な利用を考えてほしいと思います。

次の質問に入らせてもらいます。

幾世橋住宅団地も居住が開始されてからもうすぐ2年になろうとしています。いまだに自治会がないとお聞きしました。多分、幾世橋集合住宅も同じかと思います。合わせると150世帯ぐらいで、帰町者の約2割前後の住民が住んでいると思います。幾世橋住宅団地、幾世橋集合住宅、自治会がなく、集会所や団地内の環境整備管理はどうなっているのか。先ほども外灯云々もありましたけれども、また私らの行政区の外灯などは、やっぱり区長さんを通じて、考えると町でお答えしていますけれども、行政区のないところで、はっきりしないと思うんですね。そして、行政区編入などは考えているのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

幾世橋住宅団地及び幾世橋集合住宅の自治会については、現在まちづくりなみえに委託しているコミュニティ再生の中で、設立に向け取り組んでいるところであります。

なお、集会所の管理は町で行っておりまして、鍵を利用したい方は住宅水道課のほうへ来て、鍵をお渡しして使っていただくというようなことになっております。

団地内の環境整備については、昨年から共用部分の草刈りなどを住民の方と協力して行っております。また、行政区につきましては、大字幾世橋の地区ですので、幾世橋行政区に所属し、入居されている方々による自治会設立後には、行政区の中の一つの組のような形になるのではないかと今考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） やはり住んでいる方から、まちづくり会社と話し合いしているのは聞いています。ただ、まちづくり会社の方も、やっぱり自治会に関しては素人なんですよね、逆に。何かあれ、住民から聞くと、資料も何も持ってこなくて、自治会やりましょうと、何考えているのかなと私言われました。これもう半年以上前の話です。確かに高齢者ばかりで、復興住宅もそうなんですけれども、今引き受け手はありません。ただ、現状、やっぱりみんながみんなで役割分担をして、1人に任せるんじゃないで、班編成するなりして、負担のかからない自治会を立ち上げるべきだと私は思っています。私はそうやって北原団地でも、みんなで誰でもできるような組織として私はやれてきました。それで今何とか、つないでやってもらっています。だから、普通の自治会と違って高齢者主体、高齢者でも誰でもが自治会長をできるようにした体制を考えていかないと困ると思います。

だから、行政区、何かこの件についても、いろいろ話は聞いています。ただ、やっぱりあそこに大体2割以上いるということは、そこが無法地帯みたくなつては困ると思うんでね。やっぱり責任体制をとってもらいたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますけれども、3月定例会で首都圏への人口一極集中の是正及び町の担い手不足解消のため、県と共同で東京から町内に移住して就業する者に対し、移住に要する費用の支援を行うとのことで、移住支援事業の予算がつきました。浪江町復興計画（第二次）にも、新しく町に居住される方への支援ということで、移住・定住者受け入れに向けた官民連携した相談窓口の設置とあります。

今回予算化された移住支援事業と復興計画第二次の移住・定住者受け入れに向けた取り組みは関連しているのかお伺ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

今回、当初予算で予算計上させていただきました移住支援の補助金につきましては、復興計画の移住・定住受け入れに向けた取り組みとして位置づけられております。この事業は、過度な東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用したものでございまして、最大100万円支援されるものでございます。起業する場合には、さらに上乘せがある制度となつ

ております。

昨年度より委託により設置している移住相談窓口と連携することにより、対象者であった場合には活用を勧めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） きのうの民報にも、これ載っていましたがけれども、その中にやっぱり県と一体でやるということはわかっていますけれども、復興計画には新たに、こういう県を入れているわけですね。ただ、この復興庁の首都圏・近畿圏の住民調査では、3583人からの回答があって、避難区域設定の県内12市町村に移住の意向や興味がある方は39%あると言っています。県内については45%。ただ、これに関しても、本当に厳しいのではないかと考えています。ただ、町としていろいろ考えていくことも必要かなと思います。

先ほどの上の原の住宅に関しても、私はああいうところを1年間無料にして、町を見てもらうのが必要ではないかと思っていました。やっぱり急に移住しろとしても、なかなかなじまないと思います。実際今、アパートもない。なかなかちょっと大変ではないかと思って、町営住宅と、この質問を入れました。キャパシティーというか、スペースのない、人の入り込む余地のないところで復興に向けて取り組むのは本当に大変だと思います。せっかく移住、これによってよその市町村にもかなり、東北六県はみんな同じような方針で取り組んでいるみたいですよ。

ただ、町として、やっぱり変わったというか、ちょっと一工夫したものが必要じゃないかと思っています。浪江町にしかないもの。ただ、悪いけれども、住んでみないとわからないんですよ。そういうことも考えていくべきではないかと思っています。

あと、この移住に関しての施策、町は優遇措置、これはいつまで続くのか。あと、それに関して、例えば避難指示解除して、浪江町籍が離れました、どうしても町に帰ってきますなんていう人、もう避難指示解除から8年たっているんですね。だから、そういう人たちも許可されるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） いつまでこの制度が続くかというご質問でございますが、まだ終期は示されているものではございません。ただ、予算がございますので、年度単位で決められていくものと考えてございます。

それから、対象者でございますが、こちらは東京23区の在住者で、

もしくは東京在住で、東京23区への通勤者が対象となってございまして、居住年数なども細かい規定がございます。

それから、世帯であれば100万円ですが、単身者ですと60万円に減額されます。

それから、起業する方、会社を起こす方は200万円プラスになりまして、300万円の補助となっているような制度となっております。対象者の範囲は狭いものとなっておりますけれども、今後も国・県の制度の活用を努めて移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） この東京23区以内と規定ですがよそに移住したい方も出てくる可能性もあるんですね、逆に。よその宮城県とかでも、じゃ、福島行って手助けしたいとか、こういう方も出ないとは限らないと思うんです、移住に関して。ただ、どうしてそんな首都圏とか限定するのかなと単純な質問なんですよ。やっぱりそういう人たちの受け入れを容認すべきだと私は思いますけれども、ただ、やっぱり金の使い勝手からこれもできないかもしれないけれども、そういう考えはないですか。やっぱり結局首都圏にこだわらず受け入れますよと、そういうことは考えていないんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 現在、町で行っている補助事業で、これとは別に浪江町移住・定住促進住宅取得事業補助金などもございます。こちらは住宅取得補助として100万円を補助するものでございまして、こういったものを活用いただきながら、移住・定住していただくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 町でそうやって移住者を受け入れる気持ちはわかるんですけども、あと、住民の方が結構言っているのは、帰ってきてても、何しに帰ってきたみたいなことを言われているみたいです。もう少し戻った人を大事にやってくれば、もっともっと人は増えるんじゃないかと私は思っています。何かあれ、いろいろ帰ってきた人に話を聞くと、なして帰ってきたみたいなことを言われたなんて、窓口で言われたそうなんですよ。だから、もう少しやっぱり町民に寄り添って考えて、町民に帰ってきてよかったと思われるような町政にしてほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、先日、浪江町交流・情報発信拠点

施設、道の駅なみえ整備事業の安全祈願祭起工式が行われましたけれども、確かに少しずつ前に進んでいるようには思いますが、権現堂地区を歩いても、何か本当に時計がとまっているようで、先が見えません。町民の方もどうなるかと不安を持って見ている方も多いのではと思います。

浪江町復興計画第二次の浪江町中心市街地再生計画にある新町通りの人が集まる商店街の再生、現在どのような進捗状況なのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

中心市街地再生計画における人が集まる商店街の再生の段階的行動計画に基づき、毎年空き地調査を継続しておりますが、新町通りは中心市街地のほかの地区に比較しまして解体割合が高くなっている状況でございます。加えまして、新町通りの一部の地権者の方を訪問し、土地利用の意向を伺った結果、「売却、または賃貸」、「特に考えていない」とする方が大半でございます。事業の再開などを考えておられる方は少ない状況にありますことから、直ちに計画で目指す方向に導くことは難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私、お昼休みに家から持ってきたんですよ、29年3月、ここに33年3月までやるのが載っているんですけども、全然先が見えていないんですよ。だからこういった商工会とどのように進んでいるのかと疑問を感じているんです。だから、町民の方も、やっぱりみんな何か本当に遅れているなと思っているんですね。

先日、富岡駅前の複合地方公共施設を整備すると場所まで指定して建物をこういうものを建てるんだと、もう新聞にも載っています。町でもはっきりしたのを早く載せないと、町民が不安がっているのではないかと思います。なるべく早くそういう方向性を進めてもらいたいと思います。

次は、公共施設の環境整備について質問させていただきます。

避難指示解除準備区域と居住制限区域が避難指示解除されてもう2年余り過ぎました。まだまだ家屋解体が終わりの見えない中、5月としては本当に異例の猛暑が続き、一気に雑草も繁茂して、歩道なども歩けないところも出始めています。

公共施設、特に小中学校もグラウンドや建屋回りも雑草が生い茂っています。以前も言いましたけれども、町道や小中学校、町営住宅などの環境整備をしていないので、悩んだ末、家屋を解体して帰

町を諦めた方も私は知っています。

まず、休校中の小学校などの教育施設の環境整備をどう計画しているのか、今後の利用計画をいつごろまで考えているのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

今年度の教育施設の環境整備につきましては、昨年と同様に6月以降で順次実施していく予定をしております。各施設につきましては、職員が管理の観点から随時施設の確認を行っておりますので、状況を見ながら詳細な日程を決定していくこととなります。

また、幾世橋小学校、それから大堀小学校につきましては、昨年度は地域の皆様のご協力を得ながら除草や花植え等の活動なども行っておりまして、今年度につきましても、一昨日、幾世橋小学校で実施されたところでございます。

今申し上げましたような予定を中心に、施設状況を確認しながら、適宜近隣住宅に影響が出ることのないよう、管理してまいりたいと考えております。

次に、今後の利用計画についてでございますけれども、現在の状況からしますと、学校として利用するといった本来の目的での利用は非常に難しいと考えているところでございます。このような状況からも、現在実施しております被災度判定の結果、それから学校としての利用以外の利用方策の整理、または各地区の意向の整理、そういったところを整理した上で、施設の必要性、そういったところも含め検討し、今後の利用について、総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 先日も散歩しているとき、加倉の人からも言われたんですけども、浪中あたり何かイベントやってくれればいいななんて、こう言っている方もいるんですよ。それにしても環境整備していない中、あれイベントもできないと思うんですね。そして、浪江小学校も日中仕事に来ている人が子供を遊ばせようにも砂場も草ぼうぼうで、中央公園なんて管理もしていないですから。やっぱり町として、こういう遊び場があるところはきちんと手入れしてくれないと、子供を連れて、親は仕事をして子供は遊ばせておくとか、こういう場所もないですから。わざわざ創成小学校まで来いというのも、ちょっと町のうちの人間だから大変だと思うんですね。やっぱり身近にある施設を有効に利用してほしいと思うんです。

前も言いましたけれども、大堀だって公民館、幼稚園も半壊、本壊というか、もう全壊状態ですよ。だから、一教室でも地域の人
が利用できるように、使えば使うほど傷みは少なくなるのではない
かと私は思っています。だから、使うことによって愛着も広がって
くるし、そういう方向で進めていってほしいと思うんです。

だから、本当に今帰っている人が少ない中、本当に近くの小学校
とか、そういうところを使えばいいなと言っている人もいますよ。
そこを使えるように、だから、放射線量を調べても、浪中でも
0.23ぐらいですね。大分低くはなっているんですよ。解除した時
期に比べるとかなり少なくなっています。だから、そういうところ
も考えて、ここから始まるんじゃないかと、ある程度のここは、地
域を核に、学校を核にしてほかへ広げるとかやっていけば、地域の
輪は広がるのかなと思っています。

行政区といっても、全国に散らばって、区長さんでも家を建てる
人も結構います。なかなか本当に行政区としても対応できないとこ
ろもあります。だから、地域の小さい施設を有効活用できるように
してくれればいいのかと私は思っています。

次の質問に入りますけれども、町道維持管理事業で予算が組まれ
ていて、安全な通行を確保するため、道路沿線の除草作業をする
ということで予算化されています。

おかしなもので、避難指示が解除され住んでいる地域が路肩1メ
ートルだけの除草、帰還困難区域は路肩2メートルの除草となっ
ています。普通は町道敷きの境界杭までが町道ではなかったかと思
います。当たり前で解除され、住んでいる人間がいるところを住み
やすい環境をつくるのが行政ではないかと思えます。

道路区画線や横断歩道も消えかかっているところ、けさ、創成中
学校に散歩で行って来ましたけれども、あそこの隣の横断歩道など
もう消えかかっています。行く道路の中央線もありません。もし
事故があったら、町道管理者は町長のはずですから、大変、やっぱ
り最低限のことはしてほしいなと思っていますけれども、安全通行
を確保するためというのは町道はあくまでも車道と歩道、プラスア
ルフアが路肩だと思うんですね。まず車の通るところ、人間が歩く
ところはきちんとやるべきではないかと思うんですけれども、それ
でよいのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

道路の至るところで消えかかっている区画線があることは、課題
として認識しております。今後も改良工事及び維持工事とあわせ、

区画線を引いてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） これ道路維持、前からしつこく言っていますけれども、幾世橋の歩道もまだ、いつまで舗装しないのかなど、砂利道のままですから。やっぱり区長さんがいなくて、近くの行政の方が私のところへ来て、町道を維持管理しない、この間、担当の方に言いましたけれども、図面上は除草してあるように色を塗ってあるんです。それが現実にはやっていないところもあるんですね。そういう管理はどうなっているんですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 震災で今言われました橋梁の段差で歩道の舗装がなくなったといいますか、段差によって失われた部分もあります。今年度維持工事として予算化されておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 本当に町民が帰っていないくて、予算もなかなかつけられないと思うんですけれども、外側線だって、悪いけれども、溶着式だけじゃなくて、白色ペイント検討にすれば、ある程度は形にはなるんですよね。単価的にも半分以下ですか。確かに反射というか、ガラスビーズとか入っていないですけれども。やっぱり無駄なく環境整備するのも必要ではないかと思っています。

次は、実証栽培と食品放射能検査事業について、ちょっと何点か質問したいと思います。

避難指示解除とともに実証栽培を農作物の販売目的のため行っていたと思います。土壌放射線の含有の多少などを化学肥料や有機肥料などの利用など、記録をとっていることと思います。前にまちづくり会社の方が私のところに挨拶に来て、花をつくりませんかと私は言われました。花は、悪いけれども、私は口の中に入りません。生きるためには、自分でつくった野菜をつくっていくしかないんですよね。だから、この安全安心のためにも、やっぱり実証栽培は大変大事なかと私は思っています。

確かに実証栽培で出た、出ないで、風評被害もあるかもしれませんが、稲の実証栽培みたいにじっくりと時間をかけて、やっぱり実証栽培は取り組むべきかなと思っています。

現在、野菜の実証栽培を行っているのか、実証栽培をしている作物があるなら、どんな作物なのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えいたします。

米や野菜の作付制限、出荷制限、摂取制限といった当町の規制を解除するための実証栽培は、平成28年度までに町内各所で実施してきており、その結果、規制対象になっていた農作物の安全性が確認され、多くの農作物の規制が解除されたため、平成29年以降は実施していません。

ただ、牧草については、町全域の制限解除というやり方ではなく、圃場ごとに牧草の検査をし、異常がなければその圃場は解除というやり方なので、現在も数カ所の圃場で実証栽培を実施しております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） これ関連しますけれども、実証栽培やっていないと、本当にかっかりしたんです、先ほど聞いて。次の質問、食品放射能検査について、私の自家消費野菜を年間60から70種類、現在でも50種類ぐらいつくっています。まだ1年ですけれども、やっぱりある程度こうやって放射能検査を受けています。ただ、タケノコにしても、去年35ベクレル、ことし24ベクレルと、やっぱり少なくなっているんですよね。それが実証栽培ではないかと私は思っています。毎年毎年はかることによって、野菜の安全安心、1年で安全確認したからと、ちょっとこれは違うのかなとは思っています。

だから、自家消費野菜を結構つくっている人も確かにいますけれども、ちょっと少ないような感じ、やっぱり土壌検査を畑1枚1枚、私はやっています。そしてビニールハウスがあったところは800ベクレル、普通の畑は1500ベクレル、このビニールハウスがあったところはどうしても放射能を、これビニールかぶっていますから、やっぱり放射能は、被曝は少ないです。そういうところを一々細かく調べていかないと、野菜をつくる人も少なくなるのかなと思っています。

先ほど見せました自家消費野菜、私のところは大体は不検出です。だけれども、やっぱり土壌ごとの検査はすべきではないかと思えます。野菜は、先ほども前の議員が言いましたけれども、空気からは吸い込むのは少ないです。野菜は根っこです。根っこが親なんです。親が子を育てるみたいに、やっぱり葉物であれ、ナスとかトマトとか、自分の子孫繁栄のためにだんだん吸い上げて放射能が上がっていきます。だけれども、こんなこと言って悪いかもしれないけれども、野菜では出ないのは全然出ないです。根が下に真っすぐ行く野菜は放射能は出ないです。ただ、ジャガイモとか横に根を張るのは、どうしてもみんなの根から放射能を吸って、ジャガイモとかサツマイモとかは放射能が出ます。あとキヌサヤとかも、やっぱり子孫繁栄のため、豆には残ります。そういうのを一々確認していくのが実

証栽培じゃないかと思っています。

自家消費野菜も、こうやって安全安心、長くつくっていかないと、結局野菜の大丈夫だというのは出ないんですね。だから、先日も800ベクレルの土壌からキヌサヤ58ベクレル出ました。今まで稲のハウス内からは全然出ていないんですよ。だから、これも突き詰めていかないとだめです。野菜は、皆さんご存じのとおり連作きかないです、大部分。だから、やっぱり1つの野菜をつくるにしたって、3年サイクルとか考えていかないと大変なんです。やっぱりできるだけ町民の方に自家消費野菜をつくってもらうには、先ほど土壌の根拠はないと言っていますけれども、できるだけ少ない土壌放射線のをしなければまずいと思うんですね。土壌の放射能検査は、できるところはして、担当課では放射能は常に出るところはわかっていると思います。そういうのを、やっぱり土壌検査を、先ほどとちょっと違う立場からいって、農家からは土壌検査はしてほしいと思うんですけれども、どう考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ご質問にお答えいたします。

土壌の検査については、畑でとれた野菜と一緒にお持ちいただければ、土壌の測定結果も参考値としてご本人にお示ししております。以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 担当課が違うからですけれども、本当に実際長く実証栽培をして、安全な野菜を町民に食べてもらうのが、つくる立場から、これ考えてほしいんですね。だから、根拠は確かに、土壌は高くても出る野菜もあるし、出ない野菜もあります。これをやっぱり検査を長くやっていかないとわからないと思うんです。まだ私も1年ぐらいですから、もうまめに検査していますけれども、自分で食べるもの、自分の口に入るもの、やっぱり悪いけれども、土壌に放射能が入っていると、吸い込む可能性がある。できるだけ、町民に安心感を与えるために私はやってほしいと思います。

あと、質問に入りますけれども、広報なみえに放射線の100ベクレル超のが載っています。ただ、町ではあれ町外のも受け入れています。これはわかるんですけれども、広報なみえというのは町民向けです。だから、できたら浪江町でとれた100ベクレル以上の野菜を載せてほしいんです。やっぱり町民の人が遠くにいて、100ベクレル以上のものがこれだけ浪江で出ているんだと、こういう誤解を招かないとも限らないんですよ。だから、広報に載せるのはできたら浪江町内でとれた100ベクレル以上のものを載せる考えとかはな

いですか。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 町外でとれたものも今現在載せていますけれども、町外で、例えば町民の方が購入して、一応、念のために調べてもらいたいというご要望もありますので、そのため検査も受け付けて、その結果についても載せております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 個人でわかるのはいいの。個人で知りたいのはいいんですけども、ただ、町民向けの広報なみえに、やっぱりあくまでも浪江町でとれた野菜の結果を載せてほしいと、私はそれだけしか言っていません。だから、個人的にどれぐらい、結局よその町でこれだけ出たと、それは個人に知らせる分はいいと思うんです。ただ、広報なみえに載つけるのは、あくまでも浪江町でとれた野菜を載せるのが筋かなと、私は単純に思っています。ホームページにして、私もあれ上げ方がわかりません。高齢者となって、なかなか今後パソコンとか使いこなせない人も多いです。広報なみえの場合は見ればわかるから、高齢者も結構見ているんですよね。だから、できたらそういう方向に進んでもらいたいと思っています。

簡単な質問ですみませんけれども、これで終わりたいと思います。

本当に大変な時期、まだまだ先の見えない中、いかに町民が安心して帰れるか、今後とも頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、質問事項の1番目なのですが、交流情報発信拠点整備事業について。

今月、仮称であります、道の駅なみえの指定管理候補者の公募をする予定になっておりますが、公募の方式及び方法、また募集の手続について詳しくお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき行っていくわけですが、これは公募でございます。ホームページへ掲載し、全国に広く周知したいと思っております。

その際、条例にも決められている内容のとおり管理を行わせようとする公の施設の概要や応募期間、利用料金に関する事項、管理業務の範囲、指定の期間、申請の資格、選定の基準、管理の基準、こういったものをまず明示しまして、その後、その際にですね、指定管理者選定委員会を設置し、公募の内容を決定して、さらにプロポーザル方式により提案をしていただくと。それによって選定委員会にて、どの候補者が適切であるかということを決めていくわけですが、なぜ候補者なのかという点につきましては、もしお時間があれば、それも後ほどお答えいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） なるほど。

今ちょっと声が小さくてよく聞こえなかったんですが、プロポーザル方式で、とりあえずこれ総合評価方式になるんだろうと。今、課長が最後にちょっとぼろっと言ったんですが、指定管理者制度、要するにこれは前に総務省で2003年に改正されたものだと思うんですが、地方自治法の第244条の2で、改選前は管理委託制度というふうに呼ばれていて、これとその後規制緩和によって指定管理制度にかわったわけなんです。

なぜその募集の方法の手続を聞くかということ、道の駅の完成は来年になるわけですが、通常であれば、その完成に合わせて指定管理者制度を使って指定管理者を指定するわけですが、今回は1年以上前に、その指定管理者候補の公募に至った、なぜこんなに早く公募するようになったか。そのいきさつをまずちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

当然、通常ですと、指定管理者というものは建物ができて、どういったもの、どの範囲を管理するのかということ公募しなければならないわけですが、何せオリンピックと同時ぐらいにオープンしなければならないという目標もございます。さらに、建物ができてから指定管理者を決定することでは、お店の準備が間に合いませんので、一旦こちらで指定管理者候補者というものを選定して、その後に、その候補者がよろしくない状況になれば、それも取り消

しということはありませんが、そういった状況がなければ、指定管理者となるにつき、議会へ上程いたしまして、それが議決となりますれば、指定管理者とさせていただきますという手続きをお願いするものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 詳しくありがとうございます。

要するに道の駅の事業に関しては、ちょっと特例中の特例と言ったら何ですが、浪江町も初めてやる事業でありまして、やっぱり計画の、私も口を酸っぱくして言ったんですけども、計画する段階からそういったきちとした人をつけて、絶対失敗のないような運営をしていただきたいという質問が功を奏したのかなというふうにちょっと自分では思っているんですが。指定管理者になり得る、なる、そういったことで考えていけば、例えば改正前であれば、条例で相手方を縛るといような形だったんですが、今回は議会のほうで議決をして指定するといふような法律に変わっております。今、課長が言ったように、この準備期間、1年間なら1年間きっちりやってもらって、例えば来年の6月の議会で議決をするような形になっていくのかなというふうに自分では思っています。

1つはですね、まず、指定管理者を候補者を指定する。委託する。そういった形で1年間まずいくはずなんですね、運営の前に。そのときの委託料とかそういったものというのはどういう扱いになるのかちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

委託料とおっしゃるのは、指定管理料と同じ意味だとは推察しますが、その委託料は、委託料としては、原則的には指定管理者となった後に払うものであると考えておりますが、事前の準備、純然たる準備に係る人件費、コーディネート料などは、町としてもその指定管理者となる以前においても考えなくてはならない経費であると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長の答えは当然だと思っっているんですね。早目に候補者を選んでいただいて、しっかりやってもらうためには当然これはコストはかかると思います。ただ、そのコストがかかった分だけ結果が欲しいというのが私の考えなんですが。指定管理者制度というのをちょっとひもといていくと、地方自治体が設置する公の施設の運営管理を、今まではいろんな形では自由ではなかったんですが、民間事業者を中心に幅広い団体にお願いできる制度になっ

ています。

その中の役割の中に住民サービスの質の向上、合理的な運営、そういったことを努力することによって、コストの削減も考えなさいよというふうにこれ総務省でうたっているんですね。そういったことで、要するに早目に選んで、委託料というコストがかかるわけですから、それに見合ったものをきちっとやってもらわないと、なかなかこれコストの削減にもつながらないと思うんで。ですんで、道の駅の指定管理候補者を選ぶ公募は慎重に広く優秀な方が集まるようなプロポーザル方式にさせていただきたいと思っておりますので、その辺のちょっときちっとした研究をやっていただきたいと思っておりますので、課長の考え方をお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

めったに道の駅といったものをつくることもありませんから、失敗しないように厳正に慎重に選んでいきたいと思っております。その際には、選定委員会でいろいろと決定していきますけれども、施設管理の基本方針、よいサービスの向上をどのようにするか、収支計画はどのようなものか、組織体制は、危機管理は、そして地域との連携、地域理解はいかがなものか。そういったものを加味して慎重に選定していきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、1番目の質問はここでやめておきますけれども、また3番目に出てくるんで、そこでちょっとまた別な方向から質問させていただきます。

その前に、2番の町内生鮮食料品の環境整備についてお尋ねします。

4月中に、すみません、これイオン浪江店という名前、ちょっと間違っているかもわかりませんが、イオンが浪江にできます。そのオープン予定なんですけど、もう6月に入りました。7月の大体どの辺が本当にこれオープンとして考えられる、例えば上旬であるとか中旬であるとか下旬であるとか。そういったことが今ここでお答えできれば、またお答えいただきたいというのが1つと、それと店の店舗の内容も、多分もう相当煮詰まってきたらと思うんです。その中で、具体的な取り扱い製品、それが町が要望したものがきちっと全部全てのアイテムが入っているかどうかということをお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

6月3日、昨日、記念植樹祭を行い、着実に第一歩を踏み出したわけですが、その後に、店の内容の発表、それから特別の物販販売会などを経て、7月の中旬に開店という予定となっていると聞いております。

次に、お店の中身について、ちょっと長くなるかもしれませんが、ご説明いたします。

イオン出店要望に当たりまして、当初生鮮野菜や精肉、鮮魚などの生鮮食料品について要望してきました。同時に、日用品や家庭用の医薬品についてもお取り扱いいただけないかということで要望しておりまして、配置することになりました。

また、覚書の締結後、帰還した町民の方々の各世代から、どのような品ぞろえを切望しているのかといった意見聴取も直接行ってございまして、その結果、店内で調理されたできたての惣菜、魚、そして魚の中でもお刺身、すしなど、調理したものなどが食べたいという意見が多く、これらが提供できるような計画を途中で練り直して進めております。

町民の方々が利用しやすい、必要なものがそろう店舗になるように要望を続けております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 当初から予定されている商品を今ちょっと上げてもらいましたが、イオンリテール株式会社に関しては、協定締結があると。植樹祭もやる約束でもうやっていたいでいる。多分これ今後即売会を行って、そして今言ったような中旬のオープンのかなと。

さらに、町長の行政報告にもありましたが、災害時における支援協力に関する協定書もプラス締結されたということで、浪江にとっては非常にもうありがたい店舗になるのかなというふうに想定しております。

その中で、今、温かいものを提供する、それを食べる、イートインスペースになるんだろうと思いますけれども、それが途中で町民の意見から、変更して要望になったということで、それいつごろの話なのかちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

議会の皆様に報告したとおり、イオンの出店が正式決定したのが2月の初めでもございまして、その後本格的に町民の要望を取りまとめてこのようになったため、ここ二、三カ月で中身を変更した部分

もございました。それによりまして、今回補正予算に計上予定もさせていただきます部分もありますので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 補正を組むという話があって、それは構わないと思うんですけども、ただ、浪江町民が本当にそういうふう要望してあるのであれば、それはそういう店づくりをしないと、ほかの町の悪い例を挙げてしまっって申しわけないですけども、お隣の小高に同じスーパーが、内容は少しうちとは違っているんだと思うんですけども、余り好評じゃない。ということは、せっかくあれだけ要望してつくったものが町民に利用していただかないのであれば、何の役にも立たないと思うんですよ。

先ほど課長のほうから説明があったように、今、浪江に住んでいる方々といろんなことでイオンのほうが話し合いをどうも何回かしているようなんです。その中で今要望が上がっていたところで、やっぱり住んでいる方の要望に応えるような店が一番利用されやすいし、行きやすいということになるんで、今、温かいものを提供するということは、本当にいいことだなと思っていますんで、ぜひその方向で頑張っって交渉して進めていっていただきたいというふうに一言申し上げたいと思います。

さらに、今心配しているのが駐車場の件なんですね。課長のお答えからは少なかつたんですけども、営業時間というのは何時から何時までやるというふうに向こうで今言ってきているのかちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

営業時間は朝の6時から夕方の8時と、今のところ聞いておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ですよ、6時から8時ということは、今、加倉と、6号線にローソンのコンビニができています。その集中度合いといたら、皆さん何回か行っていると思いますが、加倉のローソンの駐車場自体がもう満杯なんですね、その時間帯によって。多分6時から7時の間とか。そうなってきたときに、イオンさんのほうで6時からせつかくやってもらうのに、駐車場の問題は出てこないのかなという心配は課長のほうでしなかつたのかなと。それと、当然これ6時から8時なんで、お昼どきが入ってくるんですよ。今、仮設店舗内も12時前後にはお客さんが集中して、あそこの役場の駐

車場ですらなかなか入れない状況になっているんですよ。その辺ちょっと課長、どんなふうな対策とっているか教えてもらっていいですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

その辺につきましては、また本決まりではないのではっきりはお答えできませんが、ちょっとあそこの以外でも考えているようございしますが、その点はまだこの場では公表できません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 答弁になっていないと思うんだけども。

とりあえず準備する予定なんですね。だったら大丈夫だと思うんですけども、準備していない、準備しているというのはだめだと思うんで。とりあえず準備してください、必ず。絶対あありますんで。

じゃ、納得のいく答えができたんで、次の質問にいきます。

国道の114号線拡幅事業について、最終的なちょっと詰めの質問をさせていただきます。

道の駅なみえ、仮称ではありますが、これ同時進行に国道114号の拡幅工事と電線の地中化工事が今一緒に行われております。工事も進んでおります。これ障害となっている、当然これは道の駅のほうもそうなんですが、114号線の拡幅工事だけのところでもなかなかご理解をいただいている地権者の方がいて、それが今後どうなるのかな。ちょっと整備に不都合が起きないのかなという心配がありますんで、今、そのご理解をいただいている、現時点というか、ちょっと前までご理解いただいている方々と町はきっちり交渉しているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

当然交渉は続けておまして、工事主体の福島県に確認したところ、国道114号の拡幅工事のみ関係する地権者との交渉状況について、契約は大方完了し、道路拡幅工事も始まったところ。2020年度初頭の工事完了に向け、若干名の未契約地権者との交渉を続けているところございまして、これは同意を得ているものであります。

次に、道の駅部分の用地についてお答えいたしますと、当該事業の計画は大方完了し、造成工事を行っているところですが、現在、数名の未同意者と交渉を続けているところございまして、それは今

のところ3名2カ所ということになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 本当に数的には少ないのも私も承知しておりますんで、これだけ急ピッチにもうできてくると、それで、ちょっと私自身、所用で出席できなくて申しわけなかったんですが、5月26日に（仮称）道の駅なみえの起工式と安全祈願祭が行われたと。今現状、造成工事のほうも計画よりも若干進んでいるというふうに聞いています。うまく順調に工事が、造成のほうが進んでいるんで、当然のことながら、この建物建設等々整備事業のほうも、恐らく予定どおりきちっといくのかなというふうに思っています。

そうなってくると、目標であるオリンピック前の一部オープンということになってくるわけなんですよ。今、要するに見ばえといたらまたこれ語弊があるんですけども、やはりいろんな日本全国の道の駅なんか行って入ったときに、きれいな見ばえのするところというのは、人が入っているんですよ。狭い道の駅というのはなかなか入りにくいんだと思うんですけども。今回うちの浪江町でできるやつは、本当におかげさまで物すごい広い、そして環境がよく見えるようなリバーラインに沿った環境があるんで、ああいった後ろの桜というんですか、そういった花との景色なんかもすごくいい店舗になってくるのかなというふうに思っていますんで、ぜひその辺、ご理解いただいている方々と町のほうがきちんと折衝していただいて、本当にきれいな道の駅を完成して、そしてたくさんのお客様さんに来てもらうことが一番の目的だと思うんです。

その中で、ちょっとこれ関連してきて申しわけないんですが、新聞の記事に起工式の話が出たんですけども、その中にはフードコートがあったり、酒造の見学、陶芸体験、地場製品の販売、コンビニ、テナント5店というふうな形で、しっかりもう載っているんですよ、新聞に。こういうものができるんだと。多分どこかから発表したんだと思うんですけども、これちょっとね、関連で申しわけないんですけども、こういった募集というのほどのような方法でいつごろから始まるのかちょっとお答えできればお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

先ほど申し上げました指定管理候補者が決定しましたら、やはり指定管理候補者の考え、やり方もあると思いますので、そこも相談をしながら、決定した後、8月、9月ごろから公募をかけ始め、そしてその中、店舗の中でどの部分を直営でやるか、幾つテナント

を入れるかということも検討しながら町が公募を上げていく手続になるかと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長のお答えでいいとは思いますが、要するにそういうことになってくると、プロポーザルの内容ですね、総合評価方式の中にも、そういった指定管理者候補になる方がそういった計画もある程度提案してくるような応募方式に変えないといけないのかなと思うんですけれども。ちょっとくどいように申しわけないですけれども、ちょっとお答えしてもらっていいですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

先ほど申しあげました組織体制、収支計画、さらには経営基盤、こういったものをきちっとしたものにするためにどのようなテナントをどのぐらい入れて、みずからどの部分を直営でやるかという計画もある程度提案していただく必要があると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） まさにそのとおりだと思うので、そのとおり実行してください。

次に、4番目の浪江町内での物流の状況についてお尋ねします。

令和元年5月現在で町内の事業再開事業所は127事業者、133事業所になっております。その中で物流が大きな今課題になっているところでありまして、要はどういうことかという、ほとんどの大手の運送業者が浪江町に今、物を運んでくれない。これ入荷、出荷がスムーズに行われなくて、事業者が非常に困っているという現状がまず1つあるわけですね。

それで、2020年まで解決するみたいなことが話としてはあるんですけれども、今がやっぱり困っているんですよ、荷物が入ってこなくて、いろんな業者が。その中で、ちょっとね、質問する前にちょっと1つだけお話ししたいんですが、これ全国トラック協会というのがどうもあって、その中でいろんなことを、日本のトラック業界のことを決めているらしいというちょっと情報が入ったんですが、何で浪江町に荷物持ってこないんだというふうなことをちょっと調べてみると、要するに避難指示解除されても、以前の避難区域のままになっているんです、そのトラック協会の内容が。そうするとどういうことが起きてくるかというと、浪江地区は配達区域外、浪江町だけじゃないんですけれども、双葉町もあれなんですけれども。浪江町に限定していえば、浪江町は避難区域扱いのままになっているんですよ、その資料を見ると。だから、大手の運送業者が配達し

ないんだという理由が1つ。

もう一つは、浪江町の物流量が少なすぎると。だから、トラックで配達すると、当然これコストの面から赤字になってきてしまうんで、ドライバーも不足している。荷物の量も少ない、要するに収益性がないから浪江町には配達しないんだ。そういう現象になっているんですよ。

その辺を町がきちっと把握して何か手を打っているのかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

議員はご存じの点もありまして、繰り返しになって申しわけない部分もありますが、説明の意味でもちょっとお答えいたします。

物流につきましては、宅配便やチャーター便などの再開は図られました。しかしながら、大手物流メーカーのいわゆる路線便の再開が図られず、いわきや南相馬までの配送となっており、町内事業者への配送ができない状態となっておりまして、困っておる状態であります。

このことは、浪江町のみならず、被災市町村共通の課題でありまして、昨年度は福島県相双地域等の物流に関する協議会を開催して、国・県、市町村、地元企業、大手物流メーカーを交え、対応策の協議を行ってまいりました。そのとき大手物流メーカーからは、地場トラック運送事業者の不足であるとか、荷量の大幅減少、物流コストの上昇、先ほどおっしゃられたとおりで、このようなことが出ました。現時点では、さらには採算性の問題から、震災前のような町内事業所までの配送は困難であるということで、具体的に業者としてどのような対応をしたらいいかというのが見出せない状況でありましたが、今年度引き続きこの協議会で継続で検討されることとなっております。検討しておるところであります。

町としては、これとは別に経済産業省や官民合同チームとともに町内業者と地元運送業者とのワークショップを開催し、共同配送のシステム構築の検討を進めております。町内各事業者が共同して荷量を確保して、配送を共同で依頼する仕組みでございます。

町内で再開した事業者、また、これから再開する事業者にとって、物流の問題が足かせとならないように検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 前向きに検討するという、オーソドックスな答

えなんで、ちょっとそれでは納得しないんで、これね、今の課長がおっしゃった会議なんですけれども、多分これメンバーは、浪江町、経産省、復興庁、官民合同チームというふうになるんだと思いますが、物流が浪江まで入ってこないんであれば、どこかに俗に言うハブ拠点、物流のハブ拠点を設けて、そこに物をまず、浪江に入っていないものを全部そこで1回荷受けする。そして、それを運送業者、要するに専属の配送業者が配達するという方法以外ないんですよ、入っていないんですから、物が。

そうすると、例えば荷物を何かこう注文しました。福島県双葉郡浪江町というふうに注文が入った瞬間に、そこでもう配送区域外になっているんで、もう絶対入ってこないんですよ。ところが、さっき言ったように南相馬とかいわきだと物は入ってくるんですよ。そこが発注すれば。ということは、ハブ拠点というのが浪江にはつくれないんですよ、絶対に。要するに南相馬なら南相馬、いわきならいわきにとりあえず浪江のものを全部そこに入れて、そのハブ拠点から浪江にずっとこう配送していくような方法以外に、多分これ解決策がないと思うんですわ。

それで、今ちょっと少し救いがあるのは、佐川急便とヤマト便は浪江まで配送するんですよ、この2社だけは。していないのが、名前を挙げて申しわけないですけども、大手の運送会社で、西濃さんとか第一貨物さんとか日通さん、王子さん、福山さんあたりは全くこれ入ってこないんですよ。ということは、ここのところというのはいろんな業者があって、いろんな業者から、我々が例えばどこかに注文すると、その発注先がもうこのトラック会社と契約しているんですよ。すみませんけれども、ヤマトにかえてもらっていいですかねとかというのができないというのが現状にあるところをまず課長、ちょっと頭に入れてもらいたいんですよ。そこで交換できるのであれば、それでも済んでしまう話なんですけど、だから、やっぱりここをどうやってフォローするかですよ。

それで、復興だ、復興だと騒いでいて、例えば送料がプラスになってくるのであれば、当然コストが上がってくるわけですよ、浪江町の業者の。そうすると、競争にも負けてくるという現象があるんで。この部分は、要するに余計にかかった配送費用というのは、これ何か国でかぶってもらおうとか、何かの補助金を出してもらおうとかというような方法でダブルの解決をしていかないと、これ本当に浪江の業者が大変なことになると思うんです。ましてやこれ、イオンさんなんかは自分のところでトラックを出して配送するから問題ない、ローソンさんとか。例えば道の駅がオープンしました、いろ

んなものを仕入れるときに、浪江は行きませんよというふうになってくるんですよ。

だから、地元業者、要するに事業を再開した業者だけじゃなくて、そういった公共関係、例えばいこいの村で何かやったときにそういったことが起きてくるとか。復興だ、復興だなんて、荷物も届かない復興なんてあるわけないんで、その辺はちょっときちっとですね、その会議の中で、町の主張を言って、解決方法を言って、一日も早く解決してもらいたいと思うんですけども、ちょっと課長の考えをもう1回お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問の趣旨は十分理解をしております。そういった中で、大変な大きな課題だと思って、認識をしております。

そういった中で、6月2日、Jヴィレッジにおいて第14回の福島12市町村の将来像に関する有識者検討委員会というのがございます。その中の出席者は、復興庁の大臣、副大臣、それから福島県知事、さまざまな有識者ということで、12市町村の首長が出席をさせていただきました。その中で、非常に今大きな課題としてあるのが物流だということでもあります。こういった中で、官民合同チームを中心にさまざまな対応を考えているけれども、国の責任において、しっかりとこのことについては対応を図っていくというような進め方でもございました。非常にありがたいなと思っております。

ただ、この状況を招いたのは原発事故でありますので、しっかりと国の責任において対応方をお願いしてきたということでもございます。いま少し時間がかかるかもしれませんが、しっかりと対応を担当課と一緒に進めてまいりたい、そんなふうには思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 町長の回答をいただけたと思わなかったんですけども、本当に今ありがたいお答えをいただいています。ぜひですね、町長、これ本当に死活問題なんですよ、実は。悲鳴も上がっていると言ったらちょっと大げさなんですけれども、本当に困っているんですよ。そこで、町長がみずからそういった発言をしていただければ、本当に心強いと思いますんで、ぜひですね、これ本当、今、町長が言ったように国の責任でぜひやらせていただきたいというふうに思います。

ちょっと町長からお答えをいただいたんで、次の質問にいくしかないのかなと思ってはいるんですけども、5、いこいの村の稼働状況について。

いこいの村なみえの日帰り入浴者及び宿泊施設については、以前課長からグラフをもらって、我々が心配していたよりも結構なかなかうまく利用できているのかなというふうに実は思っております。ただ、問題はもちろんあります。当然のことながら宿泊施設だけなので、いろんな楽しい食事をしたり、ゆっくりいろいろできるというようなところがまだまだ不足しております。まして一番心配なのは、やっぱり夕食ができないホテルだということなので、その辺をちょっと本当に真剣になって町はやっているのかと。

それはなぜかという、実は浪江町内に、皆さんご存じだと思いますが、6号線よりも海側のほうになんですが、実は今ホテル、地鎮祭も終わっているんですけども、ホテルの建設が今予定されているんですよ。多分来年の秋口か夏か、その辺のオープンになるのかなとちょっと私は今思っているんですけども。今まで宿泊施設といえはいこいの村なみえというふうなことですとずっと来ていたんですけども、今度は二者択一できるような形に多分来年あたりはなってくるんだと思います。

やっぱりこの施設を充実させて魅力あるいこいの村なみえをつかっていかないと、なかなかこのいこいの村自体が、客層はもちろん違うとは思いますが、今の状況を保っていくというんですか、上昇させていくには、いろんな意味で必要なところがあるかと思うんですけども、日帰り入浴に関しては驚くほど人数が伸びているんですね。何でなんだと思ったら、東京電力の方がもうたくさんお入りになっていただいて、人数がふえているんだと。ただし、一時です、夕方お風呂、7時から8時ぐらいの間に行くと、そのときも結構今まではいたんですよ、何人か。ここ2カ月ぐらいは本当に1人か2人になってしまったという、前に戻ったというか。ちょっとその辺の対策もきっちり考えていかないと、今のまま日帰り入浴が入っていただいているから、人数がふえているから、もう何もしないんだということではまずいかと思うんです。その辺の総合的な対策を全体的に課長にお聞きしたいんですけども。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からご質問にお答えをいたします。

いこいの村なみえにつきましては、昨年6月にリニューアルオープンを行いました。町民から、あるいは視察者、また地域の集まりや同級会などについてご利用をいただいて、好評を博しているところがございますが、利用率も若干延びているという状況でございます。

しかしながら、厨房、あるいはレストラン、宴会場、フロントや

ロビーがあった管理棟を解体したために施設内での調理した夕食が提供できない、いわゆる素泊まりの形になっておりまして、夕食が提供できないために予約がキャンセルされるという状況がございます。

そこで、今後、玄関、フロント、ロビー、厨房、レストランを兼ね備えた新たな管理棟の整備について計画をしております、本会議補正予算にその実施設計費用を計上する予定でございます。

また、設計や建築にはまだまだ時間が必要であります。時間がかかることから、いこいの村利用者が町内飲食店をご利用できるよう、いこいの村にて送迎バスサービスを運行することによって利便性が高まるという計画を立てております。このバスは、夕方からいこいの村とJR浪江駅間を一定のコース、時間を往復することによって、町民の方々の夜間の足として利用いただくとともに、買い物やいこいの村への日帰り入浴にご利用いただくなど、利便性が高まると期待をし、計画しております。

バスの購入費の一部について補助をするということで、今回の補正予算に計上予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと一気に答えをもらっちゃって、何ともしようがないんですけども。今言ったように、ちょっと今バスを走らせるという町長のお言葉があったんですが、やっぱりそのとおりだと思うんですよ。酒を飲むというか、飲んでいこいの村まで戻ってくる、もちろん足もないですし。巡回バスというんですか、送迎バスというんですか、そういったものは非常にいこいの村の宿泊客をふやすのには物すごくいい方法だなというふうに今思っ、もちろん経費もかかるんでしょうけれども。

そんな形で、一番いいのは本当に厨房ができて、レストランができて、きっちりしたロビーができて、本当に利用しやすいようになれば、いろんな意味でこのいこいの村なみえがすばらしいものになってくるのかなと思います。今、実施設計もするんだということなんで、その間だけでもそういったことを動かしていただければ、宴会、それと家族で泊まってどこかで飲み会をやったり、仲間と泊まって飲み会をやったりということができるとかなと思っています。

いこいの村で宴会をやるのはいいんですけども、どうしても外からの持ち込みというのかな、注文してやると、なかなかきちっとした宴会にならないというのが、ちょっと私も何回かやってみて、

あるんで、そういったことで、早目に計画を実施していただいて、いこいの村の宿泊、それと日帰り入浴がどんどん急上昇で上に上がっていきような形の対策をとっていただきたいと思います。

そこで、さらにですね、ちょっとまだ時間があるんで、いこいの村なみえを考えたときに、課長、いこいの村なみえを考えたときに、ちょっと近隣の町の話をししたいんですが、要するにいこいの村なみえと今度新しくできるというか、オープンする予定のホテルの差別化というんですか、違いというのを出していく必要があると思うんですよ。同じものを同じふうにやったんでは、やはりどっちかに偏ってしまうと。客層を変えるということも、今後のいこいの村なみえの将来性にもかかってくるかと思うんです。

ある町ではですね、お風呂を物すごくいろんな多様なものに変更して、変更してというか企画して、要するにお風呂を楽しむところなんですよ、うちはと。こっちのホテルとはちょっと違うんですよと。こっちはあれでしょうと、普通のバスでしょうと。そんなところでちょっと私もない頭を絞って今ちょっといろいろ見てきたんですけれども、どうもこの泡風呂とジェットバス、冷水とサウナ、大風呂と寝風呂、洞窟風呂、それにプラス例えば名品コーナーだとかお土産コーナー、もちろん食事、休息は当然のことなんです。

例えばある一つの例だと、日帰り入浴をして昼食にその名産のおそばを出す。それをセットで例えば1500円で日帰り入浴をさせるだとか、いろんなこう、そこでしかできないような企画をどんどん上げていって、例えば浪江町の道の駅ができました、それと連動していこいの村なみがこういうものを提供しています。だからお風呂へ入ってくださいねというふうな、そういったものに、今度は町長にそこまでいろんなことをやっていただいた、その後は進化すべきだと思うんですけれども。やっぱりその辺のアイデアを今から練っていかないといけないなというふうに思うんですけれども、課長、どう思いますかね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

やはりいこいの村に来るお客さんというのは、前もそうでしたけれども、あの場所の自然であったり立地であったり、眺めであったり、ゆったりと来る家族連れの方、それから学生さんの合宿とか、ゆったりとくつろげる場所が必要でありますし、町内のホテルは忙しい方、ビジネスの方に来ていただく、そういったすみ分けも必要だと考えておりますし、従来はいこいの村もそのようなコンセプトでやっておったと思います。従業員を新しく6月から採用して、従

業員の彼らもいろいろなアイデアを出し合っているようでございますので、さらにはまた理事会でもいろいろなご意見をいただきました。やはり昔のいこいの村になるようにアイデアを出して、お客さんを誘客したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

最後に、いこいの村の道路、入っていく道路がまた草ぼうぼうになっています。やっぱりあれは幽霊屋敷に行くような道路になっているんで、暖かくなってくるとどうしても草が生えてくるんで、その辺の管理を徹底させていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで14時50分まで休憩します。

（午後 2時34分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時50分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10番、渡邊泰彦君より発言を求められておりますので、これを許可します。

渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） おわび申し上げます。

私の一般質問の中で、お隣の小高スーパーに関して、大変失礼で、そして不適切な発言があったので、全てその部分をお取り消しをお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま渡邊泰彦君から会議規則第64条の規定により、発言取り消しの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◇馬場 績君

○議長（佐々木恵寿君） 次に、16番、馬場績君の質問を許可します。馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 16番、馬場績でございます。

ただいまから一問一答方式で一般質問を行いたいと思います。

まず、国道114号柵平工区の拡幅整備についてであります。

行政報告にもありましたし、配付された議案の中にも参考資料として、町長、議長が相双建設事務所、それから県土木部長に要望されたということで、いい返事もいただいているということについて、改めてこの場から御礼と感謝を申し上げておきたいと思えます。

その上で、そもそも論をやりたいと思いますけれども、現在114号は汚染土壌の中間施設への搬入路線として使われております。もちろん福島と直結する国道でありますから、文字どおり復興・再生の幹線道路だということでもありますけれども。改めて国道114号の重要路線であること、その拡幅整備についての必要性、重要性、緊急性についてどのように認識されているかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、暫時休憩します。

（午後 2時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時56分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 今のご質問でございますが、114号につきましては、町としても大変重要な路線と認識しております。この後のいわゆる年度別の輸送土壌に関しての質問にもございますが、本年度につきましては輸送量が22万8000立米、さらに走行台数につきましては4万5000台を今年度予定しております。そういうこともありまして、大変道路の混雑についても認識しておるところでございます。

先ほどお話がありましたとおり、今回要望した点につきましては、それ以前に、いわゆる法線等々がございまして、そういう部分を何とか改良を加えていただきたいということで、町長、議長が県のほうに要望をしてきたところがございます。

さらに申し上げますと、今年の3月4日に赤宇木地区で発生しました車両の転落事故等々もございます。そういう意味を含めまして、大変重要な路線と考えているところがございます。当然改良が必要と思っております。

- 議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 年度ごとの輸送計画について、今年度はということでは19年度についてお答えありましたけれども、それ以降の計画はどうなっていますか。
- 議長（佐々木恵寿君） 答弁。
住民課長。
- 住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。
令和元年度につきましては、皆さんに全協でもお示ししましたとおり、計画が策定されておりますが、それ以降の計画というのはまだできていないような状況でございます。
以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。
- 16番（馬場 績君） それ以降について、量はわからないけれども、通過路線になると。汚染土壌が搬出されると、運行路線になるとということについては間違いないですね。
- 議長（佐々木恵寿君） 住民課長。
- 住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。
そのように認識してございます。
以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 何年度ごろまで使用する計画になっていますか。
- 議長（佐々木恵寿君） 住民課長。
- 住民課長（中野隆幸君） 昨年12月に中間貯蔵施設の計画ができておまして、2021年度と記憶してございます。
- 議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 実はけさ出勤途中、私の前を走っていたダンプがありました。除染土壌の運搬車かなと思っていたらそうではなくて、多分盛り土、覆土用の土砂を満載にして運搬していました。今後、盛り土、覆土用の運搬路線としても使われるという計画は町では承知していますか。
- 議長（佐々木恵寿君） 住民課長。
- 住民課長（中野隆幸君） 覆土等については、そういったお話は現在のところいただいているところではございません。
- 議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 除染土壌の運搬路線として活用していることはご存じのとおりですが、覆土、盛り土用に土砂を積んだダンプが運行しているということは、きょうに始まったことではないん

ですよ。それは認識不足だということを一言だけ指摘しておいて、なぜ私はこういうお尋ねをしているかということ、あの狭い道路ね、年間で4万5000台ということだから、1日どのぐらいになるのか。日曜休みだからね。相当な運行車両、通行車両ということになります。道路が狭隘だと。

町長ね、県のほうにも行っていただきましたけれども、114号拡幅整備がなぜ遅れたかと思っていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） なぜ遅れたかということについてお答えを申し上げます。

確かに川俣工区については早々と整備が進められました。聞くところによりますと、帰還困難区域であるということが1つ。それから、計画について見直しも必要ではないかというふうに思っていたのかなというふうに私個人では推測しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 汚染土壌の運搬路線として114号を使うと。実は一番最初、環境省が来て汚染土壌の運搬の説明があったときは114号は通らないと、東北道、それから磐越道、常磐道を通して中間貯蔵施設に運ぶという説明をされていたことを同僚議員は承知していると思います。しかし、いつの間には114号が中心路線として使われるようになったと。

環境省が来て、県が来て、汚染土壌の運搬の話が議会にされるたびに、私は、狭隘な道路だから拡幅整備が必要だということをしつこいほど言ってきました。わかりましたということで始めたのが路肩の補強工事ですよ。その程度。

じゃ、山木屋と比べてどれだけの違いがあるのかということですよ。114号路線としては全く一帯の路線でありますけれども、拡幅整備の事業内容は全く違っていたと。そういうことも今までも指摘していたんですが、ことしの4月4日に共産党の県議団を通じて平成30年11月14日、これが最新のものだということで、共産党の県議団に出した資料なんですけれども、実は山木屋工区、ここに書いてあるだけで3150メートル、3.155キロ。その需要費ですよ。社会資本総合整備計画として予算づけされているものなんですけれども、何と196億9700万。これ先ほど計算しましたら、1キロ当たり1億3500万という計算になるんですよ。対して柵平工区はどうかということ、ここに上がっている分では610メートル、その予算が5億3400万。キロじゃなくてメートルですね、失礼。先ほどの分も訂正します。3150メートルです。だから、メートル当たり山木屋工区の場合は1億

3537万4000円。梶平工区は610メートルの分ですけれども、事業費が5億3400万、メーター当たりになると87万5000円。

もともと整備計画がこれ、事業設計が違っていたという問題。まちづくり整備課長、こういう事業内容について承知していましたか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 事業費まではわかりませんでした。山木屋工区が施工しているということと、梶平工区が施工の予定だということは承知しておりました。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） したがってね、見逃すのは当然なんですよ。はっきり申し上げると、遅すぎだと。しかし、やっぱり町長が言うとおり、声を上げないと前に進まないということですから、5月23日の要望活動は極めて適切であったというふうに思います。

ということで、工事計画を見直すという回答だったらしいですけれども、今後、工事設計をいつまで見直すのか確認していますか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 見直しを早急に進めるという返答をいただいております。見直し後に早急に説明会をすると。年内を目標に説明会をしたいということを相双建設事務所より回答いただいております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 抽象的な答弁だけれども、私なりに解釈をすると、工事設計の見直しは年内にやると。説明会もやると。こういう確認でよろしいですか。イエスかノーか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） そのように聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） わかりました。

私の質問項目にありました関係住民に対する説明会をやるべきだということについては今の答弁で確認しましたから、ADRの個別申し立ての問題です。避難者生活支援との関係で質問通告をしておきました。

行政報告でも、浪江町内でも個別申し立てについて多数の和解が成立したという報告がありました。和解件数を把握されていますか。何件ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 個別ADRの申し立ての件数等につきましては、平成30年度ADRセンター活動状況報告によりますと、145

件ほどになってございます。ただ、和解成立件数については公表されていないため、正確な件数は今のところ把握できていないところでございます。

ただ、ADRセンターのホームページ等には和解事例等が多数公表されておりますので、和解が進んでいるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 行政報告で多数の和解が成立しているという報告をしているわけですから、何件和解したのかということは把握していなければ、行政報告の裏づけがないということではないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） さらに説明申し上げますが、浪江に限らず全県、23年度からの累計で申し上げますと、ちょっと数字が出てまして、申し立てのうち約7割を超える件数で和解が成立しているというような数字はいただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、確認しますが、私は共産党の岩渕友参議院議員を通して調査をしてもらいました。打ち切り後、浪江の和解件数は8件だそうです。エネルギー庁原子力損害対応室からの文書による回答があったということで、私のところに通知が来ました。浪江の分で141件の申し立てをして8件、数日前なんですけれども、全体の和解件数が31件だそうです。打ち切り後、申し立てをして東電が和解したのは31件。

だから、そのうち8件だからね、浪江の割合は高いというふうに言えると思いますけれども、1万5700人の集団申し立てが打ち切られたということに対して、その後個別申し立て140件あった。それに対する和解ということからすれば、東電の対応は誠実ではないというふうに私は考えております。

町長ね、この数字だけで決定的な判断をするのはいささか勇み足だとは思いますが、多数の和解案件が成立しているということと、現在の東電の対応についてどういうふうに考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 現在の和解状況が、ただいまその資料が適切であるとすれば、8件というのは非常に少ないと思います。と申しますのは、個人での申し立てについては真摯に向き合うというのが東電の基本方針にはあるわけですが、それに沿っていないという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 全くそのとおりだと思います。ご存じのとおり東電は、損害賠償について3つの誓いを公表しております。最後の一人まで賠償を完結する、迅速かつきめ細やかな賠償の決定、和解・仲介案の尊重、和解案をけっぼっておいてね、よくも言えたものだと思いますけれども、そういう気持ちはあるということを表示しているということについては、私たちは正面から受けとめておいて、その上で東電の行動について、判断について、ならぬものはならぬということで、やっぱり生活再建のための完全賠償は今後とも求めていく必要があるというふうに思います。

その上で、和解事例を類型化してさらに個別申し立てに役立てる必要があるのではないかと。今後どう取り組まれますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それにつきましても、6月1日、2日と個別の説明会というか、支援の説明会をいたしましたということで、昨年からも引き続きやっておりますが、今回、精神的賠償に特化した簡易的な申立書も作成いたしまして、和解の成立に向けて、町としても支援をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 精神的損害に特化してということもわかりますけれども、和解事例を分析する必要があると。類型化してさらに多くの町民が申し立てしやすい、あるいは和解にこぎつける、そういう道筋をつけるということが行政としては求められるというふうに思いますので、さらに類型化への取り組みを進めてもらいたいと思います。

次です。仮設住宅入居と支援員確保の問題であります。午前中の一般質問でもやりとりがありました。

幾つか問題がありますけれども、現時点で4カ所の仮設住宅、29人が入居しております。再延長されたとはいえ、帰還困難区域も含めて仮設住宅入居打ち切りの方針を県は示しております。

そこでね、先ほどと違った角度からお尋ねしたいと思うんですが、現在入居している人たちの住居確保、あるいは生活再建の計画等について把握されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

昨年度、県にて実施いたしました供与期間終了後の住まいに関する意向調査及びその後の移動状況を見ますと、4月1日現在で、仮設住宅に関しては入居22世帯のうち、期間終了後の住まいの見通しが「立っている」と回答されているのが10世帯、「立っていない」と回答されているのが11世帯、未回答が1世帯となっています。

この調査を踏まえまして、供与終了後の住まいの見通しが立っていないと回答があった世帯、それから未回答の世帯を対象としまして、県と連携、協力しまして、電話や戸別訪問による今後の意向聞き取り調査を実施する予定でありまして、避難者一人一人の事情に配慮しながら生活・住宅再建の支援を行っていく考えでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 8年3カ月たっても住宅確保の見通しが立っていないというのが入居者の半分ですよ。深刻な問題だ、これは。

そこで質問いたします。確保の見通しが立っていない人に対して強制退去させるんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 午前中の答弁でもお答えしましたが、特定延長ということで、一定の要件を満たす方につきましては、さらに1年を限度として延長できるように今、県のほうが国のほうと協議中であります。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一定の要件を満たせば再延長を認める。一定の要件とは何ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業によります自宅の再建先は決まっているんですけども、その工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方。それからもう一つの要件が公共事業以外のもので、自宅の再建先とか再建時期は決まっているんですけども、工期等の関係から供与期間の終了内に応急仮設住宅を退去できない方ということになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 公共の関係から確保の見通しが立たないという意味がちょっとわからないんですけども、要するにね、一定の要件を満たせば再延長を認めるということをね、やっぱり大前提にして、強制退去を求めるようなことはしないと。今までも全員協議会でも何度か指摘してきましたけれども、いついつまでに鍵を返してくれ

ということでノイローゼになると。あるいはお年寄りはおもうまじめなもんだから、決められた日にちまでに退去しなくちゃならないということで、無理して引っ越しをしたと。結果ね、転んでけがしたとか、体調を壊したとか、その後の避難生活に重大な支障を来しているんですよ。

現実には、8年3カ月たってこういう状況だということを踏まえて、文字どおりね、午前中から議論になっているように、被災者に寄り添った対応をすべきだと思いますが、担当課長としてそういう姿勢で対応されますか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 当然避難者に寄り添った形で支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 次に、国家公務員の住宅入居の問題。

県は、来年3月で国家公務員住宅の提供を打ち切るという方針を示しました。もし退去しなければ、2倍の家賃を請求するという通知が来て、何事だと。怒りと悔しさと悲しさを超えて、私のところに電話をよこしました。私はあり得ない話だと思うんだけど、2倍家賃請求について、町はどういうことを県に対して申し入れしましたか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

原発事故に伴いまして、国家公務員宿舎に入居されました自主避難者の方については、平成29年3月末がその退去期限とされていましたが、経過措置により、低廉な家賃での使用延長が認められてきました。

本件は、県がこれについて本年3月末をもって打ち切りとし、この退去期限を過ぎても退去しない入居者の方に対しまして、家賃の2倍を損害金として請求する方針を示したものであります。

本件につきましては、自主避難者に関する件でありまして、町としてはお答えできる立場にございません。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 詳しくは把握しておりませんが、東京の東雲団地です、国家公務員住宅。ここに入居されている方の直接の情報提供です。自主避難者の問題じゃないですよ。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） お答えいたします。

避難指示を受けて避難されている方につきましては、借り上げ住

宅と同じ扱いとなっておると思いますので、あくまで今の件については自主避難者に関する件であると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 予定時間をオーバーしちゃっているんだけど、ということは、浪江町民が入居している場合には、2倍家賃請求は該当しないということですか。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） そういうことになると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） その件について、私は直接聞いた話なんですけれども、再度確認をいたします。

次の質問であります。

帰還環境整備の問題ということが、医療・介護の現状と対策についてお尋ねをいたします。

浪江診療所が1つしかないということはたびたびこの場でも議論をされてきました。救急車の出動など、帰還した町民の救急医療の実態を把握されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 救急車の出動件数については、これは広域圏の担当になっておりますので、私どもでは細かい数字については把握しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町民の医療と健康の最前線に立ってさまざまなお仕事をされているということはわかっています。そのことを前提にして質問するんだけど、救急医療の搬送については広域圏のことだから把握していない。医療の現状把握ということで質問通告しているわけですが、どうなんですか、それは。私は納得できませんね。答弁を求めます。時計とめて。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午後 3時25分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時26分）

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 現在、救急搬送件数については把握しておりませんが、今後は把握に努めまして、救急医療についての現状把握に努めたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今後のご精励を期待したいというふうに思います。

実は、この意見は二本松で懇談会を開いたときに救急車で運ばれたと。町の診療所は土日祝日休みだと。やっぱり心配で帰れないねと、こういうことなんですよ。ということで、町長うなずいているからね、やっぱり浪江町の医療・診療体制については現在の浪江診療所だけでは不十分だという認識はおありですよ。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

当然ながら1人の医師によって保たれている診療所ですから、住民の方々の要望としては、高齢者であるので整形が欲しいとかさまざまな要求がございます。しかし、今の段階ではなかなか対応しきれないということで、救急車を利用した南相馬市との連携等図っているわけですが、しっかりとそのことも町民の要望にも応えていくように努力を重ねてまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今後、医療体制の強化に努力するという前向き
の答弁があったと思います。

そこでね、私は本当に浪江町を残していくという取り組みは、今までもやってきたけれども、本格的な取り組みはこれからだと。今後の課題が極めて重要課題だというふうに思うんです。という立場から、町残しという立場で適切な浪江町の医療体制はどうあるべきだと。そのためにはどこにどういう責任があって、町としては今後どう取り組んでいくのかと、そういう方針はありますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医療体制の確立につきましては、町としても帰還環境整備の最重要課題であると認識しております。ただし、医療従事者等を町単独で確保していくのには限界があると考えております。今後も国・県に対して、人材の確保、財源の支援などを引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 前と同じ答弁なんだ。

したがってね、国に対して、浪江町としてはこういう医療体制が必要なんだということを具体的にやっぱり県や国に求めていかなければ、私は前進しないと。浪江町の医療体制の緊急性をきちんと整理をして、だから帰還環境整備、帰還促進のために浪江町残すためにぜひとも必要なんだと、こういう取り組みが必要だと思います。そういう立場で今後お仕事をなさいますか。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 指摘を充分に受けとめて、今後そういった対応をしていきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 問題は、町民の前には具体的に存在しているわけだから、具体的な問題はやっぱりね、県や国に突きつけるということで、実現を迫るということを強く求めておきたいと思います。じゃ、次に介護の問題です。

介護の現状についてですけれども、サポートセンターの委託運営による通所介護や訪問介護が実施されています。必要な介護スタッフは確保されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えします。

サポートセンターにつきましては、業者よりいただいた見積もり等により交付金を算定しております。その中で有資格者の確保ができていない部分について精算で返金しているような形となっています。ただし、利用者がそれに満たないため、利用者が利用できないというようなことはありません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 多分、私の質問に答えているんだと思うんだけど、私整理できないからいま一だね。必要な介護スタッフは確保されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 現在の利用者に対するスタッフは確保されていると認識しています。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現在は確保されている。しかし、今後の課題だということですね。

次に、介護の問題で、認知症の介護の問題。認知症の早期診断と早期受診の取り組みが非常に重要だと思います。町はどのような取り

組みをされていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 町内、町外で認知症のための講座を開いて普及に努めております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 把握に努めていると。一方ではね、認知症の把握というのは非常に難しい。課長も存じのとおり、認知症のね、介護認定の基準も曖昧で正直納得できないというのが実態なんですよ。それはおわかりだと思います。その上で私は改めて認知症高齢者、認知症的高齢者の見守りなど、支援活動の取り組みを強化する必要があると思いますけれども、具体的にどう取り組みを進める考えですか。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 今、同じく答弁したんですけれども、町内外で認知症サポーターを養成いたしまして、認知症というものに対する理解を深めていただいて、家族ともども地域で認知症に対する理解を深めていただいて、介護をしていただくような形を進めております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 認知症を抱える家族はとても夜も昼も大変な思いです。その上に、中には徘徊者もいると。事故を未然に防ぐという意味で、しっかりした支援体制を組むべきだと、支援の取り組みを強めるべきだというふうに思います。強く求めておきます。

次、更地の荒廃と除草管理の問題であります。

全員協議会でも4月末の家屋解体完了は2866件、全体の71%が解体。解体後の更地面積とその管理はどうなっているか把握されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 申しわけございません。把握してございません。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 住民課長、把握されていますよね。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 件数等については把握してございますが、面積等についてはちょっと把握してございません。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 当然住民課長から答弁あるものと思って、資料

は持ってきませんでしたけれども、3月議会一般質問の調査活動で、課長に資料提供を求めているんです。地目ごとの面積を把握されているんです。だから、いいです、それは。把握しているでしょう。

その上で、問題は、その管理がどうなっているかというのが問題。先ほども二本松の団地で懇談会を開いたという話をしましたけれども、きょうも一般質問で出ましたが、跡地の荒廃がひどいと、正直ね、ここにわざわざ来るといって変なんだけれども、ここに来て草刈りするというのも大変だと。草刈りの道具もないと。跡地の除草を町で何とかできないかという要望が出されました。これは去年、議会で議会報告会を開いたときも同様な意見が、どこだったかな、出されておりますけれども。改めて今回、そういう要望が出されたので、町としての取り組みはどうされるのかお尋ねをします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答え申し上げます。

現在、環境省による住宅の解体が進み、更地となった宅地が増加しております。所有者によってしっかり管理されている宅地がある一方で、なかなか管理が行き届かず荒れた状態になっている空き地が見受けられます。町道の除草については今のところ復興庁の財源がございしますが、私有地の管理につきましては補助メニューがございません。したがって、私有地の管理については自己管理をお願いしているところでございます。

自己管理をお願いしてまいりますとともに、町の大きな課題でございしますので、国・県との協議の場で共有をしてまいりたいと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） やっぱりね、最後の一言の答弁がいいよ。そのとおりなんですよ、やっぱり。通常ならね、自分のものは自分で管理するよ、それは。できるんだよ。特別な事情があるわけだから、管理できない人についてどうするかね。国・県と協議すると、そういう立場求められていると。極めて適切な判断をされているというふうに思います。

ここで納得しないのが私なんです。じゃ、どうするかということなんですよ。当面、国や県から回答が来るまで放置したんでは、それこそ帰りたくても帰れないということになるわけでしょう。そこでね、帰還環境整備交付金を活用して、いわゆるどうしても管理できないという人の一時的な除草管理という対策をとることができないか。いかがですか。答弁。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 帰還環境整備交付金の詳細な要綱が手元にございませんが、そういうメニューはないと認識しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実態としては文字どおり帰還環境整備なんですよ、これ。幾つもあると思いますよ、それは。そういう対象事業は。だけれども、もうね、数字は忘れたけれども、家屋解体で相当面積ね、町内の中心部を含めて荒れている。放置しておいていいとは思っていないはずです。何らかの形で管理するとすれば、財源の手当の問題です。

そこで、財源の問題で別の角度から聞くけれども、福島再生加速化交付金の目的と予算の執行裁量はどこにありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 福島再生加速化交付金の執行の権限はどこにあるかというご質問ですが、国にあると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 福島再生加速化交付金の目的と、その予算の執行の裁量は町にあると思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 加速化交付金を申請する前の段階で、どのような事業でどのような目的で実施するのかを十分協議し、その上で交付になったものでございますので、ほかの事業に使うということはできないものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 次の質問がありますから、移りますけれども、いずれにしてもね、財源手当ができなければ事業執行できないわけだから、県・国と協議する、帰還環境整備ということで、何らかの国・県の事業対応が認められるように、町としてもさらなる取り組みを求めておきたいと思っております。

次、農業法人の誘致事業についてであります。

今年度の新規事業として、町外の農業法人誘致事業に対して1法人1000万円、予算では2000万円が計上されました。

そこでお尋ねをいたします。

この農業法人誘致事業に当たって、どういう要件で交付されますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 町としては、担い手不足、農地の荒廃抑制という課題がある中、農業をする法人に対し、他の地域に比べ

て条件的にも不利な浪江を選択してもらえようような支援が必要との考えから予算化させていただきました。町内での活動に本腰を入れてもらうため、事業用地等の賃借ではなく、取得に対する支援が有効であると考えております。

そして、認定要件としましては、当然ながら企業で、法人でございますので、撤退のリスクというものも考えられます。そういったリスクを下げるためにも安定した農業経営をしている視点から、法人設立からの年数や町への還元の視点から、浪江町内に支店を開設することなどを考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私も産業建設常任委員会にいたとき、この予算の説明があって、その後、担当係長と外部法人の事業参入を求めていることは確かに必要だと。しかし、撤退ということも含めていろんなリスクがあると、しっかりした要綱をつくる必要があるということを経営内容の調査の中で係長とやりとりをしていますけれども、この事業展開に当たって要綱はつくられましたか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まだ詳細を詰め切れていないのが実情でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 詳細を詰めて、早い時期に我々議会にも公表していただきたいと思っております。

その上で、町外法人の算入、これも浪江町の復興・再生の一つの手だてだと思っております。しかし、そもそもね、浪江町の基幹産業は農業であります。行政報告でも農業再開の面積は47.7ヘクタールという報告がありました。ここで2つお尋ねをいたします。

再開面積は浪江町、解除された地域での農業面積の何%になりますかということが1つ。

それから、外部法人に対して農地取得に対して1件1000万の補助を支給するわけだけれども、さまざまな形で国や県の制度はあると思うんだけど、浪江で農業を再開すると。まさにね、町残し、浪江町に活力、元気を与える、元気を発信する象徴的な事業だと思う。そこで、浪江に戻って農業を再開するという人に対して、直接農家に農業再開の新制度を検討すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

以上2点。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず1点目の面積の割合についてです

が、解除された地域の農地はおおよそ2000ヘクタールです。今回、概数として50ヘクタールとしてみると、電卓がありませんが、2.5%程度になろうかと思っております。それと、個人の農家に対する町に戻ってきてからの支援についてですが、そこはまず個人ということですので、県が用意している4分の3事業、まずはそこを中心にご案内したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町の本気度、ほかの町でやっていない、そういう制度がやっぱりない。町がつくると。外部法人に対して1000万出すんだから、地元農家に対して直接支援できない理由はないでしょう。ということも真剣に考えて具体化を強く求めておきます。

次です。汚染土壌の再利用の問題です。

環境省は、汚染土壌の再利用の方針を示しました。ことしの3月ですね。二本松市では、市道の路盤工に除染土を再利用するという計画が示されました。議会も市民もてんやわんやの騒ぎになって、市民集会を開いて、環境省も呼ばって、最終的にはその工事契約は中止するというふうに環境省は発表し、現時点では汚染土壌の再利用は白紙の状態です。

問題は、環境省が改めて汚染土壌の再利用、この方針を示したということは、浪江町に対してもないとは言えない。結論からいうと、絶対受け入れるべきではないというふうに思いますが、主な理由、3つあります。1つは、環境省はこれまで全て除染土壌は中間貯蔵施設に搬入するというふうに約束をして仮置き場もつくってきた、中間貯蔵施設もつくっている。2つ、原発事故による汚染物質を拡散させることであり、汚染土壌の再利用など住民分断の際たるもの。絶対認めるべきではない。3つ、住民分断とも関係ありますけれども、住民合意がない、そういう汚染土壌の再利用は絶対認めないという立場で町長はこの問題に立ち向かう、そういう姿勢があるかどうか。

結論からいうと、真の復興と帰還の妨げになる汚染土壌の再利用は受け入れられないという立場を明らかにすべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

浪江町においては、現在、再生利用の計画、そういったお話は一切受けてございません。また、汚染土壌等については、中間貯蔵施設での貯蔵開始後30年以内に全て県外で最終処分するものと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再確認をします。

つまり浪江町としては、汚染土壌の再利用は受け入れないという立場に、断ち切るということを確認してよろしいですね。くどいような話なんだが、そういう趣旨の答弁だね。イエスかノーかでいいです。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） そのとおりにかと思えます。やはり町、住民を分断する、その方策にはくみしないというふうに思っております。町、あるいは議会、町民の合意がない、そういう場合は当然ながら最終処分は福島県外というふうになっているわけですから、そのように進めてまいりたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一般質問の一问一答方式に慣れていないもんですから、ちょっと、あと3分ですね。

それでは、帰還困難区域の問題について質問をいたします。

帰還困難区域の町村協議会、葛尾村の村長が会長になって12月以来、要望活動をされています。帰還困難区域に位置する者として、改めてお礼を申し上げたいと思えます。

その上で、帰還困難区域の問題は、1つは、区域外のエリアの拡大をどうするかという問題があります。5月26日、赤宇木の行政区長や行政区の総会がありました。いつまで我々は待たなくちゃならないんだと。我々の復興拠点というのは、自分の家であり田んぼだと。そこに一日も早く戻るようにしてもらいたいと。わずか153ヘクタールのエリアなどはお茶を濁した話だと。したがって、区域外の拡大を急いでもらいたい。

具体的にね、質問通告もしておきましたけれども、県や国に対して、浪江町は協議会として活動するというのも必要です。その上で具体的に、帰還困難区域のエリア拡大について、町はこういう計画を持っていると、いずれは示すべきではないかというのが1つです。

それから、区域外の保全管理についてですけれども、大字会の総会でも強く要望が出されました。保全管理はやっぱりね、国の責任でやるべきだということです。この実現に向けて、町はどう取り組まれるかお答えを下さい。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの協議会のあり方についてお質しをい

いただきました。

このことにつきましては、それぞれの町村の置かれている状況について定期的に情報交換をします。そしてまた、帰還困難区域外の対応について早急にエリアの拡大を目指すという方向でございます。そういった中で、先ほどもお話ししましたように、6月2日に12市町村の将来像に関する検討委員会がございました。その中で委員会、意見交換の場で、私から、つまり区域外のことに、今、復興拠点が整備されております。その整備後の話ではなくて、同時進行で区域外の対応について進めるべきであると。それが結果として生活支援金の問題も含まれてくるわけですから、しっかりと対応を図るべき、要望をさせていただきました。

その方の回答としては、当然そのように進めてまいりたいという浜田復興大臣の答弁でございました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは午前9時からの本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 3時57分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 6 月 5 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 議案第 5 2 号 | 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 4 号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 5 号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について (浪江町防災行政無線 (同報系) 改修工事) |
| 日程第 7 | 議案第 5 7 号 | 物品購入契約の締結について (ノートパソコン購入) |
| 日程第 8 | 議案第 5 8 号 | 工事請負契約の締結について (古堤ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 9 | 議案第 5 9 号 | 工事請負契約の締結について (目倉沢ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 0 号 | 工事請負契約の締結について (町道一里檀大町線道路改築工事 (1・2 工区)) |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の締結について (町道一里檀大町線橋梁整備工事 (上部工)) |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 2 号 | 工事請負契約の締結について (町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事 (1 工区①)) |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 3 号 | 物品購入契約の締結について (浪江町役場電気自動車 (公用車) 購入) |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 4 号 | 工事請負契約の変更について (請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (上架施設)) |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の変更について (請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (外構)) |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 6 号 | 工事請負契約の変更について (請戸地区水産加工団地造成工事) |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 7 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 8 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |

日程第 1 9	議案第 6 9 号	調停の申立てについて
日程第 2 0	議案第 7 0 号	令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 7 1 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 7 2 号	令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 7 3 号	令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 2 5	同意第 2 号	浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 6	報告第 1 号	平成 3 0 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 2 7	報告第 2 号	平成 3 0 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 8	報告第 3 号	平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 9	報告第 4 号	平成 3 0 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	畠山熙一郎君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌田典太郎

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。
-

◎議案第52号から議案第73号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
日程第2、議案第52号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第29、報告第4号 平成30年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第52号から日程第29、報告第4号までを一括議題とします。
日程第2、議案第52号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（吉田数博君） おはようございます。
それでは、議案第52号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。
本案は、東日本大震災により被災した請戸漁港荷捌き施設等の復

旧に伴い、各施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

第1条は、設置の目的であります。目的として、水産業の振興と漁業者の経営の安定を図るということを規定しております。

第2条は、施設の名称及び位置でございます。

資料の2枚目をご覧ください。この図面の中で、赤く着色している部分が今回の施設でございます。請戸海水取水ポンプ施設と請戸貯氷冷凍庫施設、請戸荷捌き施設、請戸上架施設、以上4つの施設が今回の施設となります。

議案にお戻りください。第3条は、管理の基本原則を規定しているものでございます。

次に、第4条は、この施設を指定管理者に管理させることができるということを規定しております。

議案の次のページをご覧ください。第5条には、この条例の施行に関し必要な事項が別に定めるということを規定しております。附則で、1、この条例は令和元年9月1日から施行と規定しております。

2として、第4条の規定により、共同利用施設の管理を行わせる指定管理者の指定に関し、必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができると規定しております。これは、この施設を最終的には指定管理ということを使って管理していただこうと思っております。その提案を9月定例会に上程したいと思っております。そのために、事前にあらかじめ必要な手続きを行うために、この2をつけております。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案第53号資料をご覧くださいと思います。

1、改正の趣旨は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所諸経費等の基準額が改定されたことから、選挙長等の報酬額を改正するものでございます。

2、改正の内容につきましては、資料の2ページにありますように、新旧対照表に記載のとおり、選挙長におきましては200円の増額、以下開票立合人100円の増額まで、それぞれ日額報酬を改正するため別表を改正するものでございます。

3といたしまして、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第54号資料により、説明申し上げます。

1ページをご覧ください。これは、福島県から示された標準保険税率を踏まえ、本町の国民健康保険税率の改正をしようとするものであります。

主な改正内容でございますが、資料1ページ下段の表をご覧くださいと思います。第3条第1項から第9条の3、税率の変更でございます。まず、基礎課税額分の税率の見直しとなります。所得割額7.8%を7.7%に、均等割額2万5000円を2万4000円に、平等割額2万2000円を2万1500円に改めるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。次に、後期高齢者支援金等分の税率の改正となります。所得割額3%を2.8%に、均等割額9500円を8500円に、平等割額8500円を7500円に改めるものでございます。

2ページ中段の表をご覧くださいと思います。介護納付金分

の税率の改正でございます。所得割額3%を2.8%に、均等割額1万1600円を9500円に、平等割額6600円を5000円に改めるものでございます。

次に、第23条の改正でございます。特定世帯及び特定継続世帯の均等割額及び平等割額について、それぞれの軽減に応じた額に改めるものでございます。

次に、第24条の2、国民健康保険税の減額の改正でございます。後期高齢者医療制度における保険料軽減措置の期間見直しにあわせて、国民健康保険においても旧被扶養者に係る減免期間の規定を改めるものでございます。

なお、内容につきましては、規則に委ねてございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を交付の日からと定めるものでございます。

なお、条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第55号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第55号 浪江町介護保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議案第55号資料によりご説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、浪江町介護保険条例について所要の改正をいたします。主に低所得者の介護保険料軽減強化をするための改正となっております。

次に、2、改正の内容でございますが、各階層別の介護保険料額は、介護保険料の基準額にそれぞれの保険料率を乗ずるものであります。減額賦課の保険料率については、第1階層については0.45が0.375に、第2階層については0.75が0.625に、第3階層について

は0.75が0.725となります。

それぞれの介護保険料については、新旧対照表によりご説明いたします。元号の変更については、省略させていただきます。

第2条第2項によりまして、第1階層については、4万5360円が3万7800円に、第2条第3項により、第2階層については、7万5600円が6万3000円に、第2条第4項によりまして、第3階層については、7万5600円が7万3080円となります。

ここで、本町での対象見込者は、第1階層につきましては1230名、第2階層については606名、第3階層については387名となり、約1790万円の減収と見込んでおります。この軽減措置により生じた減収分については、公費で補填されますが、本町では現在介護保険料分は国庫補助金により補助されておりますので、この軽減分は別の繰入金として財源の組みかえをすることになります。その組みかえ分の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町4分の1となっております。

上に戻りまして、3、施行期日等ではありますが、この条例については、公布の日から施行し、令和元年度の保険料から適用することとなります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線（同報系）改修工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第56号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町防災行政無線（同報系）改修工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった株式会社日立国際電気 東日本支社支社長 加藤正美と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

- 1、契約の目的、浪江町防災行政無線（同報系）改修工事。
- 2、施工箇所、浪江町町内一円。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、3億5090万円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3190万円。)

5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号、株式会社日立国際電気 東日本支社支社長 加藤正美。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年3月23日。

次に、議案資料1をご覧ください。工事位置図でございます。防災行政無線のデジタル化に伴い、黒丸で記載の屋外拡声子局35局並びに緑で記載の再送信子局6局を整備するものでございます。また、赤字で記載の屋外拡声子局6局については、既にデジタル化への更新が終了してございます。

次に議案資料2をご覧いただきたいと思います。屋外拡声子局の立面図になります。高さ約15メートルの支柱に4方向のスピーカーを設置するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐々木恵寿君) 日程第7、議案第57号 物品購入契約の締結について(ノートパソコン購入)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(吉田数博君) 議案第57号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、ノートパソコン購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社双葉事務器 代表取締役 志賀祐広と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長(佐々木恵寿君) 企画財政課長。

○企画財政課長(西 健一君) それでは、契約の内容について議案によりご説明申し上げます。

1、契約の目的、ノートパソコン購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田7番地2ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1827万3600円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額135万3600円。)

5、契約の相手方、福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379番地。株式会社双葉事務器 代表取締役 志賀祐広。

6、納期、議会の議決を得た日から令和元年9月30日です。

次のページ、議案第57号資料1でご説明いたします。事業概要につきましては、職員用ノートパソコンの機器更新のため必要なノートパソコンの購入となり、購入台数は180台となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第58号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第58号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字立野字古堤地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億7950万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3450万円。）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土淵2番地3。豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年3月27日。

次に、資料をご覧ください。資料1で、緑に着色しているところが35cm、その右のくすんだ黄色に着色しているところが20cmの除去となっております。ここについては水が張ってある状態での底質の除去となります。水色の35cmの掘削、それと黄色の20cmの掘削については、水が張っていない状態での重機等による掘削となります。

次のページをご覧ください。今回、底質の除去以外に堤体に不具合が見られましたので、ここで着色している箇所を同時に施工する予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第59号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第59号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億6850万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3350万円。）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1。東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年3月27日。

次に、資料をご覧ください。目倉沢ため池には、第1と第2というふうに2つのため池があります。資料1では、第1ため池の図面となっております。緑に着色したところが35cmの除去、その隣のくすんだ黄色が25cmの除去となり、ここは水が張った状態での除去となります。その右の黄色に着色したところは、25cmの掘削として重機等で除去します。

次に、資料2をご覧ください。これが、第2ため池の平面図になっております。先ほどと同じように緑と隣のくすんだ黄色が水が張った状態での除去で、右の黄色が20cmの掘削となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第60号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（1・2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第60号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線道路改築工事（1・2工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者

となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道一里檀大町線道路改築工事（1・2工区）。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億1660万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1060万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年4月30日まで。

続きまして、資料1をご覧ください。道路改築をする箇所は、なみえ創成小中学校の南側の道路であります。延長が601m、幅員が6（10m）。工事の概要、プレキャストボックスが1基、プレキャストU字溝が112.5m、自由勾配側溝が1式、表層が4316平方メートル、歩車道境界ブロックが489.5mとなります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第61号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第61号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった矢田工業株式会社 代表取締役 成田正樹と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工）。

- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億9435万円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3585万円。)

5、契約の相手方、福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木1番地。
矢田工業株式会社 代表取締役 成田正樹。

- 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年2月26日。

資料1をご覧ください。橋梁上部工の図面となっております。橋長が121.8m、幅員が6(9.5m)、橋梁の形式は3径間連続非合成鋼桁橋、工事の内容は、工場の製作、現場架設、橋面の舗装までとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長(佐々木恵寿君) 日程第12、議案第62号 工事請負契約の締結について(町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事(1工区①))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(吉田数博君) 議案第62号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事(1工区①)について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長(佐々木恵寿君) まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長(三瓶徳久君) 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事(1工区①)。
- 2、施工箇所、浪江町大字高瀬字小高瀬迫地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億6960万円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3360万円。)

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1。株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

- 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年6月30日。

続きまして、資料1をご覧ください。国道6号から160m間につ

いて、道路改築を行います。幅員は6（14m）、道路改良としまして町道部が掘削4万4224立方米、法面積が切土部4113平方米、植生の基材吹付が4435平方米、表層工が1479.8平方米、表層工が同じく1479.8平方米、さらには国道の取付が1式となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第63号 物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第63号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町役場電気自動車（公用車）購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった福島日産自動車株式会社 原町店店長 荒弘志と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江町役場電気自動車（公用車）購入。
- 2、納入箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内ほか。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2429万2793円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額217万4569円。）
- 5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区雫字上江158番地。福島日産自動車株式会社 原町店店長 荒弘志。
- 6、納期、議会の議決を得た日から令和2年3月19日。

資料1をご覧ください。電気自動車の購入としまして、乗用車タイプ定員5名のものを5台、ワゴンタイプ定員7名のものを2台購入いたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第64号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第64号 工事請負契約の変更について、ご

説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和元年6月28日ですが、延長し、令和元年8月30日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、7344万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額544万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
2。横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前が、平成30年9月12日から令和元年6月28日。

変更後は、平成30年9月12日から令和元年8月30日。

次に、資料をご覧ください。変更内容として書いておりますが、その理由が船台車の製作にあたり、使用資材、鋼材、ボルト等の納期に不測の日数を要したためということでございます。以前から、資材不足というものは分かっていたのですが、その後さらに状況が悪化したということでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第65号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第65号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は9720万円ですが、3094万4160円を減額し、6625万5840円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）。

- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前9720万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額720万円。）
変更後6625万5840円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額490万7840円。）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。
- 6、工期、平成31年2月4日から令和元年8月30日。

次に、資料をご覧ください。資料2枚目A3の図面をご覧ください。今回の変更につきましては、青色で着色している部分、オイルタンク、この部分が当初から県漁連で施工することは分かっていたのですが、位置及び面積等の詳細が当初は分かりませんでした。それが、施工している途中で決定したため、その分の数量を確定するために変更減としたものでございます。

それと、その周囲の濃いピンクの部分については、県の港湾事務所ので地盤改良をしておりますして、路盤の施工が必要ないということになったため減額となったものでございます。

以上よろしくご審議のほどお願いします

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第66号 工事請負契約の変更について（請戸地区水産加工団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第66号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸地区水産加工団地造成工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は、16億5240万円ですが、1265万9760円を減額し、16億3974万240円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、請戸地区水産加工団地造成工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字古川地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前16億5240万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億2240万円。）
変更後16億3974万240円。（うち取引に係る消費

税及び地方消費税の額 1 億2146万2240円。)

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
2。横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成30年6月12日から令和元年12月25日。

次に、資料をご覧ください。今回の主な変更内容でございますが、まず敷地造成としまして盛土において不足土の一部をほかの工事より流用することになったため減額となりました。地盤改良については、施工区域内の一部で想定していた深さまでの実施が必要ないことが分かったため、精算し減額となりました。調整池については、将来の維持管理のため底部のコンクリートが必要となり増額となっております。仮設工については、防護柵について簡易的な防護柵に変更したため減額となりました。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第67号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それでは、議案によりご説明いたします。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり福島県双葉郡浪江町大字中浜字西原62番地1ほか8筆、合計面積5156.63平方米、取得の予定価格は1227万3125円、取得の相手方は福島県双葉郡浪江町大字両竹字長沼64番地イ、鈴木典夫氏でございます。

なお、別紙資料としまして、土地取得予定箇所を示した位置図と現在までの買取状況の一覧をつけてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第68号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第68号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地及び水産加工団地造成等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 内容について、ご説明いたします。

今回は、路線番号4119号、一里壇長田東線ほか3路線を廃止し、路線番号4119号、一里壇長田東線ほか7路線を認定するものです。

資料1及び資料4をご覧ください。幾世橋住宅団地完成に伴い4119号の終点の変更及び4129号の廃止をします。新たに4217号、4218号、4219号、4220号の4路線を新たに認定するものです。

資料2をご覧ください。県道長塚請戸浪江線の一部廃止に伴い、新たに町道としまして4221号を町道として認定するものであります。

資料3及び資料5をご覧ください。水産加工団地造成に伴い、5013号の起点と5031号の終点を変更するものであります。

以上よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第69号 調停の申立てについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第69号 調停の申立てについて、ご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所の事故に起因して、町が所有する建物の価値の喪失又は減少に関する損害について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を求めたものの、支払いに応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ調停の申立てを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案によりご説明申し上げます。

1、調停の申立先、東京都港区西新橋一丁目5番13号、原子力損

害賠償紛争解決センター。

2、調停の申立ての相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川智明。

3、申立ての要旨、町は相手方に対して平成31年3月28日に請求した122億7802万1617円のうち一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申立てにかかる代理人に要する費用を支払うよう調停を求める。

4、申立ての方針、弁護士法人湊法律事務所、法人受人、所属弁護士、湊一将及び武田雄介、及び弁護士井上航を代理人と定める。

(2) 町は本調停において、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

次に別紙資料をご覧ください。建物の種類ごとの棟数、床面積及び賠償請求額については、資料に記載のとおりとなっております。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第70号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第70号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億4364万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を414億1464万4000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容につきまして、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。まず、歳入でございます。款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税、2億7131万2000円の増、これにつきましては、震災復興特別交付税の増でございます。主に請戸漁港小高瀬迫線整備事業、一里檀大町線整備事業、公共下水道計画策定及び遠方監視システム整備事業の補助裏措置の分の増でございます。

次に、下から3つ目でございますが、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、10億8845万3000円の増、こちらは主に先ほど申し上げました請戸漁港小高瀬迫線整備事業、一里檀大町線整備事業、公共下水道計画策定及び遠方監視システム整備事業

の福島再生加速化交付金の増でございます。

その下、目2 民生費国庫補助金、3015万8000円の増、こちらは消費税増税に伴います住民税非課税世帯及び3歳未満の子供がいる世帯へのプレミアム付商品券発行に要する経費の補助でございます。

9ページでございます。項3 委託金、目1 総務費委託金、1億5797万円の増、こちらは河川敷竹林除去事業の施工面積精査に伴います原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の増でございます。

2つ下でございますが、款14 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、4億5536万3000円の増、こちらは木材製造拠点整備事業にかかります福島再生加速化交付金の今年度実施分の増でございます。

その下でございますが、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目2 浪江町復旧復興基金繰入金、8789万8000円の増でございますが、町道一里檀大町線整備事業及び木材製造拠点整備事業の補助裏分やいこいの村なみえ管理棟実施設計事業、生鮮食料品等買い物施設整備補助などの事業増に伴います繰り入れの増でございます。

10ページでございますが、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金、2億9656万1000円の減、こちらは主に関ノ倉ため池及び丈六ため池環境保全整備工事の継続費を設定し、年割で来年度分とした分の繰入金の減などによるものでございます。

その下、款19 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、2000万円の増、こちらは消費税増税に伴いますプレミアム付商品券販売金による増でございます。

続きまして、11ページからは歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費、11億9270万7000円の増、こちらは積立金の増でございますが、主に一里檀大町線整備事業、請戸漁港小高瀬迫線整備事業につきまして、復興特別交付税補助裏措置分を浪江町復旧復興基金に積み増しするもの、並びに福島再生加速化交付金を浪江町帰還環境整備交付金基金に積み増しするものでございます。

その下でございますが、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費、1791万円の増、こちらは介護保険料の消費税増税に伴います低所得者軽減に要する費用として介護保険特別会計繰出金の増でございます。

その下でございますが、目6 プレミアム付商品券事業費、5015万8000円の増でございますが、これにつきましては消費税増税に伴いますプレミアム付商品券事業にかかる費用でございますが、主なも

のは節13委託料のプレミアム付商品券事業業務委託料、節19負担金補助金及び交付金のプレミアム付商品券交付金となっております。

続きまして、13ページでございますが、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、1950万円の増、こちらは主に節13委託料の1600万円の増でございます、いこいの村なみえの管理棟整備実施設計委託料でございます。

2つ下でございますが、款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費、4億6061万円の減、これにつきましては関ノ倉ため池及び丈六ため池環境保全整備工事の継続費設定に伴います次年度分とした分の予算の減でございます。

その下でございますが、項4水産業費、目1水産振興費、2756万円の増、こちらは主に節13委託料の増でございます、水産加工団地の確定測量業務の委託料の増でございます。

14ページでございますが、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、1500万円の増、こちらは町内生鮮食料品等買い物施設整備補助金の増でございます。

その下、企業誘致促進費、6億715万1000円の増、こちらは節15工事請負費、8億1416万9000円の増につきましては、木材製造拠点建築工事の増、並びに節17公有財産購入費、2億701万8000円の減につきましては、木材製品生産機器の購入費の減でございます、前年度に継続費の総額及び年割額を補正したことによります今年度分の減などによるものでございます。

その下、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、4705万9000円の増、こちらは一里檀大町線整備事業の増によるものでございます。

15ページでございますが、項3河川費、目1河川総務費、1億5797万1000円の増、こちらは河川敷竹林除去事業の施工面積の精査によります増でございます。

その下、項4都市計画費、目2公共下水道事業費、9910万3000円の増、こちらは下水道計画策定及び遠方監視システム整備事業にかかります公共下水道事業特別会計操出金の増でございます。

一番下でございますが、款9消防費、項1消防費、目4防災対策費、5218万4000円の増、こちらは消防屯所と集会所の機能をあわせ持つ地区公共施設に係る実施設計業務委託料の増でございます。

続きまして、5ページにお戻りください。5ページは、継続費の追加でございます。款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、関ノ倉ため池環境保全整備工事、同じく事業名、丈六ため池環境保

全整備工事、並びに款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、道路整備事業一里檀大町線 4 工区、こちらの 3 事業につきましては、事業計画上その施工に複数年を要するものでございますので、記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第71号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第71号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7826万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4984万2000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、補正予算書事項別明細書によりご説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入補正予算です。款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 社会資本整備総合交付金、節 1 社会資本整備総合交付金、2083万8000円の減は、事業の財源の変更によるものです。下水道施設遠方監視装置更新工事が、社会資本整備総合交付金から福島再生加速化交付金に変更になったためです。

次に、款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、9910万3000円の増は、事業の財源変更と新規採択で、財源変更は先ほど説明しました遠方監視装置更新工事、新規採択事業は公共下水道事業計画策定業務です。補助金は、一旦一般会計に入ってから補助残分と合わせて繰り出しになります。

続いて、下段 7 ページをご覧ください。歳出補正予算です。款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 2 下水道建設費、節 13 委託料、7826万5000円の増は、公共下水道事業計画策定業務が福島再生加速化交付金の事業採択となったためです。

次に、目 3 下水道維持管理費は金額の増減はありませんが、財源内訳で下水道施設遠方監視装置更新工事の国庫負担金の2083万8000円が一般会計繰入金に組み替えになるための補正です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第72号 令和元年度浪江町介

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第72号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、公費負担分の財源構成に変更が生じたことにより、補正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開きください。このたびの補正予算は、議案第55号でご説明したとおり、低所得者の介護保険料の軽減分の歳入予算の組みかえでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、537万3000円の減、並びに目6災害臨時特例補助金、1253万6000円の減、合計で1790万9000円の減は、減免となっております国庫により補助されている分で、議案第55号により軽減される介護保険料分でございます。

次に下、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金、1790万9000円の増は、国2分の1、県4分の1、町4分の1で負担する低所得者保険料軽減分です。国庫、県費分につきましては、一般会計で歳入して繰り入れいたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第73号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第73号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町水道事業会計予算に企業債の規定を追加し、起債の方法、利率等を定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、補正予算書によりご説明をいたします。

第2条をご覧ください。本議案は、当初予算で計上しました企業債1億円について起債の方法、利率等を定めるために必要な条項を

第5条として追加するものです。第5条の追加に伴い、予算第5条、第6条、第7条の条番が繰り下がります。

第5条の内容については、表をご覧ください。起債の目的は、水道事業の建設改良費の財源です。限度額は1億円です。起債の方法は、証書借入または証券発行です。利率は2.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とします。償還の方法については、30年以内、うち据え置き5年以内で元利均等払い償還です。ただし、企業財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えすることができるものとし、借入先に条件があるときはその条件によることができるとさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、人権擁護委員の田村栄子氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となるため、引き続き、同氏を法務大臣に再推薦したく、人権擁護法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものがあります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、再推薦する田村氏は、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であると考えております。

なお、人権擁護委員の任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間です。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明いたします。

本案は、浪江町固定資産評価委員会委員の3名の任期が、令和元年7月31日をもって満了となるため、引き続き3名を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであ

ります。

同意を求める畠山勝氏は、土地家屋調査士であり、土地家屋事務に精通された方であります。

松崎俊憲氏は、現職の浪江町商工会顧問であり、地域の実情に深い見識を有する方であります。

愛澤格氏は、地方行政に精通し、税務職員としての経験を有する方であります。

この3名は、固定資産評価及び審査委員会の公平性の確保の観点から、適任であると考えておりますので、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、報告第1号 平成30年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第1号 平成30年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について、ご説明いたします。

本件は、平成30年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した、継続費に係る予算の繰越について、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、2枚目継続費繰越計算書をご覧いただきたいと思えます。

繰越計算書に記載の事業につきましては、全て継続費を設定のうえ、契約を締結し現在実施中のものがございますが、事業の進捗状況などにより、平成30年度中の支払いが発生しなかったため、令和元年度に繰り越すものがございます。

まず1行目、事業名、水産共同施設建設工事施工管理業務は、1035万円を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、水産共同利用施設建築工事は、5億1192万円を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、水産共同利用施設機械設備工事は、1億8292万円を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、水産共同利用施設電気設備工事は、平成29年度からの通次繰越分を含め、1億2587万円を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、水産加工団地造成工事施工監理業務は、183万円を翌年度へ繰り越すものがございます。

最後に、木材製造拠点建築工事は、8億800万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、報告第2号 平成30年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第2号 平成30年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

本件は、平成30年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、2枚目繰越明許費繰越計算書をご覧くださいと思います。

まず、事業名、携帯電話等エリア整備支援事業、繰越設定額1億7438万4000円、うち翌年度繰越額1億7352万円。主な内容は、設計監理委託料及び工事請負費でございます。

次に、水産共同利用施設整備事業上架施設は、繰越設定額6995万8000円、全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は、上架施設の施工監理委託料及び工事請負費でございます。

次に、水産共同利用施設整備事業（給水管）は、平成30年度で事業完了となったため、翌年繰越額はございません。

次に、水産共同利用施設整備事業（沈殿槽）は、繰越設定額972万円、全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は、沈殿槽の工事請負費でございます。

次に、泉田川ふ化施設水源等調査事業、繰越設定額1922万4000円、うち翌年度繰越額1346万4000円、内容は、水源等調査委託料でございます。

次に、北産業団地整備事業、繰越設定額18億560万7000円、うち翌年度繰越額13億7564万7000円、主な内容は埋蔵文化財発掘調査委託料及び工事請負費でございます。

次に、南産業団地整備事業、繰越設定額1億7746万5000円、うち翌年度繰越額1億6234万6000円、主な内容は実施設計委託料でございます。

次に、都市計画用途区域変更事業、繰越設定額972万円、うち翌

年度繰越額924万円、主な内容は、用途区域変更業務委託料でございます。

最後に、旧請戸共同墓地跡地利用構想策定事業、繰越設定額629万7000円、うち翌年度繰越額500万7000円、内容につきましては旧請戸共同墓地跡地利用構想策定業務委託料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、報告第3号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第3号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

本件は、平成30年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、繰越計算書により説明をいたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が国道114号下水道管渠移設事業で、内容は、県の国道114号道路拡幅第2工区工事に伴う支障下水道管の移設工事費です。金額が、3500万9000円で、令和元年度への繰越額が2118万9000円です。これは、平成31年2月21日に東北土木株式会社と3456万円で工事請負契約を締結しております。この工事前払金1382万円が、平成30年度中に支出されていますので、残額が繰越額となります。財源内訳は、福島県からの下水道管渠移設補償金が3500万9000円であります。

なお、下水道管渠移設補償金につきましては、事業完了後額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、報告第4号 平成30年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第4号 平成30年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

本件は、平成30年度において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した、建設改良費に係る予算の繰越について、同法第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、繰越計算書により説明をいたします。

表をご覧ください。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、事業名、国道114号道路拡幅に伴う配水管移設工事（1・2工区）、予算計上額が3181万6800円、翌年度繰越額は3181万6800円です。財源内訳は、福島県からの工事負担金です。説明は、同時施工の道路拡幅工事に工程をあわせるためでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 発言の訂正をお願いしたいと存じます。

先ほどの同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明の中で、本案は、浪江町固定資産評価審査委員会委員と発言するべきところを、審査が抜けてしまいました。大変失礼いたしました。正式には、本案は、浪江町固定資産評価審査委員会委員でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、11日に行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は、6日及び7日で、総務常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は第2委員会室、文教厚生常任委員会は第3委員会室でそれぞれ開催します。

時間は、いずれも9時30分からです。なお、関係課長等につきましても、委員会への出席要求があったときは出席願います。

11日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

なお、この後、10時50分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にご参集ください。

（午前10時24分）

令和元年6月 6日（木曜日） 委員会

令和元年6月 7日（金曜日） 委員会

令和元年6月 8日（土曜日） 休日

令和元年6月 9日（日曜日） 休日

令和元年6月10日（月曜日） 全員協議会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和元年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 6 月 1 1 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 5 2 号 | 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 5 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 5 4 号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 5 号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について (浪江町防災行政無線 (同報系) 改修工事) |
| 日程第 6 | 議案第 5 7 号 | 物品購入契約の締結について (ノートパソコン購入) |
| 日程第 7 | 議案第 5 8 号 | 工事請負契約の締結について (古提ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 8 | 議案第 5 9 号 | 工事請負契約の締結について (目倉沢ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 9 | 議案第 6 0 号 | 工事請負契約の締結について (町道一里檀大町線道路改築工事 (1・2 工区)) |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の締結について (町道一里檀大町線橋梁整備工事 (上部工)) |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 2 号 | 工事請負契約の締結について (町道請戸港小高瀬迫線道路改築工事 (1 工区①)) |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 3 号 | 物品購入契約の締結について (浪江町役場電気自動車 (公用車) 購入) |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 4 号 | 工事請負契約の変更について (請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (上架施設)) |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の変更について (請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (外構)) |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 6 号 | 工事請負契約の変更について (請戸地区水産加工団地造成工事) |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 7 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 8 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 9 号 | 調停の申立てについて |

- 日程第 19 議案第 70 号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 71 号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 72 号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 73 号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 同意第 2 号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 報告第 1 号 平成 30 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 26 報告第 2 号 平成 30 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 27 報告第 3 号 平成 30 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 28 報告第 4 号 平成 30 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 29 請願・陳情審査報告
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第 30 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 31 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 32 発委第 1 号 国道 114 号整備促進特別委員会設置に関する決議（案）
- 日程第 33 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）
- 日程第 34 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について
追加日程第 1 国道 114 号整備促進特別委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
総 務 課 長	安 倍 靖 君	企 画 財 政 課 長	西 健 一 君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横 山 秀 樹 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清 水 佳 宗 君	住 宅 水 道 課 長	戸 浪 義 勝 君
まちづくり整備課長	三 瓶 徳 久 君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴 野 一 志 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 祐 一 君	住 民 課 長	中 野 隆 幸 君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	吉 田 厚 志	主任主査兼係長	志 賀 美 樹
---------	---------	---------	---------

書

記

鎌田典太郎

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第52号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第4条に共同施設の管理について記載されております。このことに関してお尋ねしたいんですけども、1つは、指定管理者との管理に関する契約期間はどのような定めになっているかということについて1つ。それから、第4条は管理と、指定管理者による管理という規定で1項、2項、3項がありますが、この管理の中には維持と管理ということになるのか、その上で管理費用は年間どのくらいを想定しているのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） お答えいたします。

まず、期間については、契約はまだやっておりません。期間としては、複数年契約で自動更新になるかと思っております。

2点目の維持管理の維持も含めるのかということですが、含みません。年間の総維持管理費として、2800万程度を試算しております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約期間については、どのぐらいになるかまだ決めていないということですけども、この条例の発効は令和元年9月1日から施行するというふうになっているんですね。当然のことながら、指定管理者を募集するわけですけども、契約期間の定めがないまま募集するということについて、当局はどう考えるかと。

それから、年間の維持管理費は2800万というお答えでした。それで、年間の維持管理費、これ以上になるのか以下になるのかはわかりませんが、本格操業もこれからです。その上で、当然のことながら赤字ということも想定されると思うんです。その場合、町の補填はどのように検討しているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

なお、契約期間について、それでは募集要項に入れるとすればいつごろまでこれをお決めになるんですか。条例制定ですから、本来は契約期間についてもこう考えているということを経済委員会を通して町民に説明をするというのがよろしいのかなと思うんですけれども、考え方も含めてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 提案のときにも少し触れましたが、指定管理者を指定するために議決が必要でございます。その議案を9月定例会に提案したいと考えております。それまでには、詳しいそういった何年とかというものは皆さんにお示しできるかと思っております。

2点目の赤字の場合の補填ですが、現在のところ、町では考えてはおりません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 微妙な答弁なんです。現在のところは考えていない。補填もあるということですよ。その場合、募集要項にどういう案内を出すのかわかりませんが、現在のところ考えていないということについては、当然条文の解釈からしても町が判断する諸要件で赤字補填場合もあるという解釈は当然生まれると思うんですけれども、町長、このことについてはどのように協議されていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほどは課長のほうから赤字の補填といいますが、現在のところ考えていない。当初から赤字を想定した形で契約はできない、それを前提に指定管理料、今、お話のとおりやはり当然いずれそれがないとははっきり言えないところであると思います。いずれその内容によりまして、指定管理する業者、いわゆる団体等と協議をしながら、また議会のほうにもお諮りしながら決定していくものと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
これより議案第52号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第53号 特別所の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第53号 特別所の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 54号については、国保税の賦課割合あるいは賦課額を決めるものです。あえて申し上げるまでもありませんけれども、現在のところ、国保税、それから介護保険料については、一定

所得基準はありますけれども、減免になっております。そのことを承知した上で、この税条例一部改正について質疑をするものでありますけれども、まず全体像をつかむために浪江町の国保に加入している人の所得状況というものがわかれば一番いいですけれども、何らかの形で町民所得の動向が平成22年と比べる、いわゆる震災前と比較して、直近がどういうふうになっているかということについて、まずお尋ねしたいというふうに思います。

その上で、3月議会でも3月3日の新聞記事で県内の国保料、59市町村で53市町村が増額と、浪江町を含む6町村が減額になっているということもお話ししたことがありますけれども、県内全体としては増になっていると。しかし、浪江町は減少したということについて2点目としてお尋ねしたいんですけれども、全体で増になった原因は何でしょう。それから、逆に浪江町が減少した原因、要因は何でしょうかということですね。

それから、第3点として、この資料がわかりやすいわけですけれども、54号資料に、資料の1ページには基礎課税分ということで医療費分、所得割、均等割、平等割があります。それから、2ページには後期高齢者支援分として、同じく所得割、均等割、平等割があります。それから、介護納付についても同様に賦課するという事になっています。

そこでお尋ねしたいんですけれども、全く収入のない子供についてはこの条例によれば均等割ということで医療分、それから後期高齢者分、介護納付分も賦課されるということになっていると思いますけれども、そういう仕組みで問題はないかということです。

最後になりますけれども、今年度のこういう賦課割合で計算した場合に、31年度の国保加入者の所得割、均等割、平等割は幾らになるのかと。わかりやすく言うと、1世帯幾らになるんでしょうか、1人当たり幾らに何でしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず1点目の国保加入者の所得の状況ということでお答えさせていただきます。

5月末現在で試算をしておりますが、所得の分布でいきますと世帯数とその割合で申し上げますと、100万円以下の世帯が66%おります。100万円から200万円の世帯が16%程度ということで100万から200万の世帯の所得、そこの方が8割程度ということになります。

次に、2番目の国保の減額になっているという理由ということで

ございますが、まず国保の算定につきましては、県から示されたもので行っております、馬場議員が先ほど申し上げました3月3日の民報の本算定の内容のことをおっしゃっているかと思えます。浪江町は確かに、減額ということでお示されたところでございまして、理由といたしましては、まず昨年度と比較しますと400人程度国保の加入者が減少しております。あわせて給付のほうも下がっているということで、減額になったと認識をしております。

次に、3番目の収入のない子供に対しても均等割についてどう思うかという部分でございまして、こちらにつきましては今、法律のたてつけで国民健康保険法の施行令、それから地方税法などで3方式と浪江町はなりましたが、所得割、平等割、均等割で構成をするといったところで法律のたてつけがございまして、この内容でやらせていただきたいというふうに考えております。

最後に、31年度の加入者の世帯1人当たり、または世帯当たりの金額、1人当たりの金額ということのご質問でございまして、まず世帯当たりいたしますと、現在の試算では15万8000円程度になります。それから、1人当たりになりますと9万7000円程度になると試算しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最初の町民、国保加入者の所得の状況について話がありましたけれども、お答えありましたけれども、全体、加入者の82%が200万円以下だということの状況です。

1回目の質問でお聞きしたんですけれども、答弁漏れですけれども、この所得状況が平成22年度、いわゆる原発事故前、被災前、避難前と比べてどういう状況になっているかということについて答弁がなかったのでお答えください。

いずれにしても、82%が低所得層だということですから、国保も、あるいは介護も減免継続は置かれている状況からすれば当然だと。

22年度と比べてどうだというお答えがあれば、その後、町長にまたこの議案との関係で質問したいと思っておりますけれども、そのことをお聞きしておきます。

それから、浪江町が減少した理由については、わかりました。問題は、町民所得と、あるいは国保加入者の所得状況と連動する問題でありますけれども、国保加入者は所得割、均等割、平等割で賦課されると。所得が全くない子供に対しても賦課されると。このことについてどのように考えるかという質問に対しては、地方税法あるいは町の条例等、そういうたてつけになっているので、制度上そう

なると。だから、制度上そうなるという問題が全く働いてもない、あるいは所得のない子供に対しても均等割、1人頭賦課されると。これは町の所得であっても均等割、減免制度はあるけれども、制度の仕組みとしてはそうなっているということは課長が答弁されたとおりですけれども。

わかりやすい話、今の答弁ですと、均等割、いわゆる1人当たり試算ということですから、6月議会で従来ならば国保の確定議会だったんですから、9月議会、こういう状況ですから9月議会に提案するということでしょう。現在の試算では、均等割、1人当たり9万7000円になるということです。

減免の話はさておいて、国保の賦課割合を決めているその地方税法なり、それに基づいた税条例が所得ゼロに対して、収入ゼロに対して、赤ちゃんに対して国保に加入していれば賦課されると、こういう制度の矛盾は担当課長としては感じていると思うんですけれども、大きくこれ国保税の賦課の問題にあわせて国保税という、そうですね、国民健康保険税という制度そのものが大きな問題になっているということはお存じのとおりだと思います。その上で、課長が判断できないとすれば、町長、今のやりとりを聞いていたと思うんですけれども、国保は本当にもう結論から言うと、町民所得が82%が200万以下だから、100万以下が66%ということだから。こういう状況に対して、当たり前賦課されたんではとんでもないと。それこそ国保税を払うために命を絶つということだって全く想定できない話ではないと。

したがって、こういう状況だからこそ国保税の仕組みについては、やっぱり見直すべきだと。一方ではその減免継続をすべきだと、こういう立場で発信していく必要があると思うんですけれども、町長として今回、税条例改正を提案されるに当たって、今後の取り組みをどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

答弁漏れがあって大変失礼いたしました。

所得の全体像ということで、今度は浪江町の国保加入ということではなくて、全体の内容でお答え申し上げたいと思います。

まず、22年度につきましては、所得の平均につきましては315万程度となっておりまして、30年度につきましては、325万円程度でございますから、若干震災前と比べますと全体的にふえているとい

うような現状にございます。

[発言する者あり]

○**住民課長（中野隆幸君）** 次のご質問でございますが、制度上の均等割の収入のない子供についてどう思うかという内容でございますが、まず30年7月27日に全国知事会におきましても、こういった内容についての要望事項ということで社会保障関係出してございます。そういう要望等々もございますので、そういった経過も見守りながら、どうしても制度上の部分でございますので、そこは現在のところ違う形でやるということは難しいと思っております。

以上でございます。

○**議長（佐々木恵寿君）** 町長。

○**町長（吉田数博君）** 国保税へのあり方について見直しが必要ではないかということかと思います。

確かに、加入者の町民所得が200万以下の方が82%という数字は決して多くはないと思えますけれども、ただ制度のたてつけ上こういうふうになっているわけで、私がこのことに関して所信を述べるという立場にはないとお答えせざるを得ない状況かと思えます。減免措置がされているわけでございますので、今の町民の状況を考えれば、当然減免を続けるべきであるというふうに申し上げていきたいと思っております。

○**議長（佐々木恵寿君）** 16番、馬場績君。

○**16番（馬場 績君）** 町長そのとおりですので、ぜひ被災自治体だからこそそういう発信を続けていく必要があると。

なお、課長、全国知事会が平成30年7月7日、政府に要望したということですがけれども、課長はここまでわかっているんだから、中身もわかっていると思うんですけれども、全国市長会もそれから浪江町長も参加している全国町村長会議もそろって国保税負担を軽減するために協会健保並みというふうには言わないけれども、負担軽減のためには国は1兆円を公費負担するよと、こういう中身で浪江町長も参加して、町村会で決議して、国に要望をしているということです。要望の中身については、国庫負担1兆円を求めているということで間違いがないかどうか確認をしておきたいと思えます。わかりますか。

○**議長（佐々木恵寿君）** 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** お答えを申し上げます。

この要望の中身としましては、超高齢化社会への対応ですとか、先ほど申し上げました子供たちへの均等割の関係ですとか、そういった部分の中身についてでございますから、1兆円でしたか、その

内容についてはここには記載されていないと承知しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第55号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線（同報系）改修工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 56号の入札参加者は1者だったと思いますけれども、なぜ1者しか参加しなかったのかと、参加できなかったのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 本件は、制限付き一般競争入札により実施してございまして、条件としましては、入札参加資格者名簿において通信設備工事の登録を受けていることや、それから施工実績などにより条件を設定した上で、制限付き一般競争入札を行いまして、その結果、応札者が1者であったということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 応札資格がある者は1者ということですね。防災無線の改修工事ということですから、事業資格も含めて専門分野だということですから理解はしますけれども、結果、競争入札とは言いながら応札は1者、しかも落札率が98.7%。あと、でも高落札率の工事発注が出てきますけれども、このことについて発注者としてどういう考えをお持ちですか。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいま落札率についてのご質問でございますが、入札につきましては、公平性、透明性の観点から入札を執行しているところでありまして、適正に執行されていると考えてございます。

落札率についてでございますが、これにつきましても最近においては一般土木等々につきましては、民間のいわゆるそういうシステムもかなりよくなってございまして、かなり設計額に近い見積もりが出せるような状況になってきております。

今申し上げました率につきましては、適正に執行されているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の副町長の答弁では、システムが改良されていて、設計単価に近い応札ができるようになっていると。

一面そうかもしれませんけれども、仕組みとしては設計積算も全てマル秘ですよ。結果、結果というのは入札の結果98.7%というのは、行政の公共事業発注に対する公平、適切、透明な仕組みづくりの問題と、それからその努力と工夫とが今の入札のシステムそのものが変わってきているので、設計単価に近いそういう入札ができるということについては、私は前段の工夫と努力がやっぱり足りない。

そうであるとするならば、じゃ、その上で公平で透明で適正な入

札な制度についてどうあるべきかということはやっぱり絶えず検討すべきだと思うんですよ。参加資格を持っているのが1者だったとおいうことも今回はあるかもしれませんが、条件付き競争入札で結果98.7%の落札ということについては、大いにやっぱりそこそ行政改革の大きな課題として見直しに着手する必要があると思うんですけれども、今後どうされますか。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほど申しあげました確かに業者につきましては、業者の努力の部分でありまして、あくまでそういう近いものが出せるようになったと、一般的なお話でございます。

今、お話があることについては、入札の方法等いわゆる各課から内申で上がってくるものについては、指名委員会のほうで十分協議をいたしまして、業者等について決定をしているところでございまして、ただ、その落札率につきましては、町としてなかなか言及するのは難しいところございまして、結果として落札率が高くなっているというふうにとめていただいているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線（同報系）改修工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第57号 物品購入契約の締結について（ノートパソコン購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） パソコンの件に関してですけれども、購入に関しては業務上必要不可欠と思われることから了解いたします。そ

の上で伺いたいと思います。

現在使用しているパソコンは、大体何年ぐらい使用して、何年ぐらいを目安に交換をしている、更新をしているのかと。あわせまして、現在使用しているノートパソコンの所有台数と古いパソコンの処分方法を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず、1点目のパソコンを何年ぐらいを目安に更新をしているかということですが、明確に何年というふうに決めているものではございませんが、今回のようにOS、基本ソフトのサポート終了ですとか、そういうことがありました場合に更新するようになりますが、おおむね四、五年程度で交換している現状がございます。

続きまして、2点目ですが、所有している台数でございますが、現在330台でございます。

続きまして、処分方法でございますが、個人情報等いろいろな情報が確実に消去される方法を用いまして業者に委託して、処分したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 現在、所有台数が330台ということは、180台更新で150台ほど足りないと思いますけれども、その辺に關しての再度の購入計画はあるのか、再度伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 今回、ウィンドウズ7を使っているパソコンについてウィンドウズ7のサポートが1月で終了するためにウィンドウズ10のパソコンに更新するものでございまして、ほかの150台につきましては、既にウィンドウズ10を使っているか、もしくはソフトのみのアップグレードで対応できるそういうパソコンでございまして、今回は180台の更新となったものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 了解しました。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） パソコンのメーカーについては、ウィンドウズ10ということだから、メーカーも特定されるということですね、というのが1つ確認しておきたいと思います。

その上で、残り180台についてはウィンドウズ10になっているということだからいいと思うんですけども。だって330台持ってい

て、150台だね、失礼しました。残り150台ということですが、は現在ウィンドウズ10になっているということもわかりましたけれども、問題は、処分の方法についてなんだけれども、行政だからそれこそ町民のありとあらゆる情報が記録されていると。その上で、個人情報漏洩しないように、個人情報消去する方法も確認して、処分を委託するということですが、これは具体的にはどういう方法になるんですか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えします。

まず1点目のウィンドウズ10を使用する場合、メーカーは限定されるのかというご質問でございますが、メーカーは限定はされず、仕様上、パソコンのウィンドウズ10がプリインストールされているものという指定をしているところでございます。

続きまして、2点目の個人情報等の記録の消去でございますが、現在想定しているのは、ハードディスクという記録装置を物理的に破壊することを想定してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 情報の消去については、ハードディスクを物理的に破壊するということですが、心配しているから言うんだけれども、ハードディスクの情報が破壊されれば、全てパソコンの情報が消滅するというわけではないかと。パソコンに入っているデータを回復させるそういう技術というか、そういうこともできるわけでしょう。だから、ハードディスクの破壊だけで情報は完全に消滅するということになるのかどうかということを再度確認します。

その上で、現在使っているパソコンのメーカーと、今回購入する180台のパソコンのメーカーはどこになるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） データの消去につきまして、ハードディスクを物理的に破壊する方法が現在最も安全なデータ消去方法であると認識しているところでございます。

それから、新しいパソコンのメーカーでございますが、応札者、株式会社双葉事務機に応札した想定している機種名を問いましたところ、東芝ダイナブック B65/Mというものでございます。

仕様については、満たしていることを確認してございます。

今使っているのは、大体東芝なんですけれども、一台一台ちょっと確認してみないと今手元にデータございませんので、申し上げら

れませんが、ほぼほぼ東芝であったというふうに記憶しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号 物品購入契約の締結について（ノートパソコン購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第58号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 水張りの除去と水張りなしの汚泥の除去という方向をとるということで発注されていますが、水張り除去の場合、全く単純な疑問ですけれども、濁りの拡散イコール汚染の拡散という問題が考えられるわけですけれども、問題ないのかということです。

それから、逆に水張りなしの環境整備事業、汚泥の除去については、水深との関係があるのかもしれないけれども、大きく言うと水張りの除去と水張りなしのその除去にしたその理由はどのようなことなんでしょうか。

それから、繰り返しになりますけれども、水張りによる除去の事業効果については確認されているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） お答えいたします。

まず、水のあるところと水のないところの違いということですが、水のないところはバックホウなどで直接土壌をはぎ取ります。水があるところは、そのまま同じようにバックホウで掘削しますと攪拌

して、かえってまずいことになるので、ホースで泥と水を一緒に吸います。吸った後に、速やかに、すかさず機械で水と土壌に分離しまして、土壌のみを別に分けまして、それを撤去するというところでございます。それで、水あるところもそういった対策をすれば、放射性物質は確実に除去できると思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 水張り、水のあるところで除去して、実証事業としてやられたかどうかということをお答えいただければわかると思うんですけども、効果のほどはどの程度確認されているんでしょうか。

それから、質問の順序が変わりますけれども、今回の古堤ため池の汚染のほどは幾らで、除去した後はどの程度に軽減されるということなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 実証実験をやったのかということでございますが、まず町はやっておりません。

ただ、この方法については、農林水産省でマニュアル化しているもので、当然ながら農林水産省で効果のほどは検証していると思っております。

次に、この古堤ため池の汚染の程度ですが、一番高いところで1キログラム当たり7万2000ベクレルとなっております。それを8000ベクレル未満にします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 7万2000のものを2つの方法で除去するわけけれども、7万2000のものについても8000ベクレルまで軽減できるということですね。

その上で、有効性について実証実験していないと。しかし、農水省はやっているものと思うということですのでけれども、町の事業でこれやるわけなんです、農水省の実証事業というふうに言ってもいいかもしれませんが、農水省でやった手法をそのまま町でも適用するということになると思うんですけども、水張りのまま除去するというところについて正直どれだけの効果があるのかということ、実証事業によるデータがやっぱり開示されて、データを開示して、しかるべきだと思いますが、実証事業そのものをやっていないということについては、今後のこともあるので、農水省の指導は、どのような指導だったのかということについてお尋ねいたします。

その上で、この事業の落札率が99.2%です。町の実証事業もやっていないということで、この事業が指名競争入札であって、落札率

が99.2%というのは極めて高い落札率だというふうに私は思うんですけれども、このことについて入札の経過も含めて入札審査、あるいは結果について町はどのように考えるかお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 農林水産省からは、マニュアルに沿った手法でやりなさいという指導を受けております。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほども申し上げまして、繰り返しになります。入札の執行につきましては、町としましては適正に執行しているというふうに考えてございます。

先ほどと同じになりますが、落札率に関しましては、町として高い低いについての言及はできなものと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今回、ため池の環境整備ということで除染だと思っておりますが、以前、川添でも一度、前年度やられていると思っておりますが、先ほどの基準で8000ベクレル未満と言いましたが、実際、1回実績ある川添は実際8000ベクレル未満の確認はされているのか。また、これからたくさんのため池が除染工事になると思うんですが、これは町でしっかり管理されているのか。ため池というところがかなり広い面積があると思うんですが、そのようなポイントは人任せなのか、それとも係で確認されているのかどうか、初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 昨年度行った川添ため池の結果ですが、全て8000ベクレルを大きく下回っております。

それで、今後ため池の除染がどんどんふえていくわけですが、全てが全て職員で確認し切れないので、CMという委託をコンサルにしております。そのCMの方がすべての箇所、全ての測定ポイント、そこを現場で確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

8000ベクレルの基準は、もしかすると産業廃棄物だともう放射能の汚染物だというもう感じの基準なんですね。これからの農産物に

使うため池が8000ベクレルは基準なんだろうが、目標値が8000というのは、ちょっとおかしいのかなと私は感じるんです。やはり安心・安全のために使う、そのために除染をしている工事なので、やはり町の目標はもしかしたら4000ですよとかそういう基準でいかないと、もう8000より若干下回ったのか、そういうのじゃなくて、やはり基準は低く定めておくべきだと思います。

その上で、じゃ、以前にやった川添のため池は大幅に下がったと今課長言いましたが、実際は、じゃ、高いほうで幾らだったのか、一番低いほうはこのぐらいだったということが言えるのであれば、お伺いします。

それで、くどいようですが、これ町の目標は8000なんですか、再度お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） この事業は、国の交付金を使っております。農林水産省で定めているマニュアルというのが8000ベクレルを下回るようにということでございます。

その8000というのは何なんだということでございますが、ため池等を管理する農業者の方の年間被ばく量を考えてのことでございます。計算上は1万ベクレルなのですが、ちょっと余裕を持って8000というふうに定めたと聞いております。

それで、川添ため池の数字ですが、私、今記憶にはございませんが、ほぼ3桁の数字だったと思っております、3桁。中には、NDというところもあったと記憶しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 工事請負契約の締結について（古堤ため池環境保全整備事業）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第59号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 除染後の染料目標値が8000だと、農林省の指導マニュアルに基づいてやっているということですが、なぜ8000ベクレルなのかという今のやりとりで、課長は農業している人の健康を考えれば8000ベクレル・パー・キログラムということだと思いますけれども、8000でいいと。健康上もそれで問題ないということでした。

しからは、それで農業者は年間どれくらいの被ばくをすることになるのか。

逆に、今日、持ってきてませんでしたけれども、国はキログラムで汚染濃度を誇張するわけだけれども、本来はため池だからその問題ではあるんだけれども、強いて言えばその水を使って農業をするということであれば、文字通り農業者の健康にもなると。そして、キログラム当たり8000ベクレルということ平方メートル当たり換算すると、幾らぐらいの線量になるのでしょうか。

それから、いま一つは、これは以前この場でも議論になりましたけれども、富岡町では独自に低い線量を定めて、その除染をしていると。したがって、浪江町以外でも古堤ため池の汚泥除去をしていると思うんですが、あくまでも8000ということなのか、8000よりも低い基準で汚泥除去をやっている、ため池除去をやっている、そういう自治体があるのかどうか、確認していればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） ただいま手元にそのマニュアルがないので、記憶の話になってしまうのですが、ため池を管理する農業者の方の年間、それは当然ながら1ミリというものを念頭に置いていたと記憶しております。

それと、キログラム当たりの数字を平米当たりの数字に換算するというのですが、これも記憶で申しわけないのですが、たしか65倍程度すると平米当たりの数字になっていたような気がします。

それと、ほかの自治体の目標についてですが、それはこちらで把握しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 富岡町では、4000ベクレルを基準に、目標に除

染しているという情報があるんですけれども、そういうことも町では把握されてはいないんですか。

それから、キログラムを平米あたりに換算するその算式は、キログラムの数値に対して65倍だと、これは一般質問でそこまでできなかったんですけれども、資料としてお配りしたものに入っております。ということで、換算式は65倍。

何を言いたいかというと、要するに水を通してやっぱりその農家の人が被ばくする、あるいは水を使って作付した水稻なり何なりがやっぱり線量が検出されると、放射線が検出されるという問題がやっぱり出てくるわけですよ。だから、低線量の問題もあるとは思いますが、ただ、ため池のその除染基準を8000にするということが本当に妥当なのかどうかということについても、私は検討した上でこの事業に着手すべきだと。これからもっともっと出てくるわけだから。

ため池の除染技術についても、ここにあるのは川内村のため池の全面除染の資料です。いろんな機械を使って除染をして、やっぱり徹底した除染効果を求めているんですよ。

したがって、町でもそうしたことを追求すべきではないかと、ありきではまずいのではないかと、そのことについて今後町としてどう取り組むのかお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 今議員からお話のあった富岡町の件で4000ベクレルという話を富岡町の議会の中で、そう答弁したという話は聞いております。実際に、4000ベクレルを基準として施行しているのかどうか、そこまでの確認はとっておりません。

水についてなんですけれども、土とか泥というものにはセシウムが吸着しております。一般的には、水には全くゼロではございませんが、ごく少量のものしか出ておりません。ですので、流れる水については、濁り水とかはそういったものは別ですけれども、そういった心配は要らないというふうに感じております。

今回の対策工事をやった後の効果ですが、昨年度行った川添ため池については、十分効果があったので、それはそれでいいと思っております。

今回、水があるところでの工事というものが浪江町では初めてですので、その結果を見ながら対応したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第59号 工事請負契約の締結について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第60号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（1・2工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（1・2工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第61号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第62号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1工区①））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1工区①））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第63号 物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 63号の資料によれば、普通車タイプの総電力量は40キロワット・アワーということですが、走行距離はどれぐらい、1回充電するとどれぐらい走れるのでしょうか。ワゴンタイプはどれぐらい走れるのでしょうか。

それから、普通車、ワゴン車、それぞれ1台どれぐらいというこ

とで要することになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） まず、走行距離でありますけれども、1回の充電で約400キロの走行となります。

次に、乗用車タイプの1台当たりの値段ですけれども、約284万円、税抜きです。ワゴンタイプが395万円、同じく税抜きとなります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 入札は、各社応札で81.6%、それなりの競争が行われたというふうに思います。

それで、1回充電で400キロ、いろいろ今後のこともあるので、電気自動車のコストはどういうふうに計算されているのかと。

それから、2つ目には、今後、公用車として購入していくということになるのか、どうなのか。今後の計画はどうなのかということについてお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前10時20分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時21分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 答弁の修正をお願いいたします。

ワゴンタイプの単価を395万円と申しましたけれども、端数の四捨五入の関係で396万円と訂正させていただきたいと思います。

また、電気自動車のコストということでもありますけれども、車の本体のほかにいわゆるEVPS、充電器が必要となると思います。さらには、電気自動車は公有車となるのかどうかということ、今後ふえるのかということにつきましては、今回の電気自動車の購入はあくまでスマートコミュニティ事業の一環でありまして、今後の公用車につきましては、ちょっとそこまでは及んでいない事業となっております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号 物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第64号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第65号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第66号 工事請負契約の変更について（請戸地区水産加工団地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 66号の変更理由は、今後の公共事業においても大いに今検討すべき、ある意味ではほかの公共事業においても利用すべきそういう中身があるので質問したいと思いますが、変更内容の第1点として、敷地造成工、盛り土において不足土の一部をほかの工事より流用することにしたと、減額になったと。私は、浪江町は今本当にどこに行っても公共事業の看板が立っているわけけれども、盛り土の問題、要はその分としてどこからか買うというのではなくて、他の工事より流用することができる。これが今回の公共事業で証明されたわけだから、大いに公共事業のコスト削減、入札の見直しももちろん必要だけれども、こういう面からコスト削減ができるということが証明された、そういう中身だというふうに思います。したがって、盛り土の流用分についてはどこからどれだけの流用することになったのかということについてお尋ねいたします。

それから、地盤改良工、想定していた深さまで地盤改良の必要がないということがわかったと。これも、今までも似たようなことはあったんだけど、逆に地盤改良が必要だということで、増額変更になったということもありますけれども、設計の段階でそれこそ副町長が繰り返し自信を持って答弁されているように、設計見積もりにおいてはいささかの問題もないということを言われているわけだから、だとするならば、想定していない深さまで地盤改良を行うことになったと。これは、なぜこういうことが発生したんですか。いや、本当だよ、これ。

それから、調整池増設工事において、維持管理のため底部のコン

クリートが必要となったと。調節池が池になっていたのかな、今回は地球の地になったけれども。

[発言する者あり]

○16番（馬場 績君） 維持管理のために底部のコンクリが必要になったと。これも設計段階でわからなかったんですかという全く素人の素朴な疑問です。調整池でしょう。コンクリ、私はどういう基準になっているかわからないけれども、当然のことながらコンクリで圧接するということだと思いますけれども、請戸地区水産加工団地造成工事において、なぜこういう変更の必要性が出てきたのかということです。

それから、仮設工についても仮の防護柵で可能だと。だから副町長、公共事業の発注については吟味すべきなんですよ。あなたはそこで胸を張って、何ら問題ないと、適正この上ないというような答弁をされたけれども、現実にはこういう問題も起きているわけだから。私はやっぱり設計見積りの段階で吟味をする、それがやっぱり発注者の責任ですよ。関係する質問にお答えした後、最後に副町長の明快な答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） まず、盛り土の件についてですが、実際、さまざまな工事を発注し、その工事の流れを見ないと、この工事で盛り土が必要な時期に他の工事でタイムリーにその残土が出るかどうかというものは、実際に始まってみないとわかりません。ですので、当初の設計としては、新材を購入するという設計をせざるを得ないところでございます。

実際にどこから土を持ってきたのかといいますと、掃部関頭首工と苧宿頭首工から移動しております。苧宿頭首工では約4300立米、掃部関頭首工では約1600立米持ってきております。

地盤改良についてですが、なぜなのかということですが、この約3ヘクタールのところにおよそ2000本近くの杭状のものをつくる内容になっております。設計の段階でその2000カ所全てのボーリングをするということは現実的ではないと考えております。

調節池については、当初、なるべく安く上げたいということでそういうふうにしておりましたが、やはり後々の管理からすると、そこにコンクリを打っておいたほうが楽だということでそうになってしまいました。申しわけございません。

仮設工については、防護柵はどういうものでやらなきゃいけないという県のほうのマニュアルがありますので、当初、設計ではそのマニュアルに従って積算したところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほどからご指摘をいただいているところでございますが、指名委員会においては設計内容の精査までにつきましては行ってございませんが、議員ご指摘のとおり、それ以前の段階でやはり各課で内申する際には、十分な精査のもとに設計書を当然上げるべきだと考えております。今後におきましても、その段階からやはり各課の連携なり、いわゆる設計を見る段階での審査等につきまして、今後も十分検討しながら入札の執行については適正な執行を図っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） したがって、今回、契約変更が出ただけけれども、やっぱり高落札率になる背景にはそういう問題もあると。だから、今の答弁で、今後、内部で十分検討するという答弁だから、それをぜひ、無理、無駄を省くという意味でも徹底してほしいというふうに思います。

それから、造成工事については、掃部関と荊宿から約6000立米かな、私は土建屋でないからわからないけれども、大した土量だと思ふんです、6000立米。これを逆に購入すると。どこからか山を崩して現場に搬入すると、莫大な経費がかかると思います。あえて言うとな、やってみないと残土が出るかわからないと。たまたま今回そういう事案に遭遇したということだけれども、公共事業、あれを見れば幾つも同時発注しているわけなので、副町長が今答弁されたとおり、各課連携をして、残土利用をするということは可能だということですよ、これは。これは担当課長はこの部分だけだから、全体を見る立場として町長でもいい、副町長でもいい、こういうことをやるべきだというふうに具体的な事例が出てきたわけだから、今後、具体的にやっぱり検討していくというふうにできるし、すべきだと思ふんだけれども、どう考えるか答弁を求めます。

それから、地盤改良については、2000本の杭を打って、全てのところでボーリングをするというのは現実的ではないと。したがってそれは不可能な話だということなんだけれども、どれぐらいの間隔でくいを打ったかわからないけれども、土地によっては土の下のことだからわからないけれども、私は大体、何間隔というのかな、10メートルなら10メートル間隔、5メートルなら5メートル間隔でくいを打てばこの地層はどうかということは、専門家ならわかるんじゃないかと。したがって、今回、地盤改良の必要のないところに必要だという予算の設計をしていたということなので、これも、結果

こういうことが明らかになったわけなんですけれども、この立場では適正なボーリング調査、適正な公共事業の発注、設計資料の精査というふうにはしか見えないけれども、こういうことで金額変更が可能だということですから、大いにここからやっぱり教訓を酌み出すべきだというふうに思います。

それから、底部のコンクリ打設については、私も正直、土建屋でないのわからないけれども、調整池については、要するにコンクリの打設が必要なしというふうに考えた、判断した根拠は何だったんでしょうか。コンクリ打設が必要だというふうに判断した理由は何だったんでしょうか。

それから、仮設工については、これはやっぱり簡易な方法で可能だということですから、人も集まらない多忙な中、浪江町の公共事業の成功のために事業者が努力しているということはわかりますけれども、簡単なことのようにだけでも、やっぱり公共事業の見直しがいかに必要かという極めて具体的な事例だというふうに思います。

防護柵については、そのとおりだと思いますので再質問はしませんけれども、以上、今後の見直しも含めて改めて質問いたします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのお質しの件でございますが、確かに、造成についてはさまざまな工事を発注しております。そういった中で、担当課及び担当者については、非常に土量が多く使われる、例えば、先人の丘構想なんかについても、しっかりと事業調整を図りながら進めていきたいと。ただ、工期の関係がある場合については、なかなか思うとおりにはいきませんけれども、そのことを基本にしっかりと対応してまいりたいと思います。

それから、地盤改良につきましては、確かに適切な設計、あるいは適正な設計が必要だというふうには思いますので、今後、今までもやってはまいりましたけれども、検討を重ねてまいりたいと思います。

以上で。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 調節池についてですが、敷地内から強い雨が降った場合に、一気に下流の排水に水が行かないようにするための施設でありまして、どうしても下にコンクリートを張らなければならないというものではございません。ということで、当初、土というものを想定しておりましたが、年数

がたつにつれ、当然、そこに土砂とかがたまって、行く行くは草とかも繁茂することが想定されますので、そういった管理を楽にするため、コンクリートということを考えました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号 工事請負契約の変更について（請戸地区水産加工団地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時55分まで休憩といたします。

（午前10時43分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時55分）

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 防集移転事業の買収事業ご苦労さまです。

今回の買収の結果については、別紙資料で丁寧な説明が行われております。その上でなんですけれども、対象者は未相続分も含めてあと70。対象面積は96.3%が終わって、残り、違うな、これが4.5ヘクタールということで、大詰めにきたというふうに思いますが、未相続の問題はなかなか難しいと思いますけれども、請戸に土地を持っている人の話で2つあります。

1つは、土地を売らないことにしたんですけども、その耕作については今後どういうふうに考えればいいのかということが1つで

す。

それから、いま一つは、買収した跡地の管理、公共事業で使っている分もあるわけだけれども、空き地というふうにいったほうがいいと思うんですが、空き地になっている土地の管理と今後の利用計画はどうなっているのかという2つの意見が寄せられました。お尋ねしたいと思いますので、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 売らない土地の耕作につきましては、各所有者の方の判断といいますか、耕作するというのであれば耕作していただけたと思います。

また、今後の買収した土地の土地利用につきましてですけれども、カントリーエレベーターでありますとか水産加工団地とか防災林、さらには記念公園等の予定がされております。今後とも、そういった利用計画を促進していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 売らない土地の耕作については、それは本人の判断で耕作できるということです。どこに土地があるのか、私は見ていないんですけれども、耕作できるということになれば、水利の問題も発生するわけだけれども、利水の状況については現在はどうで、いつごろまでどうなるのかということをお尋ねいたします。

それから、空き地の問題だけれども、公共事業として使う分はそれはそれとして問題ないと思います。それ以外に空き地のままになっていると、荒れているという土地の管理についてどうされますかということです。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 水利の関係ですけれども、これも資料を持っていないので記憶の範囲内になってしまいますが、令和3年か4年以降に通水が可能となる予定と思っております。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 先ほど申し上げました公共事業の計画のほかに、現在、環境省でありますとか農水省に事業用地として貸与しているところもございます。利用していない土地の草刈りなどはちょっとできない状況となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁ありますので。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 空き地の今後の利用ということでございますが、今後の課題というふうに認識してございまして、有効に

活用できる方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第68号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第69号 調停の申立てについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町有建物の調停申し立てです。

私は当然だというふうに思っています。議案については、異議、

異論はありませんけれども、調停申し立てに至った若干の経過についてご説明いただきたいと。本来ならば、町長、これだけの案件なんだから、全員協議会の開催を求めて、やっぱり議会に丁寧に説明するという対応が必要ではないかと私としてはそう思うということをもまず申し上げておきたいと思うんですけれども、その上で、調停申し立ての3番のところに、一部支払いに合意した分を控除した残りの分について支払いを求めるということです。ここで言っている一部合意は具体的にどういうことなのか、金額も含めてお尋ねをいたします。

それから、進行協議の中で、東電はこれまでどういう主張をしてきたのかということについてもご説明をいただきたいというふうに思います。

そこまでお聞きして、その上で。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） これまでの経過でございますが、平成31年3月28日に損害賠償請求書、建物の提出をいたしておりまして、その後、その支払い期限を31年5月10日までというふうにして提出していたところでございますが、5月9日に東京電力ホールディングスからの回答がございまして、内容としましては、現時点では貴町からのご請求をもとにお支払いすることが困難な状況でございますという内容でございました。

経過としては以上でございます。

2つ目の一部合意という部分はどのようなものかということですが、今後、何らかの合意があった場合には、そこを除いてという意味でございます。

それから、3番目のどういう主張を東電がしていたのかということですが、賠償額の算定につきまして、建物の新築価格に現価率、現在の価格の率を掛けて、それに損害の割合を掛けて算出する方法になりますけれども、そのいずれも新築価格、それから現価率、それから損害割合について、我々の主張と東電の主張に違いがございました。我々の主張としましては、民間賠償と同等の計算、同じような計算で賠償金額を算出したいという主張でございますが、東電の主張はそれとは異なる方法を用いて、公会計という手法で積算した金額で賠償にしたいという主張で相違点がございました。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一部、合意についてはあったということではなくて、これからあった場合という話ですね。

それから、経過についてはわかりました。お互いの主張、東電の主張については、今、課長が言われた主張だから、当然、町としてはそれは納得できないという判断をするのは当然だと思います。その上で、ちょっとこれは調査不足なんだけれども、町としては民間と同等に賠償すべきだと。しかし、東電は公共の建物については公会計による積算にしてもらいたいというふうに言っていると。じゃ、東電が和解拒否の理由としてきた中間指針には、民間とそれから公共について区別されているのかどうか、そのことについて進行協議でどういう議論を行ったのか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。
(午前11時08分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時15分)

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 中間指針におきましては、個人または企業がこうむった損害と別々に解する理由が認められないことから、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断されることとなるという地方公共団体等の財産的損害等についてのそのような指針が示されているところでございます。

また、これとは別に、原子力損害賠償紛争審査会におきまして、これとは逆の文言が出ておりまして、民間財産とは賠償における取り扱いを異なるものとするという原子力賠償紛争審査会の文書も出ております。現段階では、どちらが正しいかはわかりませんので、町としましては中間指針に記載されているものを尊重しまして、このような主張をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 原子力損害賠償紛争審査会のことでしょうか。2つ言われたけれども、1つは原子力損害賠償法、原賠法ではなくて、原子力損害賠償紛争審査会、いいでしょう。要するに、指針が分かれているというか、2つの見解が示されていると。町としては中間指針に基づいて団体の財産として損害賠償を請求するという立場だから、私はそれでよろしいというふうに思いますが、これは短く話します。都合のいいときは、東電は中間指針を持ち出して、それになじまない。都合が悪くなると、いや、それとは別だと。公会計

による積算ということを書いてくると。全くご都合主義で、私は許せないというふうに思います。

今後、いろいろ問題が出てくると思いますが、適宜適切に議会にやっぱり経過報告をしていただいて、議会と問題を共有しながら、事案解決のために取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

その上で、これまでの問題解決のためにどうあるべきかということも3回目ですから提案をしておきたいと思いますが、基本的には東京電力は和解案が出た場合、それを尊重するということは当然です。その上で、これまで国もやっぱり和解案拒否を見て見ぬふりをしてきたと。ある意味では同罪だと。そこをやっぱり是正させる必要があるということで、和解案が出た場合、国はそれを拒否しないよう、東電に対して是正勧告をきちんとやっぱりするというのが今後の解決の方法の一つではないかと。

それから、2つ目には、今回もそうなんだけれども、都合のいいときだけ中間指針を持ち出すと。こういうことではまずいので、国はこれまでの和解案を反映した中間指針を国がきちっとやる、見直しさせると、一歩踏み込むということをお願いしていく必要があるのではないかと。

それから、3つ目には、やっぱり国民の代表機関である国会の権限の問題です。正直、今までは国会として国政調査権の権限を適正に発揮したというふうに私は思いません。したがって、国政調査権に基づいて和解拒否案件を調査して、国と東電に国会が是正勧告を出すと、こういうことをやっぱり求めていく必要があるのではないかと。もちろん、個別の案件ではあるけれども、同時に行政に対しても最も根本的な、あと政治の分野でも最もやっぱり革新的な部分について、町民とともに解決のために東電に迫ると、こういうことが必要だと思いますけれども、町長として、今回、申し立て議案を上程されるに当たって、今後の取り組みの決意のほどをお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 今、ご指摘をいただいたとおりに思います。

そして、近々、国といいますか、調査をしたいということで、浪江を訪れる予定で、中間指針の……

[発言する者あり]

○町長（吉田数博君） 原賠審でございました。原賠審が現地調査をしたいということで、近々浪江を訪れるという予定でもございますので、しっかりと事務方を通じて、また直接機会があれば要請をして

まいりたいと思っております。そのことについては、全く我々の置かれる立場を考えるならば、当然の主張であるというふうに思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第69号 調停の申立てについてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第70号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番。

何点か質問させていただきます。補正予算の13ページ、目で労働諸費、そしてマイクロバス購入補助金というふうなことで350万なんですけれども、この点で、運転手、マイクロバスの維持管理、これはどういうふうに考えられたかお伺いをいたします。

それから、下のその次の次、農地保全管理費というふうなことで、減額が4億6061万円の減額の内容をお伺いします。

それから、次のページ14ページ、商工費の商工振興費、そして町内生鮮食料品買い物施設整備補助金というふうなことで1500万、この件についてどのような部品なのか、備品なのかお伺いをします。

それから、土木費というふうなことで道路新設改良費、これが4705万円ですか、この補正の明細をお伺いいたします。

それから、最後に、15ページの防災対策費というふうなことで、復興まちづくり地区公共施設実施設計委託料というふうなことで5218万円というふうなことでございますけれども、これの明細をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問のありました2点につきましてお答え申し上げます。

まず、マイクロバスの運転手、維持管理についてはどうするかということでございます。

この補助金は、いこいの村に対しまして、バスの購入額の一部を補助するものでございまして、いこいの村でバスを買うという形でございますので、いこいの村で運転手を雇う形になっております。その維持管理費は、現在のところ、経済産業省の予算を充てるつもりでおります。

続きまして、では、もう一点については後ほどお答えいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 農地保全管理工事の減額についてご説明いたします。

今回の補正で、継続費設定をお願いしております補正予算書の5ページで、関ノ倉ため池と丈六ため池、これを今年度と来年度の2カ年で施工したいと思っております。それで、当初予算では、その総額を計上しておりましたが、来年度に繰り延べする分、その分を今回補正減としております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 14ページの中段、商工振興費の中の補助金1500万の補正についてお答えいたします。

こちらは、イオンリテール浪江店が進出するに当たり、その改修についての改修費について補助するものでございますが、当初、皆様にお諮りいたしました当初予算の際の金額に加えまして、その後、町民の意見を聞きました。どのような店舗が、どのようなものが欲しいかという意見を頂きましたところ、やはり温かいもの、できたてのものが食べたいという要望がありましたので、その要望をかなえるべく、4月ごろから厨房等の改修が必要となってきましたので、それに関しまして、やはり厨房でございまして、保健所等の指導もある程度厳しいものがありますので、その金額が新たに発生してまいりましたので、その発生した金額について補助する1500万ということになります。よろしくお願い申し上げます。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 続きまして、道路新設改良費の4705万9000円の補正でございますけれども、予算書の5ページをらんください。継続費の補正の最後の段になります。

一里檀大町線4工区としまして、総額が1億1764万8000円のうち、

令和元年度4705万9000、この分が今回の補正となっております。上川原橋から県道の幾世橋小高線の交差点につながる道路を改良する予定となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算書15ページにございます防災対策費の委託料5218万4000円の中身でございますが、こちらについては防災コミュニティセンターといいまして、屯所兼集会施設4棟の実施設計委託料でございます。これにつきましては、現在、消防団員の方が広域避難をしております、現在、町内には34カ所ほどの、当初はもっとございますが、ただ、団員の方の経費負担軽減、それから効率化のためにある程度集約が必要であると考えてございます。そういった意味で、この4棟については各分団1カ所ないし2カ所を配置しまして、基幹屯所として活用していただく計画としてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再質問します。

生鮮食料品の買い物の施設補助、町民の方々のいろいろな要望があつてこういうふうになったというふうなことでございますので理解しますが、いろいろこういうふうなことが今後とも起こってくる可能性があると思うんですけれども、そういうふうな補助金を出す町としての基準というかそういうふうなものは、どういうふうに設けられているのかなというふうなことで質問をいたします。

それから、幾世橋から大町までの通ずるこの道路というふうなことでありますけれども、橋までの区間が今回のことだと思います。それから、上部工はあと2年というふうなことで金額を発注されました。それから今度は、そのところから貴布祢のところまで通ずる道路をつくっていかなければならないと思うんですけれども、今、大町から貴布祢のところまではいつごろまでに通れるようになるのか、お伺いをいたします。

それから、地区公共施設の屯所の件なんですけれども、場所によってはいろいろそういうふうなところが集約されなくてはならないというふうな場所もあろうかというふうに思いますけれども、やはりいろいろ今補助金が出るからというふうなことばかりではなしに、そういうふうないろいろの公民館施設等もあるわけですので、再利用、そういうふうなことも考えるべきではないのかなというふうに思いますけれども、その点をお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

町内食料品買い物施設整備に関する補助金の要綱を定めまして、それに基づき適正に補助金を支出したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大町から貴布祢までいつごろ開通するのかということですが、現在、この路線の用地交渉、用地買収を進めております。多少困難な箇所がありまして、用地買収が終われば1年程度で工事ができるものと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 各地区の公民館の再利用はというご意見ですが、実際、現在の公民館は幾世橋公民館以外はもう使用不可能というような状況だと認識しております。そういう意味で、耐用年数等も考えますとそれなりのもの、きちっとした防災コミュニティセンターとしての用途にするためにはやはり新築がよろしいのかと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 町内34カ所の屯所というふうなことでの集約というふうなことでありますけれども、そうしますと、旧市町村、合併6町村のこの中で、各、例えば幾世橋なら幾世橋は1つにするというふうなことで、あとの屯所は壊すというふうな方向なのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

基本的には、既存の屯所は解体なりして集約をする方向で、今検討をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 紺野議員と関連しますけれども、14ページの商工振興費、今回、財源構成はその他で1500万、この施設整備費総額は幾らかがあって、そのうち1500万ということなのか、施設整備費全額補助ということなのか、お尋ねをいたします。

それから、ページ戻りますけれども、13ページの労働諸費で、いこいの村の管理棟整備実施設計がようやくということですが、マイクロバスを除けば1600万、これは管理棟ですから玄関部分ということなのか、それともいわゆる要望がたくさん出ていた食堂、食事ができるそういう施設整備も入るのかということについてお尋ねをし

たいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今回のイオンリテール浪江店の進出に当たりまして、新築ではなしに建物を改修するということに進出していただくということでございます。通常、新しく建てるよりはかなり少額な出費額で進出いただけるわけでございますが、やはりこの地区が余り魅力的なマーケット市場でないということもあることはありますけれども、やはり被災地への復興、そういった気持ちで進出いただけるというコンセプトは否めないと思います。その上で、この修繕にかかる金額、イオンリテール及び家主の両方の修繕に関しましては2億数千万かかると思われます。そのうち、補助金として合計7500万、前回の6000万と今回の1500万の7500万を補助するものでございます。

次に、いこいの村の設計に関しましてお答えいたしますと、当然、食べ物を食べるエリア、玄関、そういったものの設計を計画しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 管理棟についてはわかりました。

イオンリテールに対する施設補助、要するにあれこれ言ったけれども、必要経費全額を補助するということですか、それとも1500万という金額があって、施設整備としてこれだけ補助するというようなのか。だから、全額なのかそうでないのかという極めてシンプルなことです。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど申し上げました金額のとおり、一部を補助するというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 浪江町の復興再生のためにイオンリテールが極めて前向きな支援、協力をしていただくということについては、町民の一人として、あるいは議員の一人としてありがたい思いです。

その上で、前回の6000万、オーナーも含めて6000万の支出、これもやっぱり正直いろいろ進出の背景はあるにしても特別だなど。だけれども、私としては状況を打開するためにはやむを得ないという一面もあって、議案には同意してきていたわけだけれども、さらに今回、厨房施設として1500万、一部なのか全額なのかわからないということですが、私は公金支出に当たって、何ら判断基準がないまま補助金を放出するということはいかがなものかと。避難し

ている人からすれば、狭い復興住宅に入って、1カ月3000円の駐車料金も払って生活しているわけですよ。だから、町の復興復旧のためには全力を挙げなければならないけれども、だからといって、何もかにもお手伝いするという、先ほども紺野議員も言われたけれども、補助基準はあるんですかと。結局このことについては答えなかったけれども、補助要綱、補助基準がないわけですよ。これはやっぱり復興に取り組む行政の姿勢としては、私は極めて問題だと。小林副町長、せつかくの機会ですから、こういう事業に対して安易な補助はすべきでないと。必要な判断基準、交付基準は要綱なども含めてつくるべきだというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 先ほど、産業振興課長からも答弁させていただいたところではございますが、当補助事業に関しては、町において補助金交付要綱を策定の上、交付をしているところでございます。

新たな増額、今回、補正としてお願いしている部分につきましては、魅力的な店舗を整備していただくために、町民等の方々からいろいろご要望を踏まえまして、新たな厨房施設等、必要だというものについて事業者等と調整、あとは法令関係手続に必要な部分を保健所等と調整をした上で、必要な経費として増額をお願いするものでございます。議員お質しのように、青天井に補助金を交付するというのではなくて、当然、公金を支出するに当たっては、どの補助金も当然そうではございますが、交付要綱というものを策定した上で執行しているということについてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今のところと同じ場所で、その1500万円の支出のほかに、これからも考えられるような追加がもしかしてあるのかどうか。なぜならば、この新しいイオンさんが来られる施設に何ができるかというような文書での報告はあったんですけども、中身の説明はここには何ができませんというような地図等のような説明がちょっとまだ議会にはなくて、今回言った1500万円の厨房がどこにできるかさえ、面積さえもちょっと不透明なところなので、これもし、いや、もう決まっていて、このスペースのここには何ができますよとか、先ほど産業振興課長は飲食するところもできるんだとか、次々何かいろいろないいお話だけが聞こえるんですけども、そのアプローチというか、図面で公表できないのでしょうか、お伺い

します。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） お答えいたします。

産業・建設常任委員会においては、既に提出させていただいているところかと思いますが、議員の方々、皆さんに情報を共有させていただきたいと思いますので、後ほど追って提出させていただきたいと思います。提出に当たっては議長の判断にお諮りしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 産業・建設常任で出されたような資料であれば、全議員もこの1500万円の内訳の場所に関してと、このような規模だから1500万円程度がかかるというのが認識できるかと思うので、一応、こういう資料は提出を求めてよろしいのでしょうか。では、提出をしてもらいたいと。

あと一つ、答弁が漏れているのは、ほかにも万が一考えられるのがあるかどうかというのが質問のもう一つでありまして、これは、いや、今厨房が急遽ないと。でも、初めからこの要望、この施設をつくるに当たっては、温かいものを町長が作りたいたいと。それなんで3000万円ずつというようなお話の中にも、こういうような施設は考えられていたかとは思いますが、それで、多分その予算でできなかった追加が1500万円なのかなとは理解はするんですけども、いや、違う、次はこういう施設もあったんだけど、やっていくうちにまだお金がかかるようになりましたとか、いや、もう絶対この1500万円のほかには追加はないんですかとか、一般質問でもありましたとおり、駐車場もないから、いや、これはまた別途で駐車料も補正でまた出しますよなんていうような、次から次に出てくると何のための基準かわからなくなりますんで、その辺を明確に、いや、もうないんですというようなことかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まず、常任委員会提出資料を全議員に提出するようにお願いします。それから答弁をお願いします。

小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 答弁漏れがありまして、大変失礼いたしました。

新たな増額に伴う補助金の追加に関しては、現時点である程度設計も煮詰まってきましたので、来月オープンということで進んでいる中で、新たな増額というのは、執行部としては想定しておりませんが、新たな支出というのは考えておりません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一般会計補正予算（第1号）に対して反対の討論をさせていただきます。

大きな理由は2つです。

1つは、イオンリテールに対する追加補助についても、やっぱり議会と町民にしっかりした説明があつてしかるべきだと。交付要綱はあるというふうに言っていますけれども、1500万も合わせて4500万だから。一事業者にこれだけの補助を交付するというものについては、要綱からしてどうなのかという吟味がやっぱり必要だと。それが、我々議会との関係では全く行われていないということが問題だというふうに思います。

それから、2つ目の反対の理由としては、プレミアム商品券事業5015万8000円の予算が計上されております。プレミアム商品券発行は、町は言ってみれば代理店みたいなものだから、国の事業そのものを町として代行するというか、そういう立場ではあるけれども、この背景には消費税増税、10%に増税という問題があるということです。したがって、プレミアム商品券で低所得者、あるいは3歳未満児に対して配付するというのは、消費税増税の弥縫策でしかない。じゃ、直近の国民世論はどうかというと、6月9日の民報新聞です。消費税反対60%、全国面接世論調査。だから、ちよろちよるプレミアム商品券を発行しても、町民の暮らしも国民の暮らしも地域の経済も被災地の復興にも、率直に言えば何ら役に立たないと。あくまでも10%増税の弥縫策に過ぎないということなので、大いに問題ありということです。

消費税の問題と一般会計補正予算反対の理由について、いま少し掘り下げて討論したいと思っておりますけれども、5月13日に内閣府は、6年ぶりに景気動向指数について悪化したというふうに判断をし、公表しました。じゃ、悪化というのはどういう中身かということ、皆さんご存じのとおり、6段階のうち最も低い判断だと。まさに悪化なんですよ。

じゃ、このことに対して、これまで政府の中枢にいた元内閣官房参与の藤井聡さん、京都大学院の教授でもありますけれども、こういうふうに言っているんですよ。『「10%消費税」が日本経済を破壊する』という著書の中でも、文字通り日本経済をだめにすることです。

先ほど、国保税の議案審議でも明らかになったように、町民所得の実態はというと、100万以下が平成22年で所得申告者の29.17%、それが平成30年では40.87%。100万以下が11%もふえていると。これに10%増税ということになれば、世帯平均ですけれども、1世帯8万円の増税負担がかぶさってくるということですから、冒頭に申し上げたように、プレミアム商品券事業などは消費税増税の弥縫策に過ぎないということは明らかだと思います。

じゃ、どうあるべきかということについても、反対討論の中で明らかにしておきたい。財源は幾つもありますけれども、基本的には、持っている人は、所得の多い人はそれに応じてやっぱり負担する応能負担という総合累進制に戻すべきだと。これもちょっと調べてみましたけれども、1974年ですからしばらく前ですけれども、所得税は何と19段階に分かれてずっと累進になっていたんですよ。それが全く形骸化されてきているということで、貧富の格差が増大していると、広がっているというのが現状だというふうに思います。仮に、今ほど申し上げた2017年の19段階に所得の累進課税を導入した場合、どれくらい財源が出てくるかと、10兆円出てくるというんですよ、専門家の試算で。消費税を上げる必要ない。貧乏人を蹴飛ばす必要もない。

さらに、これは国の問題でもあるけれども、今問題になっている軍事費、防衛予算の問題ですよ。F35は1機147億ですよ。これを147機購入すると、こういうことで、2兆円の財源が出てくるということですから、消費税増税を背景にした一般会計については、やっぱり町民の一人として明確に反対の立場を、町民が直接関係する話なんだから、それは、ということをおききたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議とします。

（午前 11時 57分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 0時 01分）

◎発言の訂正

○議長（佐々木恵寿君） ここで、小林副町長から発言を求められてお

りますので、これを許可します。

小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 先ほど、山本議員に対しての質問でちょっと誤解を招く発言があったので、修正をお願いしたいと思います。

イオンの出店に対して、今後、新たな支援という形の趣旨のご質問があったかと思うんですが、整備に関しましては新たな補助というか増額のものはない。ただ今後、運営していくに当たって、特に駐車場に関しては、ご利用される方が多数いらっしゃるということも想定されますので、その際に新たな駐車場の確保とか、そういう部分に対しては賃料等の部分で新たな増額というものは検討していきたいというふうに考えているところでございます。すみません、誤解を招く発言で失礼しました。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま、副町長から会議規則第64条の規定により発言訂正の申し出がありました。議長においてこれを許可しますので、ご了承願います。

◎議案第70号の採決

○議長（佐々木恵寿君） これより議案第70号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食休憩のため、午後1時30分まで休議します。

(午後 0時03分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1時30分)

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第71号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第72号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号 令和元年度浪江町介護保険業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第73号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算

(第1号)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐々木恵寿君) 起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。

本件に対する意見は、適任と認めるとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号に対する意見は、適任と認めるとすることに決定しました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第24、同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

採決は、個別に起立により行います。

まず、畠山勝氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐々木恵寿君) 起立多数であります。

よって、畠山勝氏については、同意することに決定しました。

次に、松崎俊憲氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、松崎俊憲氏については、同意することに決定しました。
次に、愛澤格氏について同意することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、愛澤格氏について、同意することに決定しました。
以上、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定
しました。

◎報告第1号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第25、報告第1号 平成30年度浪江町一
般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第26、報告第2号 平成30年度浪江町一
般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第27、報告第3号 平成30年度浪江町公
共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題としま
す。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で、報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第28、報告第4号 平成30年度浪江町水
道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で、報告第4号を終わります。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第29、請願・陳情審査報告を議題とします。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木恵寿君） ただいまの朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業常任委員会委員長、平本佳司君、登壇でお願いします。

〔産業・建設常任委員会委員長 平本佳司君登壇〕

- 産業・建設常任委員会委員長（平本佳司君） 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について、説明いたします。

福島県では、若年層を中心とした労働人口が県外流出の傾向にあります。これに歯止めをかけ県内の労働力を確保するためには、最低賃金の引き上げにより、一定の賃金水準を確保する必要があると思えます。

よって、委員会で判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり採択すると決定いたしましたものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第3号 教育委員会教育長の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会教育長の任期満了に伴い、後任の教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める笠井氏の略歴につきましては、資料に記載のとおりであります。昨年9月から教育委員として教育行政の振興にご尽力をいただいているところであり、町内の小・中学校長を歴任されるなど教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育長として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで全員協議会開催のため、午後2時まで休議します。

（午後 1時42分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時00分）

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、同意第3号については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の質疑、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第31、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。
本案は、欠員となった教育委員について、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
今回、同意を求める蒔田嗣夫氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。浪江小学校PTA会長や学校評議員を務めるなどの教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、本町の教育振興にご尽力いただきたく考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

-
- 議長（佐々木恵寿君） ここで総務常任委員会開催のため、暫時休議します。

(午後 2時02分)

-
- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 2時09分)

-
- 議長（佐々木恵寿君） 日程第31、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより同意第4号 教育委員会委員の任命についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第32、発委第1号 国道114号整備促進特別委員会設置に関する決議（案）を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐藤文子君登壇]

- 議会運営委員会委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由のご説明をいたします。

国道114号は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響で、従来の道路としての役割に加え、浪江町に帰還した町民と避難中の家族をつなぐ道路、廃炉作業等原子力発電所のリスクに備えた避難道路、医療機関の少ない双葉地方と高度専門医療機関を結ぶ命の道路など、国道114号の果たす役割はますます重要なものとなっております。

このため、現在計画されている改良等整備計画を一刻も早く実現し、さらには未改良部分の早期整備を実現させることを目的として、必要な調査を行うため特別委員会を設置するものであります。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第1号 国道114号整備促進特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため、暫時休議します。

（午後 2時14分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時19分）

◎追加日程

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

国道114号整備促進特別委員会の設置に伴い、お手元に配付のとおり、国道114号整備促進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちにこれを行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、国道114号整備促進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちにこれを行うことに決定しました。

◎国道第114号整備促進特別委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、国道114号整備促進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。

（午後 2時20分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 2時21分)

○議長(佐々木恵寿君) お諮りします。

国道114号整備促進特別委員会委員には、お手元に配付のとおり、大浦泰夫君、高野武君、紺野則夫君、佐々木勇治君、山本幸一郎君、泉田重章君、馬場績君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐々木恵寿君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を国道114号整備促進特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

これより、委員の方は第1委員会にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長(佐々木恵寿君) ここで暫時休議します。

(午後 2時22分)

○議長(佐々木恵寿君) 再開します。

(午後 2時32分)

○議長(佐々木恵寿君) ただいま国道114号整備促進特別委員会において、委員長に馬場績君、副委員長に佐々木勇治君が互選されたので、報告します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第33、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(佐々木恵寿君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の平本佳司君、登壇でお願いします。

平本佳司君。

[8番 平本佳司君登壇]

○8番(平本佳司君) ご説明申し上げます。

本件は、先ほどの福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める

意見書提出の請願についての審査結果に基づき、意見書の提出が妥当と認められることから、ご提案申し上げるものであります。

議員各位のご賛同をいただきたく、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。
以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎教育長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君） ここで、6月24日をもって退任される畠山熙一郎教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。
教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 今、議長さんからお話でしたが、このような場で発言の機会をいただきましてありがとうございます。

す。

私は、平成20年6月の就任から平成27年度の教育委員会制度の改革を挟みまして、3期11年の任期を務めさせていただきました。この11年の歳月は、平成23年3月の被災以前が2年8カ月余り、被災後は8年3カ月余りとなります。これまで、議会の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

被災前には、国からの交付金を活用して、学校施設への太陽光発電装置の導入、地域スポーツセンターの建設などがございました。被災後は、子供たちの教育の場を確保することを優先することとなり、被災先での学校再開、避難先での学校再開、けなげな頑張りを見せる子供たちへの支援と教育環境の整備、一部地区からとなりました避難指示解除に対するための浪江での新設校開設など、いろいろとございました。これらのいずれにつきましても、さまざまな方々のお考えをお聞きしながら、間違いのない判断を必要としましたが、その際、議員の皆様方からもご理解とご指導をいただきながら、事を進めることができました。改めて感謝を申し上げます。

皆様方のお力添えのおかげで、学校教育に関する一応の基盤整備が整いつつございます。今後は、住民の方々の心と体の健康や暮らしの充実に結びつけるために、生涯学習、文化スポーツ活動、文化財保護などの分野の充実を図ることが大切になってくるものと考えてございます。私が及びませんでしたことは多く、それらは後任の方にお願ひすることになりますが、議員の皆様方には教育委員会での今後の取り組みに、これまで同様のご理解とご指導、ご鞭撻を賜りたく存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、浪江町議会議員の皆様方の今後のますますのご健勝とご活躍、そして浪江町の復興が滞りなく進展しますことをご祈念申し上げまして、御礼と退任のごあいさつとさせていただきます。長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

[拍手]

◎町長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月4日の定例会開会以来、熱

心にご審議を賜り、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、議案第70号 令和元年度一般会計補正予算につきましては、スーパーマーケット整備に関する予算などについてご承認をいただきました。これにより、帰還した町民やこれから帰還しようとする町民の皆様のニーズに沿った、より充実した買い物環境の整備が実現するものと考えております。

また、いこいの村なみえの管理棟整備に関する予算につきましても、一般質問の際にご意見をいただきましたように、魅力的ないこいの村づくりに向けて第一歩となります。

今後とも引き続き、町民の皆様の帰還促進に向け、町内の生活環境整備を進め、一つ一つ課題解決に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、畠山教育長におかれましては、平成20年6月に教育長に就任をいただいてから11年にわたり奉職をいただき、特に震災後の二本松市での学校再開や浪江町における浪江にじいろこども園の開園、なみえ創生小・中学校の開校など、激動の時期に馬場前町長とともに本町教育の発展のためにご尽力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

引き続き、当町の教育振興、また町の復興にご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、議員各位におかれましては、梅雨を迎える中、健康には十分ご留意をいただき、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年浪江町議会6月定例会を閉会します。

（午後 2時45分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 本 幸 一 郎

署名議員 泉 田 重 章